

午前10時2分 開議

議長（角谷英男君） おはようございます。ただいまから平成14年第1回泉南市議会臨時会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、22番 巴里英一君からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において19番 和気 豊君、20番 西浦 修君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、議案第1号 特別職の職員の給与に関する臨時措置条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） おはようございます。ただいま上程されました議案第1号、特別職の職員の給与に関する臨時措置条例の制定について提案理由を申し上げます。

さきの6月に開催されました定例市議会におきまして、浅草共有山財産区及び別所財産区に係る不適切な事務執行によりまして、議会に大変御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。

関係職員の処分についてでございますが、担当職員につきましては、給料及び調整手当の10分の1を減給1カ月間及び昇給延伸3カ月とし、当時の管理監督者である次長、部長につきましては、文書による厳重注意処分とし、8月1日付で実施をいたしました。上林助役につきましても、みずからの監督責任を明確にする必要から、本年9月の給料及び調整手当の10分の1を減給としたい旨の上申がなされております。

以上の経過を踏まえまして、私自身の監督責任についても明確にする必要があるものと判断し、

本条例を提案するものであります。

内容につきましては、33ページにお示しのとおり、特別職の職員の給与に関する条例附則第2項の規定による給料の額及び第4条に規定する調整手当の額にそれぞれ100分の90を乗じて得た額とするもので、平成14年9月1日から同年9月30日までの1カ月間に支給する給料及び調整手当について適用するものであります。簡単に説明いたしますと、減給10分の1、1カ月の処分とするものであります。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 真砂君。

21番（真砂 満君） 過日の議会運営委員会でも若干の質疑をさしていただきました。質疑をしている最中でしたが、向井市長も頭に来たんかどうかわかりませんが、私の顔をずっとにらみながら聞いておられました。最近、市長のそういった光景が多く見られるのでいかなものかなというふうに感じます。まず、そのことを申し上げたいと思います。

それで、質問でございますが、今回議会にも迷惑をかけたということもあって、市長の管理監督、その責任を明確にするということで、本俸並びに調整手当の10%カット1カ月という私からすれば市長自身非常に厳しいみずからの処分を課するというふうにはまずと思います。それはそれだけ今回の件について重く受けとめられた、そういう結果だろうというふうには思いますが、過日のときも言いましたけども、こういった処分というのは、ほかの事案、これから起こり得る事柄についても1つの先例として残っていくわけですね。

簡単に言えば、それが事例として残るわけですから、今後仮に起こることが今回の件より重ければ、当然今回のみずから課した処分より重い処分をしなければならない、そういった責務を負うわけでありまして。そのことを十分に認識の中でやられたのかどうか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。それがまず1点。

それと、提案理由の中で書かれてます市長の管

理監督、一般的にはもう最高責任者は任命権者である向井市長、当然であります。ただ、管理監督、この種のいろんな事件なり事故なり、そういった事柄が起こったときに、処分に値する管理監督の責任、この範囲は一体どこまでなのか。そのあたりについて、これは懲罰委員会外で市長みずからみずからの処分を課してありますから、これは市長の考え方を聞かなければいけないというふうに思いますから、市長がどの程度、どのあたりまでみずからの管理監督責任を負うべきだというふうにお考えなのか、お聞かせをいただきたい。

それと、わかりやすくするためにあえてダブリますが、今回の減給10分の1の1カ月というみずから課した処分ですね、この事案と比べてその処分は妥当だというふうに考えられたから当然提案されてるんでしょうけども、本当に妥当だというふうにお考えなのか。もっと平たく言えば、向井市長が本当に10分の1の減給をしなければならぬ、それだけの管理監督のミスを犯したと本当に腹の底からお思いなのか、そのあたりについてお聞かせをいただきたい。

議会運営委員会の中でも話をさせていただきましたけれども、もし仮に向井さんが本当に議会に迷惑をかけた、市民に迷惑をかけた、10分の1の減給をしなければいけない、そういうお気持ちがあるならば、処分の前に謝罪であるというふうに私は申し上げました。その謝罪も相手方、例えば議会に皆さんが本当に市長は腹の底から謝ってるな、そういうことが理解ができる、相手に通じる謝罪、そういったことが必要であるというふうに述べさせていただきました。言葉だけで遺憾であると、そういったことではだめではないのかな、ハートが通じる、心が通じるものでなければならぬのではないかなというふうに思いますので、そのあたりについて市長の考え方についてお述べをいただきたいというふうに思います。

それと、今回の処分の件でありますから、今回の処分が妥当であるかということをお我々判断しなければいけませんから、最低限、向井市長が市長になられてことしで9年目にかかっておられますから、就任以来、事故、事件に対しての処分状況

はどうであったのか。それぞれの事例、事案、処分内容についてお示しをいただいて、今回の妥当性を判断させていただきたいために御提示をいただきたいというふうに思います。

それと、職員の処分、これは賞罰委員会で協議をされて処分決定がされます。そのことによって、当然当事者と管理監督者ということがあろうかというふうに思います。管理監督者も含めて処分を受けると、後々やっぱり履歴に残りますから、例えば昇給、昇格等で影響が出てくる、これは一般的にすればそうだろうというふうに思いますから、泉南市の場合には、そういった履歴にそういった訓告なり戒告なり注意なりいろんな処分がありませんけれども、そのことが昇給、昇格に影響をしないのか、現にしていないのか。される予定があるのかどうかですね。そういったことも含めてお答えをいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 幾つかの質問がございましたけど、まず今回の処分が今後の先例になるのではないかとございまして。

今回の処分は、職員の処分ですね、一般的には、これは賞罰審査会できちっと審査をしていただいて、その上申を私が受けて、最終的には私が判断すると、こういうものでございまして。それはいわゆる事務的な範疇の話でございまして。

今回、私のみずからというのは、そういうことでもありますけれども、それにとどまらず、今回の案件についてさきの6月議会に上程も予定をしておりましたし、審議間近であったということをお踏まえまして、さきに登記が先行したという、これは農用地整備公団の問題もあるんですけれども、そういうことによって、それではやっぱり議会の議決をいただくという手順としては違うと、誤っておるということで、これはもう一度もとに戻して御提案をしなければいけないということで取り下げをさせていただいたわけなんですけども、そのことが非常に6月議会の議会運営委員会を初め、所管の委員会の皆さん初め、議員各位に大変御迷惑をかけたということで重く受けとめまして、これは政治的な1つの判断として私はみずからを処分したいと、こういうことにしたものでござい

す。

したがって、今後のそういう処分の例があったときにどうするかということでございますけども、それは当然内容なり、それからそのときの状況なり、あるいは軽重によって私まで及ぶ場合と及ばない場合と当然あると。それはやっぱりそれぞれの事例によって判断をしていかないといけないのではないかとこのように考えております。

ですから、今回のこの意味で事務的な一定の処分という考え方とは別に、私自身として政治的な判断をさせていただいたというものでございます。

それから、管理監督責任ということでございますけども、これは当然行政、組織としてやってるわけでございますから、その職員が何か適切な事務処理、あるいは不正等を行ったということであれば、当然本人はもちろんでございますが、その上司たる職員についても管理監督責任が及ぶと。ただ、その場合は一般的にはやっぱり処分の内容としては本人が一番重いと。それから、管理監督の責任の度合いというのは、その部署部署によってだんだん緩くなっていくというのが一般的かというふうに考えております。ですから、職員の処分をする場合には、やはりその事案なりあるいは経過なり、本人の認否も含めて、やはり人を裁くということになるわけでございますから、あくまでも慎重に対応をすべきものであるというふうに考えております。

それから、今回の処分が妥当かどうかということでございますが、いろんなお考え、議員各位にもあるかというふうに思います。ただ、私といたしましては、そういうことでせっかく地元の理解をいただいた中で上程を予定させていただいた案件がそういうことによって撤回せざるを得なかったということに対しては、非常に私自身としては責任を感じたと、そういうことで今回処分をいたしたものでございます。

それから、過去の処分の状況ということですが、私が就任しまして9年目を迎えておりますけども、私みずからの処分というのは今回初めてでございます。

あとはちょっと事務的なこととなりますので、

事務担からまた御答弁申し上げます。

それと、謝罪ということでございますが、これについてはいろんな受けとめ方があるかというふうに思います。私はもともとそういう性格的なものもあるかというふうに思いますけれども、私は私なりに非常に申しわけなかったという気持ちで申し上げたんですが、それが伝わってくる、伝わってこないというのは、受けとめ方の問題もあるかというふうに思いますし、私自身のそういう性格的なものもあるかもわかりません。私としては重く受けとめさせていただいてるところでございます。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 皆さんおはようございます。御答弁を申し上げたいと思います。

たしか質問内容は、昇給、昇格にかかわるんじゃないかということであったと思います。この事案につきましては、当然、先ほども提案説明の中で申し上げたとおり、原因を起こした職員本人につきましては、昇給にかかわっております。3カ月延伸ということでございます。一定昇給につきましては、今まで地方公務員法の懲戒処分があれば、ほとんどの職員は昇給が延伸となっております。これからもこれを継続はしていきたいということでございます。昇格につきましては、影響があるというのは、これはいろいろその事案とか処分内容によって判断をするべきものと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

議長（角谷英男君） 出口人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（出口幸廣君） それでは、私の方から懲戒処分が昇給、昇格に影響するのかということでございますけども、基本的には地方公務員法の29条の戒告、減給、停職、免職の場合は、一応人事履歴に載るということでございます。

市長が就任後ですけども、こういった賞罰事例があるかという御質問だったと思います。平成7年の3月に採用試験における瑕疵ということで、受験資格要件の確認が不適切だったということで、当時の課長が文書訓告、助役も文書訓告を受けております。

それから、平成10年の7月に管轄外の救急活動ということで、消防長が戒告を受けております。これはある議員から知人の病院の転送依頼があり、管轄外への転送を行ったということで、消防長が戒告を受けておまして、あわせて昇給延伸3カ月となっております。

それから、平成11年の2月ですが、交際相手に対する暴力事件ということで、交際相手と口論になりまして、相手をなぐったということがわかりまして、戒告とそれから昇給延伸が6カ月という賞罰事例がございます。

それから、平成11年の2月に職務命令義務違反ということで、庁議で決定しました職務命令に職員が従わなかったということもございまして、担当課長が戒告、それから昇給延伸が3カ月、そのときの担当部長が管理監督責任を問われまして、文書による厳重注意となっております。

それから、平成12年の11月に、ホームヘルパーの不祥事に関する件ということで、市職員であるヘルパーが利用者から預かった派遣手数料を一時的に流用したということもあって、本人、これは不幸にも自殺されまして、処分はございませんでした。そのときの担当課長、課長代理が管理監督責任ということで厳重注意、部長、次長が文書訓告ということになっております。

それから、平成13年の3月ですが、業者への不適切な指導ということで、業務一部不履行に対して業者に変な形での損失補てんを求めるような発言をしたということで、担当課長、参事が厳重注意、管理監督責任としまして部長、次長が口頭訓告を受けております。

それから、平成13年の5月に職場内におけます暴力人権侵害事件ということで、これは図書館の事件で御存じだと思いますが、当事者が停職3カ月、係員が減給10分の1、1カ月間と。管理監督責任としまして部長、次長、係長が厳重注意を受けております。

それから、平成14年の2月になりまして、病気休暇中における生活態度ということで、病気休暇中であるにもかかわらず頻りにパチンコ店に入りしていたということもございまして、厳重注意と昇給延伸3カ月を行っております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 真砂君。

21番（真砂 満君） 市長が今回、私もこれだけたくさんの処分の事例があったというのはわからなかったんですが、今回のみずからの処分が政治的な判断、確かに浅草山の件でいえば、去年の議会でも一たん取り下げて改めて6月議会に出しておりますから、理事者側とすれば成案のために並々ならぬ努力があったと。それがこのことによってまた振り出しやということで、そういった面でのみずからのふがいなさも含めたことは確かにあったからというふうに思うんですけども、今の事例を聞いていただいてもわかるように、私から見れば、今回のこの事例以上のものも中にあるのではないのかなというふうに感じるんですよ。

そのあたりについて、これは今発表していただいたのが向井さんが市長になられてこれまでの事案でありますから、場合によれば教育委員会の関係であれば市長ではなくて教育長という形にもなるかというふうに思うんですけども、ほかの事案はすべて最高責任者のみずからの処分というのは課してないわけですね。今回がそういった形で課せられてると。見方によれば、今回は議会ということもあって公になったと。言い方は悪いんですけど、公になった、明らかになってる、そういったこともあって今回のこういった処分になったのか。そういった見方もできるのではないのかなというふうに思います。

私は、それであってはだめだというふうに思うんですよ。わかった部分についてはもう仕方ない、わからなかったらそれでうやむやにってしまう、内々で済ましてしまう。そうではなくて、やはり市長がみずからおっしゃってますように、その案件案件、中身によってどうするんだということが一番合理的であるし、まさにそうしなければいけないというふうに思うんです。

もっといえば、今回の件でいえば、私は議会運営委員会の中でも言いましたように、当然謝罪も必要ですし、場合によれば処分も必要なのかもわかりませんが、まずその前に行政が今回のこの事案について反省をしなければいけないのは、まさに公印の取り扱い、私はそういうふうに思う

んですよ。それが事案が発覚をしたときにどんな公印の取り扱いについて対応されたのか。総務文教の常任委員会開催前の正副委員長の打ち合わせのときに、総務部長にお聞かせをさせていただきますと、していないとおっしゃられました。議会運営委員会では、市長が処分が確定した後、けさの庁議でしたか、調整会議でしたか、そのときに改めて申し上げたというふうにお答えになられましたけども、事案が発生してから何日たってるんでしょうか。

それと、総務課長が管轄している市長公印、ほかにも部署では市長公印の保管をしている部署が何力所もあるわけですね。場合によれば同じような案件が起こり得る可能性というのがあるわけです。泉南市で起こってなかっても他市でそういった事例があれば、直ちに泉南市は大丈夫なのか、再確認をして注意喚起を促す、そういったことが日常的に当然行われてなければならぬことが、残念ながら泉南市の場合、当市で起こっているにもかかわらず、まだほんとにしなければならぬことをせずして処分に走ってしまう。私はそういったあり方というのは間違ってるんじゃないのかなというふうに思うんですが、そこらあたりについてはどうなのか。

それと、上林助役が処分の昇格、昇給のことについて言及されました。当事者についてはそうなんですが、私があえて尋ねさせていただいたのは、管理監督の責任ということで、当然直属の上司、2階級ぐらい、通常でしたら処分の経験はあろうかというふうに思いますが、処分をされるというのが常だろうというふうに思うんですけども、いわばそういった処分がされると、当然管理監督不行き届き、マネジメントのことがきちっとされていないということですから、当然その人の昇給、昇格に一般的には影響して当たり前だろうというふうに思うんです。そのことがほんとにどうなのか。ほんまにその上司なりそういった形の人が管理監督の責任を怠ってるということであれば、当然訓告でも戒告でも注意でも何でもしたらいいと思うんですけども、形式的だけにとらわれていないのかどうかですね。

私は履歴ということで考えますと、形式的だけ

にとらわれてましても、絶対そういった昇給、昇格に本来は影響すべきものだというふうに思ってますから、簡単にすべきではないというふうに思いますから、そこらについてあえて聞かしていただいております。改めてお答えをいただきたいというふうに思います。

それと、教育委員会の関係であります。今回浅草山、担当外といえれば担当外なんでしょうが、議場でもこうやっておられますから、その中身等については十分に把握をされておられるというふうに思います。今回の取り下げた理由についても当然おわかりだろうというふうに思いますけれども、以前に教育関係で何件か事件もありますよね。そのあたりについてのみずからの分と今回の分、少なくとも教育長、どういうふうに感じられているか。私は別に教育長の注意が軽かったというつもりは全然ございません。私は教育長の注意というのは、その程度で妥当かなというふうには思ってますけれども、余りにも市長のみずからの処分がきついというふうに思ってますから、その辺についてのお考え方をお述べいただきたいというふうに思います。

それと教育長、あえてもう1点だけお聞かせいただきたいと思います。6月議会でも一般質問の中で問題提起されたんですが、某小学校で問題を起こして、某小学校の方に異動した、そういった教師がまたぞろ問題行動があっという問題になっていた。たまたまその方が自主退職されたということで、そのままになってたんですけど、議会の議場の答弁の中では、まるでその方がセクハラ行為でもしたというような内容でお答えになっておりました。教育委員会がそういった把握を仮にしてるならば、私はその案件というのは、懲戒処分に値するんじゃないのかなというふうに思うんです。処分でもほんまに表へ出た分については処分するけど、うやむやにできる分はしてしまう、私はそういった姿勢というのは間違ってるんじゃないかなというふうに思いますんで、ちょっとずれますから簡単にお答えをいただきたいと思うんです。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど前回までのいろんな

過去の処分状況を御説明さしていただきましたけれども、その中には市長部局、私の範疇の分とそうでない分も含まれておりますので、教育委員会関係は教育委員長の方で最終的には処分されるということで、私としてはそれはかかわれないといえますか、そういう組織になっております。

市長部局で起こったものについては、当然賞罰審査会等で処分をし、そしてそれに関連する管理監督責任等についても処分をいたしているところでございます。今回の分は、そういう行政だけのかかりということではなくて、議案として上げておったという意味で、市議会の方にも大変御迷惑をおかけした、あるいは混乱を引き起こす1つの要因であったということも踏まえまして、事務的な処分というのはそれはそれとして、あと政治的に私自身みずからの戒めも含めてこういう処分をさしていただいたということでございます。

それと、他市でもいろんな新聞報道等、例えば不正とか汚職とか事件があったら、そのたびに調整会議において私の方からこういう事例が新聞報道あったけれども、職員の皆さんにももう一度しっかりと公正な事務処理、適正な事務処理をするようにということ注意喚起を行ってきております。今回のもそういう意味で先般の調整会議で、これは一定の処分が出た時点で私の方から全部に対してその部長を通じて、部下に対してももう一度自分たちの仕事を見直して適正な、そして的確な事務処理をするようにということで注意をいたしたところでございます。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 今回の市長におけるこの処分ということで、市長さん自身の件、今申されておられますけれども、私の感想といえますか、そういうことで御質問を受けたわけですが、先ほどから市長さんがおっしゃっておられるように、確かにこの事案についての事務的な管理監督というその辺のところもあるかと思えますけれども、あくまで今回の件で議会を混乱させたということでの市長のお考えと、このように私は考えております。

先般、私の方におきましては事案がございまして、教育委員会の方では賞罰委員会がございませ

るので、市長部局の方の賞罰委員会に御検討いただいて、部長以下の処分について御審議をいただき、それを受けて教育委員会での処分をさしていただきました。その折に、私の方もその事案につきましての管理監督ということで嚴重注意ということで処分を自分から上申いたしまして、処分を受けてるという状況もでございます。

もう一度繰り返しますが、あくまで議会を混乱させたといえますか、そういった意味での市長さんの今回の御自分での御処分だということに考えております。

それから、あと1点、信達小学校の教諭の件でございますが、確かに1年目で新任であって、学級指導、あるいは校内で保護者ともトラブルというような事象がございまして、指導もさせていただいた段階ではあったんですけども、1年で信達小に転勤をさせまして様子を見ておりました。その間、学校あるいは教育委員会の方でも指導はさせていただいたわけですが、またやはり子供の指導、あるいは保護者との意見の食い違いと。一部は応援をする親御さんもいらしたようでございますけれども、そういうことがあった経緯の中、本人から退職という申告といえますか、退職したいという申し出がありましたので、その形で退職ということで府の教育委員会と協議をした上、退職辞令を受け取り、退職をさせたということでございます。

何かセクハラというようなことが今真砂議員さんから中にありましたけれども、後日そういったこと、セクハラというふうに言えるかどうかということではあるんですけども、その辺のところの様子があったということは認知いたしましたけれども、本人が退職したいということの自分からの申し出の段階では、そのことにつきまして教育委員会としても認知しておりませんでした。

以上のような経緯でございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 再度の管理監督者としての処分した場合の昇給、昇格に影響するのかという御質問でございます。

基本的には、やはり問題を起こした職員が一番

処分は重いというのが基本でございます。その他の関係職員、主に管理監督の職員につきましては、やはり原因者よりは軽くなるものとして行っております。これまでの事例でも管理監督責任の処分につきましては、やはり訓告とか厳重注意が一番多く見られております。

いずれにいたしましても、その事案や処分内容につきましては、判断すべきものと認識しております。特に訓告とか厳重注意の場合は、昇給、昇格には今現在では影響はしていないということでございます。

議長（角谷英男君） 真砂君。3回目です。

21番（真砂 満君） もっと議論をしたい部分があるんですけども、上林助役、私が言うてるのは、仮に形式上であろうがほんとに管理監督の能力に欠けて処分をしたところで、それが履歴としてやっぱり私は残るべきやと思うんですよ。マネジメント能力に欠ける、直属の部下が何か事案、事故を起こすということですから、組織上からいうと管理監督も含めたマネジメントにやっぱり一種の疑問を投げかけざるを得ない。それが例えば重なっていきますと、その方の職歴、そういった履歴に傷がついてくるわけですよ。そういった傷がついた方が、一般と同じようにその方が直接何か事案、事故を起こさないからといって、昇給、昇格に影響しないと。これは一般的にはない話なんですよ、履歴として残るわけですから。だから、私は簡単にそういったことに処分すべきではないですよと、そう言うてるんです。

今の答弁でしたら、影響しないんでしょう。逆にそれがおかしいんですよ。おかしいでしょう、管理監督能力に欠けてるのにその方が昇給、昇格されると。僕らも職員時代、余り優秀な職員じゃなかったですからね、紙をいただきました。僕ら冗談でレッドカードやイエローカードとかいうて、これを2枚もうたら延伸やでとかいうて、笑い話の中でそんな話もしたことあるんですけど、私はそれが一般的やと思いますよ。そんなん注意やからいうて、まあまあ口頭注意やからええわというような代物じゃないでしょう。2回も3回も注意を受けてて一般と同じように昇格、昇給すると、こんなもん一般的には考えられませんよ。それだ

けやっぱり何か問題があるわけですから、昇給、昇格に影響するわけですよ。これで当たり前なんです。逆に言うと、私はだからこそそういった簡単に口頭注意やからええわとか、文書注意やからええわと。そうじゃないですよということを言うてるんで、そこらちょっと違うんと違うかなと思うんで、いや、同じことやというんやったらそれでいいんですけどね。私は答弁を聞いてますと、そこはちょっと違うと思いますので、改めてお答えをいただきたいと思います。

それと教育長、私は、私の方から6月議会のとときにセクハラ行為があったと言うてないです。あなた方がおっしゃったんです。答弁でもあなた方がおっしゃったんですよ。だから、あえて私言うてるんですよ。そんな事例があるんやったら、自己退職さすんじゃないくて、懲戒処分にしたらどうですか。問題行動があった、セクハラ行為もあったとおっしゃったのは、あなた方です。それやのに自己退職してる。それがおかしいんじゃないですかと言ってる。そこまで把握して議場の中で言うてですからね。名前は確かに言いませんでしたよ。でも、某小学校から某小学校へ異動した、月まで言いましたな。年月日まで言いましたわな。Aさんというのは特定できるんでしょう。その方がそういった行動をしてると。そこまでおっしゃるんでしたら、懲戒処分にすべきじゃないですか。自己都合やと。問題起こしといて何ですか、それ。だから、身内に甘いと言われるんですよ。それは後で答弁してください。

ただ、それぞれの事案でそれぞれの処分があるというのは、私はわかりますけれども、どうしてもここで皆さん方に言うときたいのは、バランスというものがあるというふうに思うんです。

例えば今回だけに限って言えば、正しいんかどうかわかりませんが、細かくなりますけど、担当が10分の1の減給、助役、市長が、これは政治的な判断ということでもありますけれども、10分の1の減給、その上の直属の上司、次長、部長が注意処分と。おかしいでしょう。下と上が10分の1、真ん中が注意と。私はおかしいと思いますよ。それがまかり通るんなら、これからすべてそういう形にしなければいけないんですよ。

そら議会をとめたそのあれはあるとおっしゃいますけども、確かに議会も私自身も迷惑をかけられました。そのことはきちっと誠意ある謝罪で政治家向井市長がされるなら、私はそれで済んだと思うんですよ。議会の方も一部では市長の処分ということを何回も求めていた部隊もありましたけども、私はそうじゃなくて、きちっとほんとに悪かったと、ほんとに向井さんが思うのであれば、そういったことを言葉なりそういった形であらわすべきではなかったのか、謝罪という形であらわすべきではなかったのかというふうに思います。同じことの繰り返しなんで、以上で質問を終わります。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 基本的には私どもは職員につきましても、地方公務員法の処分を受けた場合には、特に昇給には影響するという基本的な考えはまず持っております。先ほども申し上げたとおり、その他の法に基づかない処分というのはあるんですけども、そういう面につきましても、回数を重ねた場合にはやはり判断、影響があるというようなことも考えなくてはいけないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、その事案とか内容によって判断すべきものというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 先ほどの質問の件でございますけれども、6月の議会で退職いたしました教諭がセクハラ的行為はあったというふうに確かに教育委員会としての答弁をさしていただいていると思っておりますが、ただ先ほども申し上げましたように、その認識をいたしましたのは、本人が退職した後のことでございます。本人から直接事情聴取等もできない状況といえますか、事象の中身でございますけれども、保護者の方に食事を誘うとか、そういう電話をしたとかいうふうな事実、一、二そんなことも聞いてございます。

学校長等にもその辺の事情も後ほど聞かしていただいて、そういうセクハラ的行為、完全にセクハラかどうかということまでの判断はできかねますけれども、これは退職以前に認知しておりま

したら、本人から事情聴取等も加えて実施するところでございますけれども、本人からの退職がもう既に出ておりまして、府の教育委員会との協議の上で退職事例が出た後、そのことを教育委員会として知ったということでございます。御理解をいただきたいと思っております。

議長（角谷英男君） ほかに。 成田君。

18番（成田政彦君） 1つお伺いしたいんですけど、処分の結果というのは、こういう処分の内容になつてくるんですけど、この処分するに当たって、中身の経過については、総務常任委員会で私はもっと詳しく説明しなさいと。なぜ、どこに何の間違いがあつて、どのような時点で懲罰委員会でそのことが決められ、その詳しい経過というものが、本会議でもそのことが説明されてないと。そういう点について、どこがどう間違つとって、それでどこでどのように話されて、どういうふうに処分されたんか、そのことをもうちょっと詳しく話してほしいと。

それから、もう1つ、向井市長になってここに処分があるんですけど、これは直接の上司が処分されたのは 注意だけと違いまっせ。直接の上司が具体的な処分をされたのは具体的に何件あるのか、ちょっとそれをお伺いします。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の方から、1点目の審査内容のことだと思うんですけども、まずこの審査につきましては、原因は決裁を受けずに公印を押印したということと、当時の上司の管理監督責任について審査をしたところでございます。本人からは、経過書及び事情聴取の内容を十分事務局の方から、事務局という人事担当部局からですけども、説明を受けまして、事実関係に基づいて賞罰審査会で審査をしたということでございます。

内容につきましては、事実関係の確認と市に対して損害を与えたか与えなかったかという議論をまずいたしました。原状回復がなされたということで、この件につきましては所有権移転はもとに戻したということもありましたので、結果的には市に実害はなかったものということであったんですけども、やはり本市の条例なり規則に違反があつて議会に対して迷惑をかけたということも踏ま



えまして、懲戒処分の程度について話し合いを行ったということでございます。

また、上司の管理責任につきましては、原因者に一番の責任があり、原因者より重くすることはできないということの議論がされたところがございます。あわせて、本市の過去の処分事例や国の処分基準等を参考にしながら、処分の内容を決定したものでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） 出口人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（出口幸廣君） 私の方から、これまでの賞罰事例の中で事件に伴いまして上司の管理監督責任を問われた件数は6件となっております。

議長（角谷英男君） 成田君。

18番（成田政彦君） そうしますと、さっき説明を受けたんですけど、まず条例のどの部分に適用してこれを処分したのか。それから、原因者に重大な原因者というんですけど、これ市長公印を使っていますので、単なる課長がこういう市長公印を使って、こういう重大な問題を泉南市の組織体制では簡単にできると。ここに非常に職務の怠慢、緩み、そしてその上の上司についてはそれをどこまで知ったか、もう一度伺います。

この問題について、市長公印を使って土地の売買、そういうものについて直接外部、緑公団ですから国家機関ですわね。こういう国家機関と交渉する全権が与えられておったと。そして、市長公印が使われたと。これについてその上司が全く知らなかったと。まさか市役所の中にこういう緩みがあるということは、私は信じられません。もう一度この直接の上司は、緑公社との関係の問題、そういうことを報告を受けてなかったのか。それから、この土地の登記の問題についても、処分された課長から一切報告はなかったのか。課長は全く稟議書及びすべて単独行動でこういうことをしたのか。この点、緑公社の関係は何にも報告がないんですけど、その緑公社と課長との協議はどのように行われてきたのか。その都度その都度それは直接の上司に報告はされてなかったのか。その点もお伺いしたいと思います。

これ、例えば大阪府と泉南市の担当者が交渉す

る場合、こんな重要な問題を直接の上司に報告しないなんていうことは考えられません。ましてや緑公社というのは国の機関であります。こういう例えば国の機関と交渉する一課長が全く上司のいわゆる指示のもとに動いてないということは、普通考えられないと思うんですけど、この点どうなってるのか。もうちょっとその点を、緑公社の関係と課長の関係、上司の関係、稟議書の問題、そういうことは一切報告はなかったのか。その点、ちょっと伺います。

それで、条例のどこで処分したのか。今聞きますと規則ね。6件直接の上司が処分されていますけど、今回なぜこんな重大なことで直接の上司がこんな軽い程度で済まされるのか、私は疑問に思います。助役は原因者に直接問題があると思うんですけど、これ、どうですか。相手は大阪府と違いまっせ。国の機関でっせ。緑公社でっせ。その点ちょっともう一遍詳しく。よろしく。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 1点目で、どの規定に違反したかということをおの方から御答弁申し上げたいと思います。

まずは、本市に事務専決規程というのがございます。その規程の違反、そして文書規程、公印規程、この3つに違反したということでございます。

他の件につきましては、事務担当の方から御答弁を申し上げたいと思います。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 成田議員さんの御質問の中で、担当課長から上司への報告ということでございますが、この議案につきましては、泉州東部区域農用地総合整備事業、いわゆる基幹農道の事業用地に係ります件でございます。その関係で、当然経過なり緑公社との協議については、我々、私また助役が入らなければならない協議については、当然入ってどういう形で進めるかという協議は行っております。

ただ、この件については、あとで議案として出てまいりますけれども、分筆登記なり所有権移転登記の協議ですね、その辺についても内部で協議いたしましたけれども、後の事務手続ということの中で窓口として総務課長が行ったものでございま

す。その中で分筆登記と保存登記まで行うということで、所有権移転については議会の議決後行うということになってたわけでございますけれども、それについても向こうの方から要請があって捺印をしたという報告を受けております。

ただ、その捺印をした中で、緑公社に対しても議会の予算議決後ということの中での話はあったというふうには報告を受けておりますけれども、緑公社からも文書が来ておりますけれども、向こうの方でやってしまったという報告を受けたわけでございます。改めて緑公社に話をして、登記を戻してほしいという協議をした中で、7月15日付で登記がもとに戻ったという経過でございますので、よろしく願いいたします。

議長（角谷英男君） 成田君。3回目です。

18番（成田政彦君） 僕、ちょっとおかしいと思うんやね。今の総務部長の話によると、一方的に緑公社から要請を受けたと。それで、課長は要請を受けて課長の独断でやったということなんですけど、しかしその前提には、緑公社との協議についてはある一定、そら当然ですわな。直接の上司の総務部長、助役などが入って重要な問題について協議してます。しかし、突如緑公社から要請されて課長が独断でした部分については、その間については何ですか、これ。まさか緑公社の方から土地の登記の問題について要請されたと。それも市長公印を押さなきゃならないと。そのことについては勝手にしたんやと。これはちょっと納得できない。普通、一般会社でも重要なときだけは事務手続、これは勝手にやったんやと。

この判断、1人の課長が一番最後の重要な土地登記の問題で印鑑を押したということについて、これを知らなかったということは、私はこれは済まされませんわ。その上司は、はっきり言うてよっぽど目がくらんどったのか、ずうっと経過から見たら当然これは登記しなければならない問題が出てくるし、緑公団から要請されると。その問題について、それは知らなかった、事務的に勝手に

事務で字を書いて消しゴムで消すぐらいだったら僕わかるんだけど、市長の公印を押し、登記したんですからね、これを稟議書もなくてやるということは、完全に私、責任ですよ。何で稟議書

を上げてきちっと、彼は総務部長に直接上げなかったんですか。何でそういう指示しなかったんですか。そういう指示しないこと自体が能力がないんですか。

総務部長、あなたなぜそれをきちっと最後まで指示、何で最後まで指示しなかったんですか。当然緑公社からそういう要請が来たら、そしたら当然、普通課長は上げて、それは当たり前のことや。それをごまかしてやるなんていうのは、全く信じられませんわ。その点をもうちょっと、なぜ、その点課長とどういうやりとりしましたか。こんな重要なことについてなぜ報告しなかったと。ずっとあなたの今の発言では、ちゃんと緑公社のことについては、ずうっと事前はちゃんと協議してきた、いろんな問題について。そういうことを言ってますでしょう。この部分だけなぜ欠落するんですか、その部分だけ。最終的な重要な問題、課長隠したとか、こういうふうになっとるんですけど、その辺がちょっとわかりません。

それから、職員の懲戒の手続と考課に関する規則があるんですけど、もう少し具体的にこれ、どの何の部分、ここに2条、3条あるんですけど、どの部分が 免職でないんですから2条の分からないんですけど、この2条の部分でもう少し、例えば総務部長のやったことは2条の部分に僕は入ると思うんですけど、そういう点でどうですか。もう少しその、いわゆる懲戒の手続の中でどの部分について議論されて、これが適当であるという判断をされたのか、もう少しその点詳しく。今度は市長と助役は一応処分されたが、中抜きされてますからね。その点きっちりと教えてください。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 処分の内容の具体的なことだと思んですけども、まず原因者につきましては、先ほどからも言うてるように、地方公務員法のみず懲戒処分には値するということでございます。懲戒処分の中には、まず戒告、そして減給、そして停職、免職と、この4項目がございますが、総合的に審査をいたしました結果、やはり減給に値するということを決めたところでございます。

減給の内容につきましては、先ほども申し上げ

たとおり、給料、調整手当の要するに10%1カ月減給するというごさいます。それに基づきまして管理監督責任はどうかということごさいます。先ほどからも申し上げたとおり、処分というのは原因者が一番重い、重くすべきものという基本的な考え方がまずごさいます。その管理監督、この場合は管理監督の關係の職員につきましては、原因者より軽くということ、要するに法に基づかない処分ということで、文書による嚴重注意が妥当ということ判断をいたしたところでごさいます。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） この事務のプロセスなんですけども、当然緑公社と協議をしたことごさいますけれども、この登記の關係の手續の協議というんじやなしに、土地の売買契約をどうするかというような協議については、緑公社と私、助役が入って、担当課長も入って協議は行っております。その中で進んできた中の段階ということで、登記關係の話は担当課長の方で協議を行ったということごさいます。

その中では、我々の認識ということでは、先ほど申し上げましたように、所有権移転については予算の議決後ということの認識であったわけごさいます。ですから、決裁關係についても分筆登記、保存登記までという形での処理ということで進んできたということごさいます。担当課長から聞いた中では、その当時緑公社の方から一式書類を持ってきて、これももう一緒に押していただきたいような申し出があったということの中ですけれども、当時の課長も当然これは、所有権移転登記については議会の議決後ということの中で、約束の中で押印をしたというふうに私自身も報告を受けているところごさいます。

私に対する管理監督責任、厳しく指摘をされているわけごさいますけれども、今回の事案を十分反省する中で、今後の職務に務めてまいりたいというふうに考えておりますけれども、まずこれを戻すことが大事だということの中で7月15日までかかってこの登記をもとに戻すという状況ごさいますので、よろしく御理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（角谷英男君） ほかに。 島原君。

16番（島原正嗣君） このそもそもきのうから開かれておる臨時議会は、今提案されてることに端を発してわざわざ臨時議회를盆も近づいてるのに、そんなことは関係ないでしょうけども、私は先祖、仏を敬うという持って生まれた人間性がありますから、そういうことを言うんですけれども、ほんとに心外ですよ、こういう時期にこのような臨時議を開くということは、まして、これは行政のほとんど責任でしょうが。もともとこのことは、問題が出てきてから次の臨時議を開いてもらうということが前提やったわけですよ。そら構へんですよ、開いても。もう少し行政というのは厳肅に市民のあり方、あるいは全体の奉仕者として、地方公務員法に定められておる職員の綱紀肅正、これをきちっとやっばり市長、稲留市長、あんた最高責任者ですから、管理監督をする責任がありますよ。あ、失礼しました、向井市長。きのうから稲留元市長が頑張っておりますので、そればかりしか頭になくてえらい失礼しました。向井市長さん、頼みませ、ほんまに。

そうでしょうが。電気代はかかるわ、えらい速記者さんには悪いけども、速記料はかかるわ、議員はこんな出ても費用弁償ありませんからどうということないですけども、やっばり職員にしてもえらいありがた迷惑ですよ、これはある意味では。そうでしょう。

そこでちょっとお聞きをするんですが、これ議運なり総務文教の中での協議会では、助役の当初の説明は、錯誤やったというふうな言い方をしておるんですけども、民法上、私もある大学の通信教育をまだ受けてるんですけども、民法論の中で錯誤の定義について、一応学説として説いてるわけですが、この錯誤という定義は、10年、20年前あるいは明治時代、大正時代とは違って現代の昭和、平成という時代では、この錯誤の解釈定義というものは非常に変わってきていると、こういう認識を持たれてるんですが、助役さんのおっしゃった錯誤とはどういうことなのか。ここに書いてるのは、意思と表示の不一致を言うというふうに書かれてもおるわけでありまして、行政の認識としては、この錯誤という定義についてどのよ

うに考えるのか、お答えをいただきたい。

それと、処分の方法は法に基づいてという御答弁があるわけでありますが、もちろんそうでしょう。また、一方では法に基づかない処分をしたという言い方もしてるんですが、地公法からいうと第29条ですね。これは懲戒等の規定がありますね。それから、地公法の第28条第3項には適格性を欠くという場合の処分もありますね。それから、地公法第5章第60条には、罰則規定というものがありますね。

いろいろ総合して、今おっしゃってることが処分の対象になり、限定した処理をしたと、こういうことですが、これは何ですか、問題は例えばここに提案されておる賃金カットとか給与カットとか昇給、昇進のストップと、こういうようなことが問われておるわけでありまして、問題はこの公印の管理、先ほどの議論もありましたように、のあり方というものをどのように考えておられるのか。ここらあたりの認識をちょっと、どのように改めたのか、今後どのような管理をしていくのか。これも含めて前任者の質問と重複すると思いますけれど、もう少し行政としてのこの賞罰審査会では、ただ単に給与の減給、そういうことだけに終わってるのかどうかですね。

それと、もう一つ、市長室以外に、僕もよくわからないんですが、どこどこに市長印が、公印が管理されてるのか。例えば住民課、市民課に行きますと、戸籍謄本とかある意味ではいろんな書類の中に市長印が押されているわけでありまして、うちの場合は、泉南市の場合はどこどこに置かれてるのかですね。また、どういう方法で市長公印というものが押されてるのか。だれの判断で最終的に押されてるのかですね。そこらあたりをお聞かせいただきたいと思います。

ただ、問題は、そういう市長公印を押す認識というものが若干職員間の中で薄れてこういうことにもなったと思うんですけれども、ある意味では押した人間にすれば、一生懸命やってこれは早いこと処理をせないかんと、こういう市のことを思ってやったというある意味では逆の判断をするかもわからない。そういう意味では、もう少しやっぱりこの管理体制というものを改革していくと

いう行政としての対応をしていかないと、また過去にもこれからもこうした問題が起きないとも限らない、そのことの判断について御答弁をいただきたい。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の方から、1点目の錯誤の件で御答弁申し上げたいと思います。

土地の登記につきましては、もし誤ってたということであれば、当然もとへ戻すということで、登記簿関係につきましては、必ず原因が必要ですので、当然誤ってたということ、その名称は錯誤というような形を登記簿関係ではよく使います。要するに、誤ってたということの認識でございますので、これは登記関係の原因の1つの用語という形で御理解をお願いしたいと思います。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 私の方から、3点目の公印の管理の関係を申し上げておきたいと思えます。

泉南市の公印管理規程の中に、別表第1でございますけれども、その中に判の種類と保管者というのを規定いたしております。今回の場合は一般文書用の市長の印ということでございますから、総務課長が保管をするということになっております。そのほか、市民課なり課税課ですね。それと課税課では課税課用の市長印、戸籍関係については市民課、住居表示関係については都市整備部という形で、国民年金の関係ですと国保年金課ということでいろいろと各部署にわたって公印、市長員を保管をいたしているというのが事実でございます。保管の場所については、この別表1の中に記載いたしているとおりでございます。

それと、公印の使用の仕方につきましては、この公印規程の第8条に公印の使用ということの規定がございますので、その保管者が公印の使用の申し出があったときは決裁を経た稟議書と対照審査をして確認の上、使用するというところでございます。それと、稟議書については、もうその書類については公印を押したということで公印済み印を押印しなければならないという規定がありますので、これに基づいて公印の使用を行っているというのが実情でございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 出口人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（出口幸廣君） それでは、私の方から今回の処分につきましては、地方公務員法の第何条に該当するかということでございますけども、今回の場合は懲戒処分ということでございまして、地方公務員法29条の第1項、内容を申し上げますと、「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」ということでございまして、泉南市の公印規程ということで、基本的には公印を押す場合は、決裁をとりまして、それを持っていった上で総務課長の方で公印を押していただくということになっておりますので、今回は地方公共団体の規則もしくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合ということで、29条の1項ということでございます。

〔稲留照雄君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 稲留君。

13番（稲留照雄君） 先輩、まことに申しわけありませんが、きょうはたまたまたこの時期に議会を開くことはございませんので、長崎で今慰霊祭を行っているところであります。議長に発声いただいて、重要な議案の最中ですが、私たちは8月9日という日を議長に発声いただいて黙祷でもささげられれば大変ありがたいと、このように思うんです。こういう機会はもうほとんどないと思いますので、よろしく願います。

議長（角谷英男君） もう一度確認をしたいんですが、何のための黙祷をささげるのか、もう一度おっしゃってください、わかりませんので。

13番（稲留照雄君） きょう8月9日、長崎に原爆が落ちまして、非常に我々にとって印象的な日でございますので、できれば議長に発声いただいて、時間をいただいて黙祷をささげるということをご提案したいわけでありまして。

議長（角谷英男君） 申し上げますが、議事と直接かわり合いがございません。これが1点です。

それと、もう1つは、どうしてもおっしゃるんであれば、非常に重要なことをおっしゃっている

ことは事実でございますので、あえて皆さんに御了解いただけるなら、お諮りをして黙祷が構わないというんであれば黙祷をしたいというふうに思います。

よろしゅうございますか、諮らしていただいて。島原君。

16番（島原正嗣君） こういう議会審議の途中で中断をするということになると思うんですが、本来、議会運営委員会であればもう事前に言うておいていただかないと、私が物を言ってる段階ではいかがなものだろうかというような気もします。別に構いませんけど。

それと、もう1つは、長崎のそういうピカドンの問題について敬意を表して黙祷も大事ですけども、いっそするなら重里さんも去年の今ごろ亡くなられたのと違うかなと思うんですが、するんやったらもう重里さんのも含めてやってくださいよ。

議長（角谷英男君） 先ほど皆さんにお聞きしてという発言をさしていただきましたが、本来であれば今島原議員がおっしゃられたように、運営上は事前にこの問題はおっしゃっていただいて、事前に皆さんに御了解いただくというのが本来であろうというふうに思います。判断をさせていただくのは、非常に重要な提案はされましたが、唐突でもありますし、議事運営と現在直接かわり合いがないということでもありますので、これを取り上げないという判断をさせていただきます。まことに申しわけございませんが、会議中でございますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。島原君。

16番（島原正嗣君） はっきり言っときますけども、別に長崎のきょうのことに反対と、こういう意味ではないです。ただ、手法としてはいかがなものだろうかというような感じをいたしますので、大変僭越ですけども、質問を続行させていただきたいというふうに思います。私も質問しながら、心から長崎の問題については哀悼の意を表したいというふうに思います。

今、それぞれ御答弁をいただいたわけですが、問題は処分のことも大事ですけども、市長さん、もう少しこういう庁舎全体の管理監督とい

うものについて、市長自身がなかなか目の届くところまでいかないでしょうけれども、例えばこの事案から外れるかもわかりませんが、市民課も5日から住基の問題もスタートしてようでありますが、もう少し市役所の管理のあり方というものを総点検するべきではないかなと、そんな思いをしております。今の状態やったらどこからでも、住民課であろうとどこの課であろうと自由に入れるというふうな、私は土、日、人のおらない警備員もおりますし、臨時で来られている職員さんもいらっしゃるんですけども、もう少し各担当の部課の公文書のあり方、あるいは今問題になっております公印のあり方というものを徹底して管理するような指導をしなければならぬ時期に来てるのではないかなというふうに判断をいたします。

そういう点からしまして、じゃもう一度伺いますが、それでは現在市長公印が廃止をされていると、管理をされているのは市民課と課税課と都市整備、国保年金等々のこの4つくらいですかね。もう一度確認をしておきたいと思います。

そこで課長決裁まで行って、課長が公印を押すと。その押した書類の確認というのは、その課長の上の例えば次長とか部長とかいろいろあるわけですけども、じゃ市長の方の関係については、例えば市民課できょうなら100通なら100通分を市長印を押したというふうなその最終的な確認なり、そういう閲覧はどういうことに市長室に全部持って行って、市長がそれも一々決裁してるわけですか。

ただ、部長だけの判断なり、あるいは助役さんの判断で、私、条例見てませんからちょっとわからないんですけども、そういう場合はどうなってるんですか。あくまでも市長公印を押した場合の点検、確認というのは、最終処理はどこでしてるんですか。今、御答弁のあった4カ所か5カ所の市長印の保管場所ですね。押した確認、例えば今申しあげましたような市民課で100通なら100通押したというようなことの確認ですね。これはどこらあたりで最終段階確認してるんですか、お答えをいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 市長印の保管につきま

しては、今別表第1の関係の中に記載しているとおりのように申しあげました。数についてはすべて見ておりませんので、これは時間がかかりますので、後ほどまた見ていただきたいと思えますけれども、文書の最終確認というんですか、要するに行為を起こすときには当然決裁というのが必要なんです、判を押す前に。その決裁については、市長までもらう事案もございまして、専決規程によって助役まで、部長まで、あるいは課長までの決裁で処理できる事案がございまして。

ですから、その決裁をとった書類の当然必要な公印の部分については、一般の市長印ということになりますと、一般文書用になりますと、総務課長のところに持ってきて、発送文書についてはその公印を押すと。決裁の稟議書については、これで公印を押して発送すればそれで一応仕事としては終わりですから、その保管書類については公印済みの判を押して、所管する起案したところがその書類を管理すると、事務手続としてはそういう形になっているということでございます。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 何回も同じようなことを言うんですけども、例えば文書でもいろいろあると思うんですけども、今各原課の中で例えば予算の関係も300万から500万までは、事業部なんかは事業部にお任せをしてみると、こういうお話をよく聞くんですけども、総務も同じように、例えば100万か50万かという規定があると思うんですが、そういう場合の契約等にかかわる分については、これは今総務部長が答弁したように、助役あたりの最終的な確認で決裁を済ましてるのかどうかですね。市長のところで持って行って、市長自身が確認するといういわゆる規則、規定に従った、あるいは地方自治法に従った、専決処分金額というのはわかってますけども、それぞれ日常、行政として行っておる業務の中での市長判断、市長決裁というのはどこまでいってるんですか。そのことをもう一度伺いをしたいと思えます。

3回目ですからこれで終わりますが、問題はもっと公印というものの、市長印というもののあり方、これはどういう意味を持つのかということは、も

う公務員であれば、地方であれ国家公務員であれ十分わかってると思うんです。そういう意味で、やはりもっともっと管理体制というものを充実してやってほしいなというふうに思います。これはもう希望意見として申し上げておきます。

以上です。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） どの部分が市長まで行くかということですが、一般的な事務の流れとして、今島原議員さんが言われましたように、決裁関係については専決規程ということで、金額的に決まっているということですが、内部での協議の中で、これは市長まで報告すべきものと、市長の判断が要るというものについては、当然その所管が市長まで相談を申し上げて、その後方針を決めて専決規程に基づいて決裁をして処理をしているというのが実情でございます。

議長（角谷英男君） ほかに。 和気君。

19番（和気 豊君） 私、議会運営委員会の論議を拝聴しておりまして、その中で出てきたことから少しお伺いをしたいというふうに思うんですが、先ほどからいわゆる公印規程、事務専決規程等についてやりとりがあったわけですが、いわゆる保存登記の問題ですね。これにかかわってのいわゆる決裁書類ですね。これはどこまでいったのか。

それと、やはり合点がいかないのは、どうしても議会の承認事項である移転登記ですね。保存登記も重要ですけど、これは形式的といいますか、売買にかかわって当然市に保存を一たんしなければならぬという、そういう事務処理での段階ですから、それは議会の承認事項じゃなくて、行政内の事務処理でこれは処理されてくる。それが決裁がとられておいて、私、たしか市長まで決裁がとられておいたというふうに聞いたんですが、間違いであればまたお示しをいただきたいんですが、ところが片方の議会で承認を得なければならない、対行政と議会との関係で本当に守らなければならない、遵守しなければならない、そういう取り扱いの義務にかかわっての公印が決裁文書、稟議書がない中で対照、審査もされずに判が押された。

このことについては、どうしてもやっぱり合点がいかないんですね。

そういう点では、直接の上司である総務部長、あなたはこれにはずっとかかわっておられて、保存登記なんかの決裁書、稟議書なんかも判を押しておられるわけですね、起案文書が下から上がってきたときに。だから、対議会との関係、これはあなたも失念されたんでしょうか。稟議書がないということが、移転登記がやられるという過程の中でそういう決裁文書がないという、しかし公印が押されて緑資源公団の方で登記がなされておいたという、決裁文書がなかったということについて、あなたはいささかもそのことについて考えられなかったのか。もう失念されておいたのか。その辺ですね。

これは僕、あり得べからざることだというふうに思うんですよ、どうしても。こういう事務的なあり方で、言葉は悪いですが、給料をいただいて、市民の血税をいただいて、その職についていけば飯を食べておられた方としては、これはどうも合点がいかないというふうに思うんですよ。それが1点です。

それと、もう1つ、売買についてはこの登記簿謄本の写しを見せていただきますと、14年の1月の10日、こういうことになってますね、いわゆる登記の原因に足る売買については、それじゃ3月議会にも十分に出せたんじゃないかなというふうに思うんですが、これは大体この事業が6月の議会の承認を得てから進むということで、別に6月議会でもよかったんでしょうか。売買からいえば、もう速やかに移転登記請求が出てるわけですよ、その売買が成立した1月10日に。にもかかわらずなぜ3月に出なかったのか。その辺ですね。

それと、この事業は実際いつごろからやられているのかですね。その辺についてチェックをされているのかどうか。登記上のそういう文書の形式的な問題と、実際事業がいつごろからやられているのか。多分まだ移転登記がやられておりませんが、事業はまだ進んでいないというふうに思うんですが、その辺の確認だけ、緑資源公団にせつかくある意味では善意で配慮して登記承諾書を渡し

た。それだけではなくて、事業をもう既に先行しているというようなこと、これはあり得ないでしょうね。二重に緑公団にばかにされてると、こういうことにはなってないでしょうね。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 今、和気議員さんから、保存登記の関係の御指摘でございますけれども、現実には先ほどもお答えをいたしましたけれども、いろんな関係で協議を重ねていく中で保存登記まで進めるという決裁を行っております。（和気 豊君「どこまでや」と呼ぶ）市長印まで押しております。（和気 豊君「市長が判押しはったんやな」と呼ぶ）ただ、所有権移転登記の関係は行っていないということで、それは先ほど申し上げましたように、予算の議決後行為を起こすということの中で進めてきたわけでございます。

しかしながら、担当課長が緑公団との関係の中で捺印をしたということの中で、相手が登記までしてしまったと、所有権移転登記までしてしまったという経過は、先ほど申し上げたとおりでございます。

ですから、当然決裁が上がってくれば私としてもチェックはできるわけでございますけれども、保存登記は私も決裁はいたしておりますから確認はいたしております。ただ、所有権移転登記まではしていないと、確認をしていないということでございますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

あとの答弁は、ちょっと担当課長と調整します。  
議長（角谷英男君） 馬野総務部次長。

総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） 今回の不祥事につきまして、議会に対しまして非常に迷惑をかけまして、まことに申しわけないと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

〔成田政彦君「議長、議事進行」と呼ぶ〕  
議長（角谷英男君） 成田君。

18番（成田政彦君） 馬野課長さんには非常に申しわけないんですけど、処分された人が、処分された人の問題について今質問しとるんです。これは処分された人は謹慎してこの議会に、少なくとも自分のことに関する答弁に関してはちょっと馬野さん、ちょっと控えるのが普通常識ではない

かと私は思うんですけど、なぜ総務部長、そのことに 馬野さんに対しても失礼やで。何で馬野さんが答えるのかなあと。本来、上司である総務部長が全部答えるべきであって、そんなこと振ってええんですか、重要なことを。僕、それちょっと、議長、理事者に対してその点休憩して注意してくださいよ、こんなこと。こんなていたらありませんで。最低やな、これ。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 失礼いたしました。先ほど和気議員さんの質問の中で、1月10日の所有権移転ということでございますが、（和気 豊君「所有権移転言うてへん。売買や」と呼ぶ）売買ということでございますけど、失礼しました。これは泉佐野、田尻の分と一緒にということの形でこういう表現になっているということでございますが、この日付ということでございます。

それと、あと事業は進んでいないのかということでございますが、13年の5月に地元林野組が工事についての起工承諾を出しておりまして、道路工事については進んでいるということでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 緑資源公団が当然施主として業者を選定して、施工業者はどこかわかりませんが、そこにちゃんと請負契約を結んで発注をしていると、こういうことになるというふうに思うんですが、この契約の年月日はこの当該箇所ですね、5033の1を分筆しているいろいろに分かれておりますが、7筆ぐらいに分かれておりますが、これについては契約は3月26日から10月の31日末までと、こうなっておるんですが、そして実際に工事が行われたのは5月の14日ですか、こういうことでは結局移転登記もまだされていない。ところが、工事は現実に進んでいると。これはどうということなんです。契約も既に3月26日になされている。

それで、ここにいただいている資料では、泉南市新家5033の1、これは分筆しているいろいろに分かれておりますが、14年3月28日に契約、こうなってるんですね。（堀口武視君「それは違



うよ。13年の7月や」と呼ぶ)いや、平成14年6月25日の泉南市名義にかかわる土地についてと、こういうことでこのわび状ですわね、これが出ておりますわね。そのところに下記物件の契約を締結しましたがということで締結年月日が入ってるわけですね。それで実際7月ですか、これからやられるんですか。契約の締結をやって、もう既に工事が進んでいるということになれば、これは片方で文書を出しながら片方でやるべきことはちゃんとやっていると、公団はね。

片一方でなでといて、片一方ではやっぱり事を進めていると。しり向けて、てんと事は進めると。こういうことであれば、これはどうなんですか。契約は、これは都合悪かったから先に延ばしますということやったら、5月14日、これはどないなるんですか。そのことについても申しわけなかったと、工事も先行しておりましたと、既にね。そのことについてもあわせておわびをいたします。登記の問題だけで善意を踏みじったんではありませんと、こういうことなんですか。そういうふうにはなってますよ、この文書は。

議長(角谷英男君) 中谷総務部長。

総務部長(中谷 弘君) この6月25日付の緑資源公団の泉南市名義に係る土地についてという文書でございますけれども、これは6月議会の中で登記が変わってあったことが判明をいたしまして、向こうに対して約束と違うではないかということの中で出てきた文書でございます。

ですから、向こうとしてもその当時のうちの担当課長との話の中で、予算が通った段階で所有権移転登記を行うという約束の中で捺印をしていた分について先行して登記をしたということでございますので、これについての5割分ということでございます。

それと、工事の関係についてはこの部分には含んでおりませんが、この土地に関しては平成12年から話し合いを進めてきてあったわけでございますけれども、土地の問題の処理がおくられてきたということの中で、緑資源公団の工事も13年度事業ということの中で、地元としてまず起工承諾をして工事を先行させることについて同意をして、工事については先行いたしておるとい

とでございますので、よろしく願いいたします。議長(角谷英男君) 和気君、3回目です。

19番(和気 豊君) そらおかしいんじゃないですか。これは確かに登記事務を先行したと、もう契約もしたと、それが間違いであったと、それについては誠意を持って対応いたしますということ保存登記までに戻す。地元の林野組合やあるいは別所区は、これについて契約は結んでるけれども、別所区は関係ないですわね、今。浅草共有林野の方ですね、持ち分7分の1の泉南市のね。これについては、確かに起工承諾してるけれども、こういう1つの手違いがあって、議会の承認も得ずに登記もして、登記をして自分のものにして初めてそこで工事ができるというふうに思うんですが、ちゃんと法的にいわゆる所有権移転もなされてないものを工事しているという、そのことについては、これは市としてはどうなんですか。見過ごしにできるんですか。移転登記の問題だけで問題にできるんですか。

それは総務部長、平然と言ってるのけたらやっぱりぐあい悪いですよ。移転登記の問題だけでなく、実際工事をされてるんですから、5月14日付で。どんどん進んでるんですから。これは市がないがしろにされてると同時に、まだ移転登記の承認もしていない、議会を無視した行為だと、こういうようになるんじゃないですか。

行政がそのことに対して、議会や市民が愚弄されてるという問題に対して、どういう態度をおとりになるんですか、5月14日付で既に工事は進んでるということについては、そら田尻と泉佐野はちゃんと議会の承認も得て工事をやらしている。もう昨年の問題ですから、これは。そのことについてはどうなんですか。

佐野はまた別なやり方やな、佐野は100%そういうということで。それはいいですわ。そこはちょっとあれがありましたけれど、泉南市としては従来からの慣行はそういうことになっているわけですね。一たん保存登記を市がして、議会の承認を得て処理をしていくというやり方になっているわけですから、そのことについて違うやり方を違うやり方というんか、既にそういうことをやられる前に、正規の手続をとられる前に公団が

事を運んでいる。移転登記やったらまだしも、事業を進めてるといことはどういうことですか。そのことについては、どういうふうな対応をされるんですか。これはきちりと明らかにしていただきたい。

議長（角谷英男君） 和気君に申し上げます。ちょっと本来から外れてると思いますので、もとに戻して質疑を繰り返してください。

19番（和気 豊君） はい。ちょっと答弁だけ。  
議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 今、和気議員さんの御指摘のとおり、この緑資源公団との用地の売却が順調に進んでおれば、当然本来ですとそういう形が一番望ましい形だと我々は考えております。市が事業を行う場合でも、民間の方々の土地について、当然買収してそれから工事を行うということが筋でございます。

ただ、急ぐ場合は地権者と話し合いをした中で同意がいただければ工事を先行するという場合も市の事業なりでもある場合もございます。ただ、本来的には当然市の財産の処分ということを含んでおるわけでございますから、契約をした中でその後、所有権移転登記をした後、工事に着工するというのは、これは筋だというふうに我々考えておりますけれども、今回の場合、少し変則になりましたけれども、土地の処理が時間がかかったということの中で、また地元との話し合いの中で起工承諾を地元から先に出していただいたということでございますので、よろしく御理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（角谷英男君） ほかに。 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 今の議論をずうっと聞いておまして、非常に疑問に思うところもあります。これを見ると、市長の給料の問題、1カ月カットとなっておりますけれども、そのあとの分がどなたがどういう処分に今回なっておるのか、さっぱりわかれへんわけですね。この公の場でだれがどういう処分を受けたのか、お聞かせ願いたいと思います。

先ほどいわゆる公印規程について、地公法の29条の1項に違反したということなんですけれども、ここのところもう一度はつきりお聞かせ願いた

いと思います。

それから、公印の取り扱いが非常にわかりにくい部分もありますけども、ただ規程だけなのか。今回、直接の総務課長がただ公印を押すのに違反したという先ほどの答弁ですけども、じゃ直接の上司がこれを全然わからなかったのかどうか。先ほど報告は受けてますということですけども、あとの報告を受けたのか。事前にその状況がわかったのかどうか。そこらをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 8月1日付で処分をした者は、総務課長の馬野史朗につきましては減給10分の1、1カ月、昇給延伸3カ月でございます。それから、直接の上司、当時の総務部次長橋 正三につきましては文書による厳重注意、それから総務部長中谷 弘についても同様でございます。

それで、あとは、私はみずから処分をする場合、こういう形で条例改正をしないと減給もできませんので、今回提案をさしていただいておりますけれども、私が10分の1減給1カ月ということで、今回の議案でお願いしているものでございます。それから、助役につきましても私と同じく減給10分の1、1カ月ということで、これは条例改正が要りませんので、事務的に処理をするということございまして、合計で5名ということでございます。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 公印の関係でございますけれども、公印の関係で報告の関係、さきに受けたのか、あとで知ったのかということの御質問だったと思いますが、この公印の捺印の関係でございますけれども、これは所有権移転の関係の部分でございますけれども、これは6月の議会中に我々として登記が終わっているのを確認をいたしました。6月の24日に緑公社から所有権移転登記済みという報告が総務課長あてに来たわけでございます。

その後、6月25日に私、その登記済書について確認をして本人に聞いたところ、事前に判を押していたということでございますので、あわせて助役と2人で報告を受けたということござい

す。ですから、判を押していたのを知ったのは6月の25日ということでございますので、よろしく御理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（角谷英男君） 出口人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（出口幸廣君） 先ほどもお答え申し上げましたけども、今回の処分の基本になります法は、地方公務員法の29条の第1項に該当したということで、この第1項につきましては、「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」ということになっておりまして、本市の条例、規則の中で事務専決規程、文書規程、公印規程を遵守しなかったということで今回の処分ということになっております。繰り返しになりますけども、地方公務員法の第29条の第1項違反ということでの処分でございます。

議長（角谷英男君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 今の話を聞いていると、直接の総務課長が自分で判を押して、その手続を済ました後、総務部長に報告して、それがわかったと、そういうあれなんじゃないかな。

これであれば、余りにもこういう重大な問題を、売買の問題にかかわる重大な問題を一課長がただ判を押して、どなたにもその決裁を受けずにそれを出せるということ自体がおかしいと思うんですけども、こちら今後こういう形であれば、非常に問題が今後起こりかねないと思うんですけども、どうなんじゃないかな、そこらのとこは。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 先ほども公印規程の関係で事務処理の形を御説明させていただいたと思いますけれども、当然公印を捺印する場合は、決裁というのが必要でございますので、それに基づいて処理をしなければならぬということでございます。今回の場合は、それがなしに捺印されたということでございます。

それと、相当庁舎の中でも各部署でそういう公印の保管をいたしておりますので、その辺については当然市の条例、規則、規定等を照らし合わせて適切に事務執行するようにということの中で、

8月の2日でしたかね、市長の方から調整会議の中でも督励されたわけでございますので、それにあわせて我々としても改めてこの分も含めて今後どういうふうに取り扱っていくかということ協議した中で、十分職員にも周知しなきゃならないというふうに考えておりますが、もともと条例、規則等がございますので、これを守るのが当然公務員の務めというふうに考えておりますので、それを踏まえて今後取り扱いについては十分注意をしてもらいたいというふうに考えております。

議長（角谷英男君） 奥和田君、3回目です。

8番（奥和田好吉君） この公印の取り扱いというのは、公印規程に基づいて、これは基本中の基本ですよ。それがこういう形で一課長が判を押して、それをだれも見ずに提出したということは、これは大変な問題ですね。そうじゃないんでしょうか。市長、一遍庁舎内を回ってください。びっくりすることが何力所もあります。これで果たしていいんでしょうか。管理監督を仰せつかつてるそういう幹部の方々が、実際にそういうことを注意しないのかどうか。びっくりすることがあります、現実にもだらけ過ぎてると思います。これで果たしていいんでしょうか。私はその方が重大だと思います。市長、助役、一遍庁舎内を暇なとき 大変お忙しいでしょうけども、庁舎内を回る暇もないかもわかりませんが、庁舎内を一遍回ってください。1回回ることによって皆さん緊張するんですわ。部長が緊張したら課長も緊張するんですわ。緊張が最近なさそうに思います。これでいいんでしょうか、果たして。お答え願いたい。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回の事件については、私も大変大きな問題だというふうにとらえておまして、みずからもこういう形で処分をさせていただいてるところでございます。

御指摘ありました庁内管理につきましては、調整会議等で常々督励もいたしております。私もしょっちゅうというわけではございませんが、この間の例えば市民課の方で住基ネットの問題もございまして、そちらの方にも出向いている問題点がないかとかいうようなことを現に見て回って

おります。

ですから、御指摘ありましたように、今後庁舎内の職員の勤務状態といえますか、接遇状況も含めて何らかの形で十分に管理監督できるようなことを考えていきたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（角谷英男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件に対して起立による採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議案第1号は、原案のとおり可とすることに決しました。

1時15分まで休憩いたします。

午後0時 2分 休憩

午後1時17分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、議案第2号 附帯控訴の提起についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第2号、附帯控訴の提起について御説明申し上げます。

議案書の35ページをお開き願います。内容といたしましては、矢代雅昭らが平成9年1月16日に樽井地区財産区を相手取り、同財産区所有地の一定の範囲に賃借権を有することの確認を求め

て提起した賃借権準共有持ち分権確認請求訴訟の判決言い渡しが行われる3月27日に行われ、相手方の主張のうち、賃借権が及ぶと主張する範囲の一部について棄却され、また当方の主張のうち、土地の使用関係が賃借権ではなく、使用貸借にすぎないものであると主張した部分については採用されず、その使用関係は賃借権であるとされました。

この判決を受けて、相手方は賃借権の範囲に関し棄却された部分について大阪高等裁判所に控訴提起を行い、当方もこれに応訴することとしておりますが、今回これに合わせてさきの判決において、使用貸借ではなくて賃貸借であるとされた部分についての取り消しを求めることにより、控訴審を有利に進めるため附帯控訴を提起するものでございます。

以上、簡単ではございますが、本議案の説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第4、議案第3号 平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第3号、平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

平成14年3月議会に上程させていただきます。

た当初予算では、4月に市長の改選が予定されておりましたため骨格予算の編成といたしておりましたが、いわゆる肉づけ予算となる今回の補正予算では、非常に厳しい財政状況の中で経費の節減及び事業の選択等について精査を行うとともに、市民サービスの向上を念頭に、市民が必要とする施策に財源を重点的に配分し、編成を行ったものでございます。

議案書の39ページをお開き願います。歳入歳出の総額にそれぞれ18億3,292万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ200億5,825万2,000円とするものでございます。

内容につきまして御説明を申し上げます。54ページを開き願います。

一般管理費の工事請負費1,530万円は、人権推進部の水道庁舎への移転に伴います事務室等改修工事並びに市民課間仕切り壁設置工事を行うための経費でございます。

次に、同ページ、財政管理費の委託料350万円は、限られた財源の有効活用を諮り、効果的、効率的な行財政運営を行うため、業務の点検、評価を通じて課題を発見し、改善、改革につなげていくシステムを構築するための経費でございます。同じくその下、情報管理費の委託料2,001万3,000円は、業務に必要な情報などを庁内LANで共有することにより、業務に係る時間、経費などの効率化と軽減を図り、市民サービスの向上に要する経費であります。

次に、55ページから56ページにかけて記載いたしております知的障害者福祉費の委託料463万3,000円は、障害者の方が地域社会において日常生活を送る場を確保するために要する経費でございます。

次に、56ページから57ページにかけて記載いたしております（仮称）砂川老人集会場建設事業費1億74万3,000円は、砂川地区に人々が集うことのできる施設である老人集会場を建設するための経費でございます。

次に、その下、（仮称）樽井第二老人集会場建設事業費の1,778万円は、樽井地区に人々が集うことのできる施設である第二老人集会場を建設するための経費でございます。

次に、58ページをお開き願います。乳幼児医療助成費の扶助費798万2,000円は、乳幼児が健康を保ち、健やかに成長できるよう医療機関にかかったときの自己負担分を助成するために要する経費でございます。

次に、59ページをお開き願います。地域子育て支援センター事業費306万2,000円は、保育所未入所児を対象として遊びの場などを提供し、また地域の子育て家庭に対し相談、助言を行うとともに、子育て講座の開催などを行うことに要する経費でございます。

次に、61ページから62ページにかけて記載をいたしております（仮称）農業公園整備事業費の4億2,214万5,000円は、花畑の整備工事並びに土地開発公社などからの用地買い戻しに要する経費でございます。

次に、65ページをお開き願います。防潮堤道路整備事業費の1億5,142万円は、内陸部とりんくうタウンを分離しております防潮堤の撤去と、あわせて行う道路整備に要する経費でございます。

次に、68ページから69ページにかけて記載をいたしております市場長慶寺砂川線改良事業費の5億196万6,000円は、道路整備並びに土地開発公社からの用地買い戻しに要する経費でございます。

次に、70ページをお開き願います。消防施設整備事業費の備品購入費2,907万9,000円は、救急業務に万全を期すため高規格救急車及び救急機材を更新するために要する経費でございます。

次に、71ページをお開き願います。指導費の委託料604万8,000円は、学校図書10万冊の装丁などの整備作業を民間委託により行うための経費でございます。

次に、72ページから73ページにかけて記載の小学校費の学校施設整備費の委託料105万6,000円、工事請負費1,364万4,000円は、各小学校の施設の保全を行うための設計委託並びに工事請負に要する経費でございます。

お手数ですが、45ページにお戻り願います。第2表で債務負担の追加補正をお願いしております。また、第3表の地方債の追加につきましては46ページから47ページに、歳入につきまして

は49ページから53ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 巴里君。

22番（巴里英一君） そうたくさんございませんので。

ただいま説明いただきました中の歳入を見ればよくわかるんですが、樽井財産区の繰入金、浅草財産区の繰入金、別所財産区の繰入金ということをもう少し詳しく御説明いただきたいと。

民生費、その次にあります53ページの歳入の7,130万、これは全部事業債かなと思うんですが、この説明をいただきたい。

歳入に入りますと、56ページに17、砂川老人集会場建設事業費としてその部分が出てまいります。一般財源が2,544万3,000円、府支出金が400万、先ほど言うた事業債ということを含めて額が1億74万3,000円。そして、もう1個は樽井老人集会場建設事業費ということが先ほど歳入でありましたものがそのまま移行してる数字になってますが、この場所、内容、目的、実施するに当たってまだ設計段階じゃないですから、基本設計委託料となっておりますから、これがどういう内容でどういう規模になるのかと。それから、両集会場ともこの形が総建設坪数といいますか平米数ですね。収容人員数、利用者をどの程度の、いわゆる総数においてどういう割り出し方でどの程度なのか。老人集会場の市内設置数ですね。それぞれの建設年度、内外装状況等、その維持管理は実際はどのようになっているのか。そういった現況を御説明いただければと思います。

これは簡単にいえば基本設計委託料ですから、これが1,118万円ですね、説明では。そうすると、これは本設計、実施設計に入るとまた額が変わりますから、私が推測するとこの額から大体いけば3億から4億ぐらいの物件になるのかなと。これは場所によっては問題点が出てくるんじゃないかなというふうに私が考えてる段階ですから、それにきちっとお答えいただければいいかなとい

うふうに思います。

また、あとの問題点は2度目に説明をいたします。

議長（角谷英男君） 馬野総務部次長。

総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） 52ページの歳入のところで樽井地区財産区繰入金、浅草共有山財産区繰入金、別所財産区繰入金について説明申し上げます。

この樽井地区財産区繰入金2,128万円につきましては、これは仮称ですけども、樽井第二老人集会場建設に伴います基本設計委託料と境界にかかります土地確定測量委託料と、池ということで遺跡調査がございまして、その重機借上げが10万円ということで2,128万円の予算繰り入れをしております。

浅草共有山、別所共有山につきましては、これにつきましては泉州東部区域農用地総合整備事業、俗に言う基幹農道ですけども、この事業のために売却して繰り入れするものでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） それでは、私の方から56ページから57ページにかけての仮称砂川老人集会場建設事業費、それと仮称樽井第二老人集会場建設事業費について御答弁を申し上げます。

まず、仮称砂川老人集会場でございますが、これにつきましては、既に設計は終わっております、この予算が可決されれば、即入札という運びに現在なっております。面積につきましては、おおむね310平米でございます。延べ面積でございます。これにつきましては、場所が砂川の入り口のところの信号のすぐ大阪寄りに和歌山銀行の支店があるわけでございますが、その裏側でございます。

それと、砂川老人集会場につきましては、府の老人集会場の補助金400万円をいただくという形になってございます。

それから、仮称樽井第二老人集会場でございますが、これは場所が樽井の火葬場のすぐ上の方でございます新池でございまして、ここの池の一部を埋め立てて建設をするという予定になってござ

います。設計は、これから予算化されれば基本設計という形で進めさせていただくわけですが、これにつきましては今のところ考えておりますのは、約600平米程度を考えてございます。規模等につきましては、そういうことでございます。

それと、目的というんですか、これにつきましては、樽井地区、砂川地区の老人のための憩いの場というんですか、そういう地域の老人のための憩いの場ということで建設をさせていただくものでございます。

それから、現在の箇所数というんですか、現在は市内に25カ所の老人集会場がございます。

それと、建設状況ということでございますが、まず現在25カ所ある老人集会場の一番古いのが信達東老人集会場で昭和46年の建設でございます。それから、上村老人集会場が平成7年に建ててございます。現有の老人集会場で一番新しいのは上村老人集会場、一番古いのが東老人集会場ということになってございます。

それと、維持管理でございますが、これにつきましては、市の条例に基づきまして区等に管理委託をお願いしておるところでございます。

各老人集会場につきまして、規模、それと老人の数、いろいろございまして、1人当たりというんですか、老人の面積当たりというのはかなり上下、ばらばらということでございますが、まず樽井を例に出して申し上げますと、現在の泉南市内の老人集会場の1カ所の平均の高齢者数、まず65歳以上ということでございますが、平均で790名ということでございまして、樽井地区につきましては、これは樽井番地という形でしか拾われておりませんので、かなりの数字の誤差が出てくると思いますが、樽井地区というんですか、樽井住所地の方が1,608名ということで、樽井地区につきましては、平均よりかなり高まっておるということで、高齢者1人当たりの老人集会場の面積につきましては、平均で0.56平米ということでございます。樽井地区につきましては、0.38平米というような形になってございまして、平均より下回っておるというようなことでございます。

それと、樽井には現在1カ所の老人集会場があるわけですが、樽井全体でいえばかなり面積的にも狭いと、人数的に狭いということもございまして、樽井という広範囲なエリアの中で1カ所ということでございますので、前々から2つ目の老人集会場が欲しいということの中で、今回設計委託を計上させていただいておるところでございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 回数に関係なく、指摘してあげてくれますか。巴里君。

2番（巴里英一君） 私は、集会場を建てることそのものを反対とか、そういう意味で質疑をしてるわけではないんですよ。なぜ今必要なのかということと、老人総数と、そして利用数がどうなのかということとを明確にやっぱり示してもらわなきゃならない。今、25カ所と言いましたね。これは実質あなたは数字を見てしゃべっているんですから、わからんまま私、質疑するということはちょっとできないんで、できればいただければ、そんな余計なことを言わなくともいいわけなんです。そういった面は議長、どうでしょうかねというのが1つです。

それで、管理状況はどうなってるのか、どうつかまれているのか。例えば先ほど一番古いのは東の昭和46年ですから31年ですか。それで実態はどないなってるんねんということがあるんですね。それは先ほど僕がもう第1回目と言うとるやつをいただけるんかどうかという意味だったんですが。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 申しわけございません。答弁漏れがございました。

なぜ必要なのかということでございますが、今も申し上げましたとおり、樽井には老人集会場が1カ所しかない。そういう中で……。（巴里英一君「何で樽井ばかり言うてんねん。言うてへん」と呼ぶ）何で必要なのかとお尋ねだったので、樽井の老人集会場、砂川老人集会場の必要性というんですか、砂川老人集会場につきましては、砂川地区には老人集会場が現在ないという中で、前々から懸案事項となっております、今回土地と

いうのを確保ができたということの中で、砂川老人集会場につきまして今回建てさしていただくということでございます。そして、樽井の老人集会場につきましても先ほど申し上げましたとおり、樽井には1カ所しかないということで、人口的というんですか、老人の数に比較いたしますと狭いと、それと広範囲な樽井地区の中で1カ所というような問題もございまして、2つ目の老人集会場がどうしても必要だということの中で、今回計画をさしていただいたものでございます。

それと、管理状況でございますが、管理費につきましては、各区さんの方をお願いをいたしまして管理をいただいておりますが、先ほども申し上げましたとおり、かなり古い老人集会場が多い中で傷みも激しいということの中で、我々といたしましてもできる限り維持管理に努めておるところではございますが、財政的な問題もございまして、確かに満足のいくような維持補修はできておらないというのが現状ではございます。我々といたしましてもできる限りそういう維持には努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それと、老人数の関係でございますが、これは平成12年度の国勢調査の数字を持っておるわけでございますが、65歳以上の老人が市内に9,268名という数字になってございます。それを現在の25カ所の老人集会場の面積で割りますと、1人当たり0.56平米という形になってございます。そして、樽井の現在の老人集会場につきましては、その人数で割り出しますと0.38平米という形で、平均より下回っておるという状況でございます。

ただ、樽井につきましては、樽井地区と、樽井の住所地という形でやっておりますので、御存じのように前畑の住宅等につきましては樽井番地となっておりますので、その辺もこの中に入っておるということでございますので、実際上は1人当たりの面積平米はもう少し多いのではないかと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 巴里君。

2番（巴里英一君） 肝心なことに答えてくれ

てないでしょう。議長、先ほど質問回数に入れませんかと言ってくれたんで、それはそれでありがたいんですけども、25カ所とあると言われた。だから、私は建設年度と内外装状況、管理状況を現状と老人数とかいうのを、きちっとそれがどういう形であるのかということを示してもらいたいということをするたんですよ。代表だけ出してお答えいただいたんですが、代表だけ出されたって、0.05平米と言われたって、6分の1、座布団1枚も入らないですね、その数字から見たら。このくらいの小さい座布団、猫が座るぐらいしかないん違うかな。今の数字で聞いたらね。

私の言うてる意味は、あなたはどこぞに2カ所、ある地域で老人集会場が2カ所もあるようなところあるんですか。むしろないこの方が多いんじゃないか、そういう意味でいうたら。樽井の今あなたおっしゃった数値を見ると1,608名と。これは地域がわかりませんが、若干違いますけどと言うたけど、そらそうでしょうと思います。その今持ってはる数値が私らわからないから一々こんなことを質疑しなきゃならないから、もし持ってはるんだったらそれをいただければ、要らんとこ消してここはどうですかと聞きやすいんですよ。

それで、本来はこの議案に戻るためには、これが必要なのかということを検証するためにそれは必要なんですよ。そういう意味でどうですかとお聞きしたんですが、数値を言われてパーッと書いていくというのはなかなかできないことなんで、あるんでしたらいただければ、それを持ったら余計なことを省いたらいいわけで、そのところがあなたは御親切ないんでしょうかね。

それで、歳入について浅草と兎田については午前中もいろいろありましたから、問題点の中での、それはそれで地域がきちんとやればいいのかなというふうに思いますけど、これ市長ね、新聞記事なんですけど、2002年7月30日朝刊に載ってました。ため池売却金訴訟というのがありますよ。市長、読んでくださったですか。これから見たら、ため池なんか売って例えばやったら、おかしいでしょう。だから、きちんと財布の入れ方はどうですか。

これはまた別の機会に譲りますけども、そうい



う問題が片一方では出てくるから、それであなた今おっしゃった樽井の集会場は、ため池を埋めると言いましたな。何でため池埋めるの。そんなむだな金何で使わなあかんの。そういう資産のないところは これは樽井財産区から金出すんでしょう。今おっしゃったのは、一般に繰り入れて。それで、ないところはできないということですよ、これ。これが財産区の問題やと私言うてるんですよ。あるとことないとこの差が激し過ぎると。私、言うてるのはそこらあたりを言うてるんです、本来は。それならきちっとしなさいよ。

そこで樽井の財産区がこういうことをできるんだったら、他の問題をこちらの予算でやりましょうということにならん限り、これは政策ですから、だから古いところどないなってるんか。そこをやっぱりやってあげてくれてるんかという意味で、いつからですか、どの程度の間 人間というよりお年寄りの人口があって使ってるんですか。

全体が例えば1つの集会場、例えば前に東と名前が出ましたから、東で何人おって、そして日々どのくらいのためにこれだけのが必要だったということが本来はあるべき姿なんです。樽井がこれを入れたくらいなら、これは大きいですよ。180坪ですか。それであそこを埋め立ててお使いするということ、180坪の建物を建てるのに何億とかかるんですか。それで、あの池は財産区のもんでしょう。財産区はやから建ててええということないですよ。だから、先ほどちらっと言うたん、これですよ。これは戻してるんですよ。財産区の中に入れるんですよ、一たん買い込んだら。入れてまた入れるという形になるんですよ。財布は違うんですよ、管理者は市長であっても。だから、訴訟されてるんですよ。こんなことささん方がええと思う、私は。

そういう意味で、池埋め立てる理由というのは何なんですか。だれか言うたんですか、そのことを。これできたら樽井の割合、比率がものすごく低くなるんですな。その用途をもう一度申し上げます。もう1個別の意味で言いますわ。そこは集会場以外使いませんか。用途変更なんてあり得ないですよ。その2点、答えてくれますか。先ほど資料をいただけるんだったらということをお申し上

げた。用途変更ないね。何かほかの用途で使うということあったら、どう責任とりますか。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 資料につきましては、實際上と老人の人口、これにつきましては、我々はその老人集会場にかかわる人数というのはなかなか出せないということございまして、新家から一丘までの各字単位での人数でしかございません。それに基づいて、仮に新家でしたら何区もあるわけでございますが、全体で上村の老人集会場とか中村の老人集会場とか5カ所ございまして、その総トータルというような形で上げておりますので、どこまで御参考になれるかどうかわかりませんが、資料としてお渡ししたいと思っております。

それと、集会場ですね。老人集会場以外に使わないのかということでございますが、現在ほかの集会場につきましても、ほかの地域のコミュニティサービス的な使い方もございますし、例えばお葬式とかやってもございます。

それと、樽井の老人集会場につきましては、一応老人集会場という位置づけではございますが、府の補助金は受けておらないと。受けておらないというより、府の補助金が廃止された。来年度から廃止という形になりますので、その対象にならないということでございます。

それと、あるところとないところの差が大きいということでございますが、我々といまして、できる限りのない地区ということもある中でその差を解消していきたいというようなことの中で、砂川地区につきましては、老人集会場がないから今回建設をさせていただくと。いろいろの諸条件が整いましたので建設させていただきたいということで、確かに若干の差というのは、ほぼ各地区には老人集会場はできておるわけでございますが、そういうようなことで砂川については今回建設させていただくということで、その差がなくなってきたのではないかなと考えております。そして、樽井につきましては、なぜ2カ所かということでございますが、先ほども申しましたように、人口的に1カ所では少ないというようなことございまして、今回計画をさせていただいてるというこ

とでございます。

それと、池の埋め立ての関係でございますが、ほかになかなか適当な場所というのは、現在の老人集会場間の位置から申しますと、やはり上手というんですか、国道より上というんですか、そのような考え方もございまして、樽井の場所的にそこに財産区の所有しておる池がございますので、その池の一角を埋め立てればという話もございまして、結果的にそこを活用させていただくことになっておるわけでございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 巴里君。3回目です。

22番（巴里英一君） 今、お答えいただいたんですけども、基本的にどこの物を建てるというのは、やっぱり一定の行政の公平性から見れば、数値に基づいてそれなりの配置をしていくというんでしょう。それならなぜ統廃合するんですか、学校、校・園・所の。そうじゃないですか。すべて住民の福祉とか教育とか、それに対して寄与するあるいはそれに対して向上させるために行政のあり方というのは問われてるわけでしょう。そこから見たら、今おっしゃってることは矛盾してくることになるんです。片一方だけ公平性で、片一方だけ不公平性をそのまま放置してるから御理解くださいなんていうような言い方は、だから数値を出して、なおかつこれはこれからこういう方向で出していくというならまだわかりますよ。この部分を出したときだけ御了解ください、御了解くださいで終わるという話じゃないですよ。だから、出していただけますかと言うてる。どうですか、出していただけるんですか。きちっと出せる 答弁してもうたらもう3回やからあかんと言われるから、ちょっと待って。

あなたは、老人集会場という主たる目的は何なんですか。やむを得ない場合はお年寄り、あなた下にあるから上やて、そんな都合のええ話ないですよ。それやったら、平均化するんやったらもっと違う方法ありますよ。

あなた、トータル探しましたか、あの周辺の。老人総数のいわゆる65歳以上、お年寄りと言われてる総数は、あなたあそこで調査しましたか。それに対して、大体この辺が一番いいだろうとい

うところで結論出したのがあそこなんですか。墓の真裏なんですか。それを埋め立てて老人憩の家という名称でやって、使うのは葬祭ですか。これ違法性じゃないですか、そんなん。そんなんやってその金出すというのは、財産区から出せませんで。そんな予算の組み方したらあきませんで、ほんとは。

私、ずっと言うてますよ。それは地域の福祉に寄与するという本法の、本来の趣旨に沿うてる、若干ぐらいええやるということで僕はいいですよ。しかし、このまま放置しとくというようなやり方はおかしいですよと言いつけてる。何でこれ、1回1回こんな話で、前からこんな話で議会で委員会つくったり質疑をせなあかんの。この金の入れ方、出し方、使い方ですよ。法律に基づいてなされてるとあなた方おっしゃってるんですよ。

午前中市長は、公印の問題でみずから減額の提案しましたよ、違反してるということやから。なら、違反してることをやったら皆首切らなあかんことになるで、そんなことしたら、違法性があるというなら。294条だったら違反してますやないか。部長、あなたを怒ってるんと違うんですよ。もっと理論的に形成されたもんで出しててくださいよ、こんなものは。もっと安心して暮らせるというか、楽しめる場所が欲しいところたくさんありますよ。何で墓の後ろへ、池埋め立てて老人にそこへ来てくださいて、だれが行きまんねん、そんな晩に。ちょうちん持って行きまんのか。それでお通夜したらどないしまんねん。鳴滝老人憩の家は、もう大きいとこは規制しましたよ、だめですて。あくまでもないから、前畑、あれだけ大きなとこに。だから、便宜上やむを得ないし、お金も安いから、5,000円か1万円の利用料で、経費が何やかやかかるからそれだけ負担してくださいよという皆さんに御寄附いただいて、たしか使ってるはずなんです、機器買わなあかんから、お茶碗じゃ何じゃていろいろ。

これ、意味違うじゃないですか。なかったら財産区ですか、何でもお金は。これね、前にちょっと僕はちらっと聞いた話の中で、そういうとこ案外あって、つぶされた話あったでしょう、かわいそうに。それやったらそれで、その方向で行った

らよかったですわ。議会の承認もあって、きちんと。皆さん記憶にあるはずなんです、何年前か。責任とらされるとこやったんや、その人は、ええと思うてやったことが。こんなひどい話ないですよんか。片一方で名称を変えたら使えるねんというような話はやめといてよ。あなた方、用途変更したら文句あると、建築確認に行くときに用途変更させて言いますやないか。調整区に倉庫建てて、わがの倉庫やと言うて用途変更して、あそこに農業倉庫を勝手に使うて商売して、用途変更してないですよんか。それあかんと言うてるでしょう。それ認めますねやな。あんた建築違うからええけどよ。

これ、使用変更になりますよ。もしコミュニティセンターみたいな用途変更の使い方したら、そこでお年寄りが使いたい、だれが使いたいいうたときに、いや、きょうはあきまへんねんと、こんな話は絶対あり得ないですな。責任持ってあり得ない。お昼も使わないということの理解はできるんですな。部長、あなた提案してるだけやから、そらしんどいこと言うてるんですよ、僕は。責任やから言うてるだけの話で。できませんでしょう、現実。なぜそこへつくらなきゃならないですか。あの周辺、お年寄りどれだけおるねん。

前に民間で商売やってる人おりますよ。民圧迫やないですか、それやったら。何もその肩持つ気はないよ。〇商店というのをやってますやろ。この一生懸命やってるとこが固定資産税きちんと払うて、それで一生懸命維持して、何とかしようと思てやってる。そこやったぐらいなら、そこ全然だめになりますよ。民をそんな圧迫するような使い方やめたってくださいよ。老人やったら老人だけにしたってくださいよ。そんな要望ありますか、部長。お年寄り以外に葬祭として利用する場合もあるとあなたお答えしてるから、結局そういうことなんでしょう。老人集会場以外に使用する場合もあると。場合もあるじゃなしに、むしろそれの方が多いんかなと思うよ、逆に。これ、何も関係ないんですか。これ、最後になるから、とまってもうたら議長に言われるさかい、また。

こんな長々と私はしたくないですよ、こんなこと。何でこんな出し方しますねん、理事者は。何で財

産区の金をこんな出し方しますねん。葬祭場やったら、葬祭場をきちっと一般会計で出したらよろしいやないか。それで財産区の財産を歳入としてまた別途のところに使ってあげたらええじゃないですか、老人集会場なんて名称だけにせんと。

私、こんなやり方一番嫌やねん。全体、樽井の地区住民のためのほんとに老人集会場、こういう場所でこういうふうにしたいんだというのやったら、私はいいですよ。そらええことやと。だから、財産区の管理方式にこれは合いますよということではほんとに理解しますし、いいと思います。お葬式だけ結果的には使うような建物を理由つけてこんなふうなやり方やめといてくださいよ。

先ほどおっしゃいましたな、あり得るて。それしか樽井は使うとこないんだったら、私は構いません。それなりの判断はしなきゃならないと思います、政治ですから。そうでないだけに私はあなたのお言葉が、いやいや老人のお方だけに使っていただきますというんだったらわかるけど、そうでないという答え方をされたから、そしたら何でそんなとこに高い金出して、何でそんな場所、お年寄りが来るや来れやんやわからんような場所に、何であんなとこへ……。樽井大発、あそこから上がって行けまっか、あんなとこ、お年寄りがえっちらえっちら、えんがらえんがらと。決してあそこは夜歩いていいとこではないと思いますよ、だれが言うても。

墓の問題、反対したんですよ、どこかやるときに。それと一緒になんですよ、この意味は。墓の中通っていく。通って行かなんだらどこから行きまんねん。外から回りまんのかい。外からやったら下からかいな。あれ水漏れするからついでにあそこをふたすることによって、あの土手崩れがおさまると。その経費もここで出すというふうな経緯のため何億の金ですよ、これ、多分。私は知りませんが、設計図もうてないから。そのための予備設計みたいなことをするんです、調査するんです、委託、これ。基本設計委託料です。実施費はまた違いますわ。300万円です約1億円ですよ、事業費が。900万円やったら3億ですよ。これだけですから、1,100万ですから、実施設計と違いますから計算の方程式が違いますが、これは

コンサルやるんでしょうけどね。

部長、こんなん考えたら、部長がほんとにいいと思ってやってはるんなら、私はそれなりに自信持って答えてくれたらええんですが、そうでないという先ほどのお答えですから、もう一度聞きますが、用途変更みたいな使い方はしませんな。道路形態もあなた方、頭の中で大体何億、あるいは道路も含めて、工事費含めて総トータル何億という金が要るといことはわかってるはずなんですが、想定せずにやることないんですからね。これ結果的には何ぼ出ますというのは、池埋め立てたら何ぼで大体わかりますからね。

だから、僕が最初に聞いた意味は、泉南市の総数は何ぼあるんですか、人口比例的にどないなってるんですか、樽井は1カ所あるんやけども、それはどうですかと言うたら、あなたパーセンテージで言いましたよね。そしたら、これ1個することによってパーセンテージ変わるんですね。同じするんなら、もっとお年寄りに使いやすい場所へ移居したらええじゃないですか。池埋め立てんでも金で買うたらええんやから、もっと便利のええとこへ。

今坪単価何ぼやと思いますねん、あなた。これ180坪でしょう。駐車場を入れたって建築基準法の60%のを100%にしたって、大体坪10万円台ですよ、旧国道筋で。10万円で4,000万円ですよ。20万円で8,000万円ですよ。埋め立てより安くつく。そんな計算されてるんかいな。

そういう無理にこんなとこへ建てるそのものが問題があるじゃないですか。なんでしたら、あのパチコン屋のとこを買うかな。もう1年来るさかい。あそこは許可おりんからね、西紡績の後の。あそこやったらあの周辺全部いけますわ。駐車場は2階立てでようけある、3階建て、4階建てやし。けしからんよ、樽井の者は、私から言わしたら。なめとんかい。突っ込んだらこれが差別につながるということを言うてんねん、私は。だから、突っ込まないんや、余り今まで。なぜ地域によってこれだけ落差、格差があるんやねんな。ここだけ金あるから何でもしてええというような話と違うんや。するんなら、お年寄りがほんとに安心して

きるような場所へ購入してでも買いなさいよ。

私はそこが言いたい話で、何も墓場のそばへ持って行って そらお年寄りも墓へ行くのが趣味かもわからん。近いほどいいんですよ、健康のためにも。でも、これはちょっとひどいじゃないですか、この中身だけで。これ私、長いことだれかみたいに一生懸命こんな説明して、口から泡飛ばしてこんなことやらなあかんのか何でや。

部長でもおかしいと思いますやろ。こんなとこ埋め立てて、180坪の建物を建てて、駐車場つくって、この駐車場だれのために使うねん。何も墓に使うんやったら、墓でやりやよろしいんや。樽井財産区が市に買うてもうたらよろしいねん、あるいは樽井が買うたらよろしいねん、あの池を。財産区入れたらええねん。それであそこを墓地としてそれなりに整備をしたらよろしい、墓地なら墓地として足らんなら。これから墓足らんいうて、この前広げたとこやのに、まだ足らんねや、あそこは。そんなとこを埋めて建物建てて何しまんねんな、まだ墓どんどん、どんどん要るのに。おいといたらなあかんで。ほんとやで、やることは。何考えとんねやな。あなた考えたんと違うで。あなたは職員やから、これは提出せなならんからこういう話、ここへ持って来るまでに話としてはもっと整理して、それなりに理解できるように各議員さんにこういうことでぜひとも何とか地域のためにやったってくれという話なら、私はわからんこともない。

岡田で墓売ったいうて怒ったやろ。公民館で墓売ったいうて怒ったやろ、だれか。話は違うかわからんけど、同じようなとこやからね。そこへまた墓売りまんのか、そんなもん。そんな話と違いまっしやろがな。純粹なる老人用の集会場として建設されるなら、僕は何も言わんというねん。そうであるんかと聞いたら、あなたが違うでしょうと、否定したでしょうが、一部。それだけと違いますが問題ですよと言うてます。

それでお聞きしたところが、資料いただいてますけど、これの建設年度と同時にあなた方がそれぞれの地域の老人集会場に行ってどんな状態になってるんか、設備が、施設が。1回でも調べたん

かいなど。ここは何とかせなあかんでというのなら、樽井財産区の金でも何でも構へん、一般の中へほうり込め。市長、ほうり込んでよろしい。議会がうん言うたらええんやもん。そこへそのために使いますよ言うたら、だれも文句言いませんよ。議会は、泉南市は金ないんやと、そらしゃあない、それやっちゃって、樽井の人、ありがとうよと。これは感謝ですよ。そういうように使うたってほしい、私ら。

こういうようなやり方をせんと、市長ね、部長も答えてもらわなあかんけど、あんた先ほど言うたやつ、あり得んかかないんかというのをもう一遍、これはないということを言うてもらわなったら、あるなんてことを言われたら、それであの場所も変えてもらわなあかんで、こんなん。あんなとこへ何で これごっついむだな金ですよ、こんなとこへ。普通のとこやったら基本設計委託なんて要らないですよ、場所が普通の平面のとこだったら。この基本設計委託で、埋め立てするために何ぼ金かかるねん。これはどのぐらい土壌、下がどないなあってんねん、どう改良せなあかんねんて全部計算せなあかんからやんか。そのための経費でしょうが。これ、むだですよ。人の金や思うてこんなん使うたらあかんわな。

こんだけの 他にもありまっせ。いつも私はいじめてるつもりないけど、いじめられてると思うてる総務課長、いまだにホンテスまだ使うてますやないか、あれも。行政はなぜきちっとできないんですか、そんなことぐらい。あなたと違いますよ、担当は。そんなことするなと言うてるんやし。だだぼだなことをしてくれるなと言うてるんやし。こんなやり方はやめといてくださいということだ部長、もうとまってもうたらしまいやからしゃべとんねん、私は。

市長ね、こういうやり方はいいのかどうかですよ、問題は。それで25カ所と言われましたから、これはやっぱり中身調べて、極端な言い方してますから、私先ほどから。財産区の金など入れて、皆さん了解してくださいよと。各地区ちゃんと老人集会場含めてそういう福祉施設については市としてそのお金を、金ないからお願いしてもらって、協力してもらいます、それでこれはこれで了解し

てくださいという話をせなあかんがな、市長。そこをやってもうてこそ本当の政治なんですよ。何も議会ぐちゃぐちゃ言わんなんこと何もなし、そんなにやってもうたら。そしたらこれに全部パーツと出ますわ。

お年寄りはスーッと お年寄りは足不自由な人多いですから、上がりやすいような、バリアフリーで流行語みたいになってるけど、バリアフリーになってるかいうたら 全部ですよ。階段上がらんならんとかいうのもあるかもわからん。それはどないすんねんとか、そういったことを含めて総合的に考えて年次計画できちんとやっていってくれるということを市長、やっぱりやってもらわなかったら、優しいまちづくりとか福祉やいうたって、どこかに何億ほうり込んで、20人が30人、毎年何億ほうり込んで、その金あったら何ぼできまんねんというような話が片一方であるということもあるんです。してることは悪いと言いませんけど、だれかを養うために金ほうり込むというようなことをやってるんですよ。

議長（角谷英男君） 巴里君に申し上げます。そろそろ質問をまとめていただきたいと思います。22番（巴里英一君） はい。その2点、お答えいただけませんか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 樽井の第二老人集会場につきましては、私が市長に就任させていただいてから地域懇談会で各地区を回りました。そのときに樽井地区でやったときに、昔の旧6カ町村は、それぞれ字ごとに集会場なんか結構あるわけですが、樽井については昔樽井町1カ所しかないということで非常に老人数も多いということで、いつも入り切れないという問題がありまして、何とかしてほしいという話がございました。そのときに私どももその必要性については認めております。

あと、土地の問題もあるということで、土地の確保を、新たに土地を求めてというのはなかなかできないということで、お話をさせていただきました。

今、話題になっております件は、いろんな経過もありまして、巴里議員おっしゃいますように、一時期葬祭場的なという話も確かにありました。

ありましたが、これについてはやはりできないということでお断りをいたしまして、今回老人集会場という形で、2つ目の老人集会場ということで建設をするということにいたしました次第でございます。

場所についても、そらいろいろ賛否はあるというふうに思います。ただ、地域として私どもはもう何回も場所については地域でも十分合意形成を図っていただいて、それを我々の方で検討させていただくと、こういうことで何回も差し戻しもさせていただいて、結果的に地区としてまとめたということでございます。周辺の方の理解も得たということでございます。用地については買いませんで、市の方に寄附という形で処理をさせていただき予定をいたしております。

上物については、あくまでも我々の方は老人集会場ですよということで、何回もこれも念を押して地元と話をしたという経緯がございます。ですから、その主目的を逸脱するという点についてはやはりぐあい悪いわけですから、それは今後とも遵守をしていただくように、我々の方としても地元にはきつく申し上げておきたいというふう考えております。

あと、池の一部ということにもなるんですけども、今回上げさせていただいておりますのは、基本設計費ということで、測量もしないといけないうことでもございまして、その部分を上げさせていただいて、それをもとに十分な計画をこれから練り上げていくということでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 老人集会場の主たる目的というんですか、これにつきまして、老人の福祉に寄与するという点でございます。それで現実的には、中にはコミュニティ的な扱い、利用とか、それはある程度柔軟に使っていただいております。中には老人集会場でお葬式とかやっていると確かにございます。これにつきまして、あくまでも老人集会場の主たる目的を達せた上での話ということになってきますので、その辺は十分に対応させていただきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） ほかに。 島原君。  
16番（島原正嗣君） 今まで巴里議員さん、熱弁を振るって御質問したようですから、私は若干角度を変えて老人集会場の問題点について御指摘を申し上げたいと思います。

老人集会場も今御答弁ございましたように二十何力所あるわけですが、それぞれの地域、区域によっては、大きい、広いところもあれば、今議案として提案してる集会場の問題は、かなり膨大な大きさになってるんですけども、ただ言えることは、私どももよく西信達地域の老人集会場の雨漏りの問題とか、老朽化してきてるという問題ですね。

これ、あれですかね、今後、将来新しく老人集会場を設置するところもあると思うんですけども、大体市の考え方としては、どれくらいの収容人員を擁することなのか、あるいは大きさ、規模においてもそれぞれの、例えば西信地域だったら6,000人ぐらい人口としてはおるわけですが、老人の集計表をいただいているのでは65歳以上の者が900人と書いてるんですが、その地域、地域によって老人の数も違うと思います。

問題は、行政が公正、公平な施策をすることが大事だと思うんですけども、これ等については一体どのような基準で、市長から説明ありましたように、用地の確保をすればあとは市の方で検討していくと。こういうことが基本原則でありますけれども、今申し上げましたような既にもう何十年もたって雨漏りもひどいところもありますし、ものの100人も集まらないような老人集会場もあれば、樽井さんのような財産区財産を持ってるようなところは、かなり大きな収容能力を持つと、こういうところもあるわけでありましたが、今後の市の考え方としては、老人集会場にどのような対応性を持っておられるのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） お答えさせていただきます。

老人集会場の基準というんですか、確かに西信達の老人集会場につきましてかなり経過してお

りまして、確かに御指摘のとおり雨漏りとか、この間ちょっと補修さしていただいておりますが、ベランダ的などこの改修も若干さしていただいたわけですが、根本的な解決にはつながっておらないというのが実情でございます。そして、将来的にはやはり建てかえということも考えていく必要も当然でございます。

それで、規模的な基準というのは、地域の老人人口とかいろいろのあれもございしますが、できれば先ほどお手元にも配付さしていただいております平均的な1人当たりの平米的なものが建てられれば、もし建てかえの際にですよ、一番いいかなと考えておりますが、ただ下の用地等の関係もございしますので、それはそのときには十分にそういうことも配慮しながら検討はさせていただかないといけないと、このように考えておるところでございます。

ただ、今現時点ですぐに建てかえというのはなかなかできないということでもございますので、我々といたしましてもできる限りの、わずかな予算の中での執行ということで、我々といたしましても大変苦しいところがあるわけですが、できる限りの我々といたしましても努力はしていきたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） これからの時代は少子・高齢化ということがよく言われますから、その時代、時代に似合った対応というものが必要ではないかなと思います。物さえつくればいいということではないでしょうけども、やっぱり多面的に、多角的にある意味では供用できるという施設にも視点を置かなければならないのではないかなと思いますし、西信達のことばかり申し上げて恐縮ですけれども、西信達の場合なんかはもう車で老人集会場には行けませんし、そういう狭隘なところに1つは問題点もあろうかと思えます。昔はあそこしかなかったんで仕方ないと思えますけども、これから西信地域も国際化の時代に入ってきて、私の下にも161軒の住宅も建つようでございますから、都市化してまいりましたんで、ぜひひとつ将来のあり方について御検討いただければ

ありがたいなと思います。これは意見にかえておきます。

それで議長、大変僭越ですけども、ちょっとお尋ねをしたいことが議題とは若干かけ離れるかもわかりませんが、歳出の54ページ、総務管理費を見ておりますけれども、中身についてどうこう、こうこうということはないですけども、議会運営委員会でも若干御質問等も巴里議員さんからもありましたし、ちょっとお尋ねしたいことがございますが、今問題になっております住基ネットの問題ですね。これらの予算化というのは一体どうなってるのか。

例えば、個人、個人のカードをつくる経費の問題、あるいはそれにかかわる住基ネット業務にかかわる職員の問題、これは本来ですと私の方は認識違いかもわかりませんが、一応は地方自治体が全体の責任を持ってやるわけですけども、本来国が言い出したこういう事業は、国からの若干の援助なり資金補償というものがあって当たり前だというふうに思うんですが、これらの状況なり考え方なりはどないなってるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

それと、議運の段階でも市長さんから御答弁ございましたけれども、この住民表コードのお知らせということで今月の広報の中に入ってるんですが、いずれにしてもこの内容ではちょっと市長さん、わかりにくい部分もあるんですよ、ある意味では。例えば個人の背番号、よう背番号、背番号という通称言いますが、番号等は中旬ごろ郵送すると、発送するというようなことも書かれてるんですが、本来この背番号というのは、個人個人の番号についても8月5日から国としては施行せえということになってるわけですから、一定8月5日には個人のそういう番号はきちっとできてこないかというふうに思うんですね。

それと、もう1つは、既に市民から、私はこういう制度を、向井市長あてに住基ネットワークの不参加の通知ということで、個々に市役所に対して必要なんですよという申し入れがあるようですが、これらの取り扱いは一体どないにされるのか、とりあえずお答えをいただきたいというふうに思います。

最終的には来年の時期にかかってくるんですけども、住基ネットの個人カードの問題ですが、個人カードについては、これもいつまでに個人に閲覧できるようになるのか。これらの操作なり作業というものは一体どないなってるのか、できればお聞かせをいただきたい。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、基本的な部分、細かいのはまた担当の方からお答え申し上げます。

8月5日に住基ネットワークシステムが稼働いたしまして、本市の場合、今のところ順調に推移をしているというところでございます。今回は第1次稼働ということで、来年の8月には2次稼働ということで進むわけでございますけれども、いろいろ話題になっておりますけれども、本市の場合は今のところ順調に推移をいたしておりますし、セキュリティあるいは市の対応についても厳格を期して行っているところでございます。

それと、私どもの方には市民の方1人面会に来られまして、私お会いさしていただいて、お話をさしていただきましたならば、ちょっとこれも確かに情報不足があったんかもわかりませんが、非常に不安に思ったということでありましたけれども、細かく説明をさしていただきましたところ、一応納得をいただいて、わかりましたと、十分安全対策といえますか、管理をしてくださいということでお帰りいただいた方が1名いらっしゃいます。

それと、広報には7月号と8月号に載せさしていただいております。細かいことはひとつ担当の方から答弁申し上げます。

議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部長。

市民生活環境部長（油谷宗春君） まず最初に、カードの件でございますけれども、来年の第2次稼働までカードが必要ないということでございまして、遅くとも来年の3月の議会までは手数料条例の関係がございまして、そのときにカードの手数料等につきましては御提案をしていきたいというふうに考えております。

また、補助金とか一切ないのかということですが、補助金等につきましては一切ございません。交付税で対応するというような返事でご

ざいます。

また、職員の件でございますが、現有勢力で対応していきたいというふうに考えております。

また、8月5日までに当然11けたの番号ができていなければならないかということですが、8月5日から稼働ということで、8月5日に番号を決定したというんですか、入れ込みまして、きのう郵便局へ持ち込みまして住民さんの方に、市民の方々に発送したというところでございますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 大体のことは新聞でもわかるわけですけども、私、これは8月だと思っておりますが、7月の広報を持っておりませんが、市民に住基ネットの情報公開、具体的にやられてるようなことでございますけれども、じゃ8月5日の住民基本ネットワークシステムの稼働により、今後本人の確認のための住民票添付が不必要というふうな問題も、これもたくさんあるんですよ。こういうことも一応市民には具体的に7月号と明示をしてるんですかね。例えば、恩給等を受けるときには、もう今までは住民票等の添付というのが要求されましたけれども、今後はそういう必要がないというふうにかなり何十項目も載ってるわけですが、そういうことまで詳細に市民の方に7月号等でお知らせをしてるのかどうかですね、これが1点です。

油谷部長さんですか次長さんか、ちょっと役職はわかりませんが、住基ネットにおいてもこの基本台帳カードというのは、確かに来年8月までという一定の限定をしてるわけですけども、もうそろそろ、早いところはもうこのカードをつくって渡してるということもあるんですかね、ないんですかね、これは全国的に見て。僕はあるように聞いておりますけれどもね、早いところは。

それと、番号の関係ですけども、例えば私なら私がきょう住民票を上げて、自分のカードナンバーですか、それを知りたいという場合は、すぐ

できてるといえることですがけれども、8月5日の段階で全部整理できて、きのうかおとといか送付したと、ということですけども、間違いなくそういうことでよろしいんですかね。



それと、例えばきょうならきょう出生をしたという子供たちの背番号というんですか、これは子供であろうと大人であろうと住民には間違いないわけですが、そういう場合の番号の設定はどないなされるんですかね。

それから、死亡した場合の抹消する場合の操作の仕方というのは、一体どのようになされておるのか。今後の対応についてお聞かせをいただきたいと思います。

それと、一銭の補助金もないと、交付税でやると、こういうことですが、ある意味ではこれは財政法からいうと、国のやるべきことを一時的ですけども、自治体が請け負ってやってみみたいな感じですけども、これはやっぱり自治体にとってはかなりの負担と違いますか、我々に言わしたら。そのためにやっぱりいろんな関係の投資をしていかないかと。労力も含めてですけれども、そういう問題があるんじゃないですか。

こんなもんなかったらなかったで、この部分に手がかかったり、経費がかかったりというような形の施策をしていかないかんでしょう。国がこういう法律を使ってこうせえと地方自治体にいろんな仕事をしてきてるわけですから、本来財政的見地からいえば、国や府の問題を一応地方自治体に押しつけるということは、これはやっぱり合理性に欠けてるんじゃないですか。一銭のあれも、ほんとに交付税の中で そのおっしゃる交付税というのは、この部分も含んでやられてるのかどうか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部長。

市民生活環境部長（油谷宗春君） まず、7月号の広報でございますが、その広報につきましては、先生御指摘のようなことにつきましては掲載をいたしておりません。ただ、住民基本台帳システムはこういうものですよ、本年8月5日から稼働しますよ、来年8月5日からは第2次稼働ですと、全国で転出、転入につきましては、その転出先へ行ったらいいですよと、その程度の広報でございます。今後、情報の提供につきましては、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、現在いわゆる事務の簡素化というんですか、本人情報の確認の提供というんですか、例えば共済年金とかそういう事務については、現在添付されている住民票等については省かれているというふうなことでございます。例えば共済年金であるとか、戦傷病者の戦没者の遺族年金とか、そういうものについては便宜が図られているというところでございます。

また、出生の件につきましては、出生の届けのあった時点で番号をおつけしてるというふうな状況でございます。

済みません。死亡者のことについてはちょっと担当の課長の方から御答弁申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

それから、補助金の件でございますが、先ほども御答弁申し上げましたように、この件につきましては一切補助金がついてないということでございますので、今後我々といたしましても、大阪府の市長会とかそういうことを通じて国等にも働きかけて要望してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 梶本市民課長。

市民生活環境部市民課長（梶本 功君） 島原議員御質問の出生、死亡、それ以外に転入、転出、転居、8月5日時点で稼働させていただいてますんで、昨日、郵便局の方へ8月5日時点の居住者の方のみ郵送させていただいておりますんで、その間に転出される場合とか転入されてくる場合もございまして、出生と同じように死亡にしてもその時点で一たん居住されていた方が転出された場合、郵便局から市役所に戻ってきますんで、その方が他市の市役所に転入届をした時点でうちの方へ変わった通知が来ますんで、そのままもう一度封書をその住所地の居住変更されたところへ郵送するようになっております。

あと、出生届けに関しましては、その時点でランダムに数字を入れさしてもらって、後日自宅の方へコード通知を郵送するようなシステムになっております。死亡はその時点でなくなるようになっておりますんで、死亡の段階ではその番号はそのままの状態では残りますけど、それ以後出ていくということはありません。

以上でございます。

議長（角谷英男君） ほかに。 真砂君。  
21番（真砂 満君） 何点が質問させていただ  
きます。

まず最初に、歳出の方で54ページの一般管理  
費の工事請負費、これは水道庁舎の方に人権推進  
部が移転をされるということで、どうなんでしょう  
う、市長、あそこは教育委員会が入ったり下水が  
入ったり、そのたびたびあっち行ったりこっち行  
ったり、本庁舎が狭隘やということもあって、そ  
のたびに移動したりとかしてるんですけども、ど  
うなんでしょうね。一定基本的な考え方をワース  
ト出して、もうそこでいていただくんやったらず  
っといていただくというような形を考えると、移  
動するたびににお金もかかるし、職員さんも大変で  
すわ。ようさん書類もあっち持って行ったりこっ  
ち持って行ったりせないかんわけなんで、いたず  
らに今こうやからまた向こうへ行ったらええやな  
いか、今あいてるからとかいうんじゃないかと、1  
つの方針をきちっと出して、もうその間いとい  
ていただくというような形をとるべきではないのか  
なというふうに思いますけども、どうなんでしょう  
か。

それと、同ページの情報管理費の委託料、これ  
は庁内LANということですね。これは過日の厚  
生消防の常任委員会の中で、先ほどの議論もあり  
ましたけども、住基ネットの 正式な名前、ち  
よっとわからへんけども、本体が露出してるやな  
いかということで急遽パーテーションをやってお  
りますけども、そういった費用もここに入ってる  
んでしょうかね。これはまた違うんですか。ちょ  
っとその辺わかりませんので、お聞かせをいた  
だきたいというふうに思います。

ここではそういった観点と、もう1点は、庁内  
LANということでもあります。住基ネットでは全  
国どこでも住民票が取れるということで、センタ  
ーを通じてそれぞれの各市町村から情報を得ると  
いうことですが、泉南市は情報 情報というん  
が、電子行政というのはなかなか進んでませんで  
して、庁内の連絡網でもLAN設備がまだまだこ  
れからやと。自分とこの体制がそんななのに、  
住民基本台帳の部分だけバツといてるというの

もまたおかしな話で、もっと本来役所がすべきは、  
みずからの役所の中をどうするねん、出先機関と  
の連携をどうするねん、LANシステムをどうし  
ていくねんということが議論されなければならない  
のではないのかなと。そのために必要な予算を  
きちっとつけていく、そういった必要性がある  
というふうに思います。

それはそれで向井市長も電子行政を目指して  
いくという一定の方向ですし、時代もそういう背景  
がありますから、私はそれはそれでいいかなとい  
うふうに思いますので、私は逆にお金のかけ方を  
もっときちっとかければいいんじゃないのかな  
というふうに思います。その辺でどの程度まで、2,  
000万程度ですんで、大したことでけへんのと  
違うのかなというふうに思いますから、どの程度  
のものができるのか、お示しをいただきたいとい  
うふうに思います。

それと、56ページの老人福祉費、敬老会運営  
費補助金についてお伺いをさせていただきます。

今年度よりこれまで行政の方が行っていた敬老  
会、これを区の方にお渡しをして、区の方でやっ  
ていただくというふうなやり方に変えたというふ  
うに聞いておるんですが、そういう形で間違いな  
いのか、お聞かせをいただきたいというふうに思  
います。

基本的なことを話ささせていただきますと、私  
はこれからの行政というのは、何でもかんでも市  
役所ですべきではないというふうに考えてますし、  
地域でお願いできるものは地域でお願いする。個  
人でしていただくなあかんものは個人でして  
いただく。そのかわり役所がしなげりゃいけないもの  
は役所がきちっとやり切っていく。そういっため  
り張りが必要だというふうな基本認識は持ってま  
す。

ただ、そういった新しい形、新しいシステムで  
個人負担なり、また地域住民にお願いをすべきも  
のは、個人なり住民の皆さん方にきちっと市役所  
の方針なり姿勢なり、そういったものを説明し、  
理解をしていただいて協力していただく。このこ  
とがなければ、何事もうまいこと進まない、そ  
ういうふうに考えておりますし、そういうふうに  
理解しておりますが、今回のこの敬老会の補助

事業について、そのことがほんとにきちっとされたのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

私の方に聞こえてまいっておりますのは、7月12日の区長会幹事会というんですか、そのときに一方的に行政は、ことしこういう形でやるというような押しつけでこられたというふうに聞かされてるんですが、事実はどうなのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

それと、57ページの樽井第二老人集会場の件であります。これは巴里さんが非常に長時間かけてされておりますので、重複をしますからあれなんですけど、一定総金額ですね、当然設計金額から予想はできますが、総金額についてどういうふうな数値を役所として現在のところつかんでおられるのか。

それと、基本的な部分で申しますと、地域間格差をつけてはだめですよ。そのことも私の方からも言いたいと思えますし、健康福祉部としてそういった地域間格差をどのようにお考えなのかですね。特に補修の件について、私の方は聞いておきたいというふうに思います。努力をされてるといふふうにお答えですが、私は自分とこの地元の集会場しか見ておりませんが、なかなかそういった努力の跡が見れないんであえて聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、非常に勉強不足で申しわけないんですが、69ページの住宅管理費における工事請負費の700万の中身についてお示しをいただきたいと思えます。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の庁舎の配置の問題でございますけども、今回人権推進部を水道部ということでございますが、この方針は既にこの前の機構改革のときから決めておりまして、そういう方針でございました。

ただ、水道庁舎については、入り口の方はバリアフリー化というか、玄関の方は何とか入れるんですけども、今度入って、昔下水道が入っていたところなんですけど、ちょっとまた落差がありまして、そのあたりの改修、改善をしないとイケないということと、それからかねてから私も申し上げ

ておりますような女性サロンのなところもつくりたいと。結構広いもんですから、人推が行きましてもかなりあきスペースがありますので、今の時代ですからなかなか新しいものをつくるというわけにはいきませんので、当面サロンの使っていたこうということで、それも念頭に置いて改修をしたいと。

そのためには、もちろんバリアフリーの問題もありますし、トイレが女性トイレがないんですね。ですから、それも今回整備をします。そういう条件整備をした上で人推部については移っていただく。あわせてサロンも設置をしたいと、このように考えております。

ですから、以前別館の1階を、昔ピロティーの駐車場であったのをルームにしてるわけなんですけども、そのときの配置のときからそういう方針という形でやっておりまして、若干実際工事そのものが少し遅くなっておるといのが現状でございます。今回きちっと整理をした上で移っていただきたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 伊藤情報管理課長。

総務部情報管理課長（伊藤修二君） それでは、私の方から54ページの情報管理費のいわゆる庁内LANの費用の関係につきまして御答弁させていただきます。

今回のいわゆるLAN部分につきましては、情報通信基盤の整備としまして、庁内の情報の強化を図るという部分の中で、一次整備としましてLANケーブル、いわゆる配線でございます。その部分とスイッチハブもしくはハブまでに関する費用という分でございます。

それ以後、当然最終的に1人1台パソコンという部分がなかったら事務処理の効率化、共有化が推進してこないという部分がございますので、今年度もしくは来年度におきまして、各課最低1台もしくは1係1台につきましてのインターメール等の実施できる体制に持っていきたいと。その部分につきましては、当然いわゆるサーバー関係、これが入ってまいります。この整備にかかりたいと。これが第2次でございます。

ただし、これは庁舎内という部分の第2次でござ

ざいますので、それ以後当然各公共機関等のネットワークの方に入っていききたいという考えであります。だから、もう少し公共機関のネットワークにつきましてはお時間をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方から、敬老会と仮称樽井老人集会場について御答弁申し上げます。

まず、敬老会でございますが、13年度までは市主催での敬老会を各地区というんですか、去年であれば9カ所くらいですか、で実施をさせていただきました。そして、今年度よりこの敬老会の見直しというのは、一昨年までは6カ所でやっておったわけですが、昨年度は雄信地域で、1カ所でやっておったものを馬場区の方でもやりたい、幡代区の方でもやりたいというようなことになってきて、13年度は開催会場がふえてございました。

そういうようなことと、行財政改革の中での敬老会の見直しというようなこと等もございまして、14年度に一定の見直しを行っていただいたということで、地元主催での補助金制度というような形に考えさしていただいたところでございます。

そして、本来であればもっと早く地元の方に説明をしなければならぬところ、実際上は7月の12日に区長さんの幹事会ですか、にお集まりいただきまして、説明をさせていただいたということでございます。その席上、各区長さんから、なぜ今ごろやねんというような強いおしかりも受けていることも事実でございます。

そういう中で我々説明がおくれたというようなこともございますし、もし地元区さんにやっていただくとなると、初めての地域の方もございまして、我々といたしましてもできる限りのお手伝いはさしていただきたいということで説明をさせていただいたところでございます。

まずは結果といたしまして、区長会総意での方針というんじゃなくて、各区の判断にお任せするというような最終的な これは2回会議を持

たしていただきまして、2回目は7月の25日、このときに結果といたしまして、敬老会をやっていただけるというはっきり返事をいただいております。西信地区、それに雄信地区がはっきりやっていただけるという返事をいただいております。

それと、樽井地区につきましても、今の現時点ではやっていただけるというような方向ではございますが、最終的な樽井区さんの方の区の会議というんですか、まだやっておらないので、それを待って結果が出るということになってございます。そして、鳴滝地区につきましてはやっていただけるということでございますが、ただ市の補助金は受けないというようなお返事もいただいております。

そして、信達地区につきましてはやらない。信達、牧野、大苗代、岡中、市場については、敬老会はやらない。そして、もう1点、我々敬老会にかかわる事業といたしまして、ふれ愛訪問事業という形で品物でのお渡しという形でもオーケーですよということをしていただいておりますが、それについてもやらないということは聞いてございます。そして、東地区につきましては、今のところまだはっきりした返事をいただいております。もう少し考えさしていただきたいということもございます。

結果としてそのようになっておるわけでございますが、我々といたしましてもできるだけやっていただきたいわけでございますが、各地区という事情もございます。そして、我々の説明がおくれたということも1つの大きな要因ではないかなと考えておまして、万が一できないところにつきましては、やはりこちらの地区の方が品物をもらえ、こちらの地区の方が品物をもらえないというような不公平感というんですか、これもやはり我々といたしましてもできるだけ避けたいというような思いの中で、できない地域については、老人クラブさんなりを通じて何らかのフォローはしたいと、このように考えておるところでございます。

次に、仮称樽井老人集会場の件でございますが、総額はどのぐらいになるのかということでございまして、これはあくまでもおおむねではございますが、今回1,800万の基本設計を上げさしてい

ただいておるわけでございますが、これができずと、次に実施設計という形でおおむね1,000万、そして土木工事、埋め立ても含めまして1億円、そして上物、建物につきましては1億8,000万ということで、これを足しますと大体3億800万円になるわけでございますが、おおむね3億程度というような考えを今現在のところしてございます。

それと、地域間格差の件でございますが、御指摘のとおり今1つの例に出していただきました老人憩の家ですか、そこにつきましてもかなり傷みもございます。ほかの地域の老人集会場もかなりの老朽化というのもございまして、先ほどからも御答弁さしていただいておりますとおり、わずかな予算の中ではございますが、できる限りの改修というんですか、補修をさしていただきたいと、このように考えておるところでございます。

また、今現在につきましては、ある老人集会場につきましても土地の面積の関係とか、いろいろのこともございまして、確かにものすごく狭い老人集会場等もございます。そういう老人集会場につきましては、将来の話にはなるわけでございますが、できる限り、またほかにいい土地があればそこに移転ということも当然考えられますし、そういうことも含めながら、今後できるだけの地域間格差をなくすように我々といたしましても努力をしていかないかんとこのように考えておるところでございます。

それと、補修の関係につきましても、今も申し上げましたとおりわずかな予算の中で現在25カ所の老人集会場の維持管理に努めておるわけでございますが、できる限りこの金額で賄い切れない場合は、また別枠の予算もお願いしながら、できる限り補修、改修には努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 木岡施設管理課長。

都市整備部施設管理課長（木岡敏雄君） 私の方から、住宅管理費の工事費700万円について御答弁申し上げます。

この工事費につきましては、前畑8号、10号棟のポンプリプレース工事、これが90万円、そ

れと前畑2号棟の給水管改修工事、これが610万円、合計で700万円。このポンプにつきましては、一たん地下に水道水をためまして、それをポンプアップにより屋上の水槽へ送る、そのポンプリプレースの工事でありますけども、何分築後約三十数年たっておりますので、ポンプ自体が老朽化してるということでそれを修理すると。それと、また給水管の改修につきましては、これも築後30年たっているということで、赤さびとかそういうものにより給水管が細くなったり給水不足が起こると。また、その赤さびにより管の腐食で漏水の原因にもなっておりますので、これらをすべて解消したいということで今回予算計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 申しわけございません。敬老会の開催の状況というんですか、これにつきまして漏れた地区がございましたので、再度御答弁させていただきます。

まず、新家地域につきましては、敬老会という形じゃなくして、ふれ愛訪問事業というような形で品物をもってやっていただけると。これは別所、兎田、新家地域すべてでございます。それと、砂川地域につきましても、信達同様どちらもやらない。一丘地区につきましては、今のところ敬老会をやるというようなことで聞いておりますが、最終的な御返事というんですか、確認はとれておりませんので、今のところまだ確定はしておらないというのが実情でございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 真砂君。

21番（真砂 満君） ちょっと1点だけ答弁が抜けておる部分があるんですが、というのは住基ネットの囲いの予算ですね。あれはどこに入るんか。回数なしでお願いいたします。

議長（角谷英男君） 馬野総務部次長。

総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） 御答弁申し上げます。

今回の住基ネットワークに伴います間仕切り工事ですけども、54ページの一般管理費の工事請負費1,530万、この中に含んでございます。こ

の中には、住基ネットワークの間仕切りと人推部の改修工事を含んでおります。

以上です。

議長（角谷英男君） 真砂君。

21番（真砂 満君） よくわかりました。

それで、順番からいうたら工事請負費の方なんです、人権推進部が向こうへ行く。女性サロンもというのは、それはもう市長の公約ですし、そういう回答も既にいただいておりますから、そっちの方でしていただければということでしたらと思います。

ただ、住基の関係の費用、なぜ補正でこういう取り扱いをされるのか、私にはちょっと疑問なんです。

それと、あの場所で、あの位置でどの程度の工事をされる予定なのかですね。機械物ですし、情報管理課ですか室ですか、一定の湿度なり温度なり、そういった状況を保った状況の中でそういった機械を保管するという必要性は、当然出てくるかというふうに思うんです。それをこの住基ネットを導入するときに、そういったことも踏まえて、なぜされてこなかったのかですね。

私は、少なくともこれは当初なりそれ以前なりにそういった部屋といいますか、きちっとしたそういう独立したものを設置して、住基本台帳、住基ネットに対応すべきではなかったのかなというふうに思うんですが、そこらどういう経過をたどったのか、お示しをいただきたい。でないと、委員会の方で間違っただけに、補正予算通してくれなかったからみたいな言われ方をすると、何を言うてんねんと言わざるを得なくなるんですよ。そこらどうお考えでそういうような形をされたのか、お示しをいただきたいと思います。

それで、関連で議長、申しわけないですけど、住基をちょっとやらしてください。郵便でされるということですから、普通郵便だろうというふうに思うんですが、ほんとに大丈夫なのか、非常に心配なんです。全然関係ないんですが、私の家の方で誤配なり届かなあかんものが届いてなかったりという郵便局とのトラブルというのが過去何回もあったんです。それで個別で郵便局の方とも話し合いをさしていただいたこともあるん

ですけど、それはその郵便局員の質の問題であったり、いろんな事情の中で問題があったということは確認がとれたんですが、今回この非常に大事なそういうコードのナンバーを配布される。それが普通郵便でほんとに大丈夫なのかですね。その辺は担当としてどのように考えられて、普通郵便という形にされたのか。

全国でいろいろの事例を見てみますと、いろんな形でやられてます。それはどれが一番いいのかというのは、私にはわかりませんが、個人といたしましては、より安全な形で自分の手元に届けていただきたい、これが切なる要望であるというふうに、私はそう感じてます。皆さんはどうかわかりませんが、私は少なくともそう感じます。

それと、このネットについては参加をしないとかが、総数でいけばごく一部であるというふうには思いますが、いろいろ各自治体での対応もまちまちであろうというふうに思います。近隣では吹田市であるとか、阪南市が何かがあったときに接続を停止するような話まで伝わっておりますけれども、泉南市の場合、もし何かあったときにどのような対応をされるのかですね。これは非常に市民の皆さん方も関心のあることだろうというふうに思います。連日あのようにマスコミで住基に対しては報道されてますから、いやでも応でも泉南市どうなってんねんということを我々もよく聞かれるわけで、より市民に安心をしていただくためにも、泉南市の対応というものを披瀝をしく必要があるというふうに思いますから、ちょっと議案から外れておりますが、あえて聞かしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

それと、市内LANの関係であります。2次、3次という形でされるというふうに理解をいたしておりますけれども、当面一次はことしとあえずこういう形でやると。さきにも言いましたように、2次、3次ではぜひともきちっと頑張ってください、予算獲得をしていただいて、早い段階で市内外のインターネットもできるような形で市民サービスに寄与できるような体制をつくっていただきたいというふうに思っています。ぜひとも頑張ってくださいと思います。

それと、敬老会ですが、部長ね、部長のお言葉の中でも明らかにされましたように、7月12日なんですよね。これは方針転換の決定をしたのはいつなんです。敬老会、一般的には9月15日ですか。暦では9月15日ですわね。それで開催をされるのはその前後あるかもわかりませんが、そのあたりで催し物はこれまでも役所の方もされてきたというふうに思います。

そういった意味では、新たな形、新たなやり方で区長さんを通じて地域に返していく、お願いをするわけですから、そういった面では7月12日でほんとにこれでよかったのかですね。なぜ7月12日でないといけないのか。逆に言えばもっと早い段階でお願いできなかったのか。まずそれが1点です。

このように各区なり、まちまちな対応であれば、居住地によってやり方が違うんですよね。例えば私みたいに市場に住んでるとはしない。市場地番の人はしない。樽井地番やったらすると。友達同士でやり方が違うということもやっぱりおかしいわけですね、泉南市民としておかしいわけでしょう。1,000円の補助金 補助金も鳴滝地区は補助金要らんとする。これまた何で補助金要らんとするんか、ちょっとその辺も説明していただきたいんですけどね。お金のないままにどんな形ですか。

それと、さっきの老人集会場ではありませんけれども、ほんとにこの1,000円の補助金だけでできると私はとても思えない。勢いこの地域のお金、例えば区費であるとか、老人会であるとか、婦人会であるとか、そういった皆さん方の協力の中で1つの催し物をして楽しんでいただいて、お帰りいただく。これまでもそんな形でやってきましたから、ますますこれから地域によって差が出てくるんです。お金を持っている区、持っていない区、区に属していない自治会の老人、その自治会にも属さない老人、それ皆それぞれ違うんですよ。そのことを今回のような手法でやられると、混乱するだけでしょう。そのことを健康福祉部としてどのように考えられたのか。

今また聞いてますと、区が協力してくれてないところは、老人クラブを通じてとおっしゃいまし

た。また、混乱させますよ、そういうやり方したら。区が協力してくれなかったら、今度は老人クラブに言うんやと。そんなやり方でいいですか。二重、三重のミスを犯しますよ、そんなことであれば。そのあたりほんとにどう考えてるんかですね。もし協力が得られなかったら、1年かけてもう1回、教育委員会じゃないですけど、もう一度市の方針なり考え方を市民の皆さんに理解をしていただくために時間をかけると。時間が足らなかった、いきなりと言われてるんでしょう。そういった原因があるのであれば、もっと時間をかけて説明をする、そういった手法をなぜとらなかったのか。そのあたりについてのお考えをお述べをいただきたいと思います。

それと、樽井の第二老人集会場に絡んでの補修の問題ですが、今部長の方でわずかな予算の中、できる限りというお言葉ですが、予算の規模を見てもらって、部長がしようと考えられる配分がほんとにできるのかどうかですね。そのあたり、言葉だけでなく、ほんまにできるんかどうかお示しをいただきたいし、逆にするがための予算をどれだけ健康福祉部として担保する。そのことを言い切れるんかですよ。この場だけそんなことを言われても困るんですよ。ほんまにするんやったら、それだけの覚悟の中で予算折衝をしていただかないかんのですよ。

でないと、場所が狭隘だったら、隣にもし空き地があったらどうのこうのとおっしゃってますけれども、来年度からこれ補助金出ないんですよ。お金を持ってない区以外は、補助金が出なかったら、ますますこういうように拡張工事もできないですよ、状況的に。いとも簡単におっしゃられますけど、状況的に見ればできないんですよ。できないことをいとも簡単に本会議場で言わないでほしいんですよ。逆に言った限りは、責任持ってそのことの遂行に向けて努力していただきたいです。その場限りの答弁なりということは、絶対もうこれからやめていただきたいんです。その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

それと、住宅の件につきましては、給水の関係、わかりました。ただ、今、特に前畑団地なんかで苦情を聞いてますと、水漏れというか、雨漏りと

いうか、その事例が非常に多いんですね。それで、担当の人にも来ていただいて見ていただくんですが、なかなか原因がわからない。でも、雨漏りがしてる、漏ってくるという事例がたくさんあって、なかなか根本のどこが原因やという調査までお金がないのでできないというような状況があるんですね。

その辺、部長、実態を把握されてるんかどうかですね。把握をされて、金がかかりますから、予算をどのように、今回補正でありますから工事費で700万ですか、700万で落ちついてしまったのか。そのことはなぜ横に置いてしまったのか。給水の工事から比べると雨漏りの方は大したことないという判断だろうかというふうに思うんですが、そのあたりどうなんでしょうか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 最初の住基ネットのセキュリティーの問題、もしいろんなトラブルがあった場合の対応ということでございますけども、本市の場合は泉南市住民基本台帳ネットワークシステムの管理運営要領というのをつくっております。そこでまず統括管理者を置いております。これは市民生活環境部長をもって充てると。それから、管理運営責任者も置くということで、これは市民課長をもって充てるというふうにいたしております。それと、あと操作を行う者については、当然ICカードの発行と、それからパスワードによってアクセスできると、こういう形にいたしております。いろんな形でのセキュリティー対策を講じております。

それと、1つはもう既に危機管理対策会議というのを私どもこの前のテロの後つくっております。これも私が本部長になっておるわけでございますが、もしいろんなトラブルが発生した場合、原部の方で対応できないような状況になった場合は、そちらの方に上げていただいて、危機管理対策会議の中で方針を決めていくということでございます。もちろん切断するのかどうかということは、その中身とか重大さにもよるといふふうに思いますが、もし重大な何かが起こった場合ということであれば、そういうこともあり得るといふことで危機管理対策会議の中で決めたいと、このように

考えております。

議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部長。

市民生活環境部長（油谷宗春君） 私の方から、間仕切りがなぜ遅なってるんかということですが、3月は骨格予算ということで工事請負費の予算というんですか、それは計上しないということで、6月に計上させていただいたわけですが、私ども過日の協議会においても御指摘を受けまして、私どもは工期的にも非常にすぐにできるということと、8月に臨時会も開かれるということと、十分対応できるんじゃないかということで、それで応急的というんですか、隠す程度でございますが、応急的な処置をさせていただいたということでございます。

また、郵便の件ですけども、大阪府下で大阪市だけが簡易書留というんですか、それで郵送されてるわけですが、私どもは総務省の通達の中で普通郵便でも大丈夫だということと、旧郵政省の方から郵便局の方へ特別通達で、この配達につきましては万全を期するよというふうな通達もありまして、私どもはそういうことを受けまして普通郵便にしたということでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 伊藤情報管理課長。

総務部情報管理課長（伊藤修二君） 住基ネットのパーテーションの関係につきまして、一部私の方もタッチしてる関係がございます。その関係で御答弁申し上げます。

当然、私ども住民系の機械はお預かりしております。そのものについては、当然議員御指摘の空調機等も入れた中で回しているという現状でございます。その中で、私ども来年度に総合行政ネットワークに参画しなければならないという中で、当然そことしてのサーバー機の設定要件も発生してまいります。その関係上の中で、現在の住基サーバー、ネットに係るサーバー部分ですね、と合わせたものについて、そちらも置いていきたいという中で若干待っていただいたという経緯がございます。その中として、当然空調機等についての機器等のセキュリティーポリシーの中では進めていきたいというふうに考えておりますので、もう少しお時間だけいただきたいというふうに考えて



おります。

その点と、後の部分ですね。地域イントラ、いわゆる公共間のネットワークの整備につきましては、当然議員御指摘のとおり部分の中で、できるだけ財政当局の方と詰め合わせた中で計画的に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方から、敬老会について御答弁申し上げます。

敬老会の方針転換がいつされたのかということですが、これにつきましては、予算を組むときですね、まず当初予算を組む時期ということでございますので、昨年11月ごろということでございます。ただ、補助制度についてということだけの予算化だけでございましたので、内容をどのようにしていくかということの要綱とか、そういうのは全くまだその時点ではできておらなかったということで、我々といたしましても一日も早く説明したいという考えは持っておったわけですが、説明するに当たっての説明できる内容等がそろわないというようなことがありまして、結果的には7月の12日になってしまったということで、確かに我々といたしまして少なくとももう2カ月ぐらいでも年度当初ぐらいからお話もできれば、また方向が違ってきたのかなということがあるわけですが、これにつきましては、そのようなことの中で説明ができなかったということは、私どもの方の全くの不手際ということでおわびするしかないということでございまして、そのときにもそのようにお話しさせていただいたということでございます。

それと、各地区で実施した場合の違いということでございます。確かに、我々敬老会をやっていたところにつきましては、対象者1人当たり1,000円という補助金を出さしてもらおうということですが、地区によりましてはそれに上乘せるとか、いろいろな形をとられてるようなところもあるかなというようなことで、違いというのは確かに出てくるかなと、このように考えております。

以前でも別に品物を渡したりとか、そういうよ

うなことがあったと聞いておりまして、違いにつきましては以前もあったと。今年度も今回も当然出てくるだろうということでございます。我々といたしまして、これを1つの教訓といたしまして、やはりこの補助制度につきましても決して万全ではないという考え方を持っておりますので、今年度はこのような形で進めさせていただきまして、また来年度につきましては再度どうするかということの検討をしなければならないと、このように考えてございます。

また、老人集会場の補修の件でございますが、私の思いとして申し上げたわけですが、簡単に言うなというようなおしかりも受けたわけですが、私の気持ちとして言わしていただいたものでございまして、実際上できるだけ努力はしたいと。

そういうことで、補修の件につきましては、もう少し詳しい点につきまして担当課長の方から御答弁申し上げます。

議長（角谷英男君） 出口高齢障害福祉課長。

健康福祉部高齢障害福祉課長（出口 出君） 私の方からは、既存の老人集会場の維持修繕と、先ほど部長の方も部長なりの思いというのを語っていただいたんですけども、担当課、私の方が実際にその業務に当たっている課ということでありまして、老人集会場につきましては、先ほどからお話し出てますように、25カ所ございまして、どれも老朽化が進んでると。我々もその点につきましては、よく認識しているということでございます。

ただ、予算的に見ますと、市の財政との絡みもございまして、非常に厳しいと、ぶっちゃけた話、140万程度ですかね、今年の予算で。そういった中で25カ所老朽化が進んでいます老人集会場の方から要望ですね。区の方からの要望とか、それらを恐らく合わせたら、実際に修繕してくれということをそういうエリアの部分の合わせたら、恐らく何千万もかかると思います。そうした現状の中で、予算的にはそういう厳しい状況がございまして。

その中で我々の思いとしましては、老朽化が進んでいる中でやっぱり地域の福祉の1つの施設と

して、我々も福祉に属する中で職員としてもどうしてもそういった修繕につきましては、改善していきたいという強い意識は持っております。ですので、少ない予算の中ですけれども、やっぱりその中で我々として最大限そういう思いを持った中で努力していかなくてはならないと、そういう決意ではあります。

現実、予算状況が非常に厳しいということがございますが、我々の強い思いをもって、やはり財政的な面でも今後も当局に対しまして、必要度も含めまして厳しい状況も述べまして、最大限努力していきたいと、そういうふうに考えてますので、よろしく御理解いただきたいと、お願いします。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 市営住宅の前畑あるいは宮本、この管理におけます雨漏り等の関係でございますけども、4月1日以降、ちょっと件数を調べましたら、水道管の漏れ、排水管の関係です。これが5件ございました。御指摘の原因が不明やと。当然あるかと思えますけども、この5件については、一応そういうところがなかったと。

予算面でございますけども、今回700万は基本的な工事の関係でございますので、いわゆる当初予算に空き家の改修が1,000万と通常の修繕費、これが830万盛ってございます。ただ、この予算で満足かどうかは、できるだけ、この予算で十分であるかどうか別としまして、予算の範囲内で、苦情も相当多いですけれども、対応していきたいと、このように考えてます。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 済みません、答弁漏れございましたので、御答弁させていただきます。

まず、区さんをお願いしながら、また何で老人クラブやというような中で、余計混乱するのではないかという話でございますが、これにつきましては、できない地域がございますと、やはり我々といたしましても住民さんに不公平が生じるというようなことの中で、やっていただける、またやっていただけないという返事をいただいている区さんの了解も得た上で老人クラブさんをお願いしたいなど。老人クラブさんは受け皿となっていた

いてやりたいと。それと、区にも属しておらない自治会等もございますので、そのフォローもその形でやっていきたいということでございます。

それと、鳴滝区については補助金が要らないということを私が先ほど答弁させていただきましたが、これにつきましては、市長の選挙のときの方針と異なるというようなことの中で、鳴滝区長さんが要らないというようなことで言われてることでございます。市長が福祉の充実ですね、それに反するやないかというようなことの中で要らないということでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 真砂君。3回目です。

21番（真砂 満君） まず、住基の関係の郵送なんですけど、油谷部長がそういうふうな答弁ですけれども、住基だけ郵政省は別個の取り扱いしてくれるんですか。それはちょっと無理やろと思えますけどね。一般的な郵便物でもきちっとその家に配る。これは当たり前ですからそうなるんでしょうけども、いろんな事例があるんですね。例えば一丘の集配ポスト、あの状況を見たときに、ほんとに大丈夫なんかなと。ほかの市営住宅でもありますよ。かぎもかけられず、かぎがつぶれてるところのポストがある。市営の前畑なんかでも結構あるんですよ。来てるなら、取ることも可能なんですよ。そういう事例があるんですよ。

それと、郵便の関係で届かなかったら当然役所へ返ってきますよね。その再確認はされるんですか。一般的な書物でやってる場合、再確認はされないまま、あ、いてないんだなという判断をされてますよ、ほかの書類では、違いますか。されてるでしょう。ですから、ほんとにおっしゃられているような形で安心なのかなというふうに思いますと、疑問だなというふうに思います。

それと、敬老会の件ですね。言われてるように、昨年11月ですか、方針が決まって7月だと。非常に遅かったという反省がある。それで、お願いに行っても断られるというか、反発を食らってる。それならそのときに一たん撤退をして、もう1年後にするとか、なぜしないんですか。このままして強行、もう必ずこれをするから、二重、三重のことになってるでしょう。おかしいですよんか、

やっぱり。

役所がせなあかんのは、きちっと方針転換をしたならば、その説明責任をまず果たさないかんでしょう。それで協力要請をしてやらないと、めちゃくちゃになりますよ、すべてが。変えるんだったら変える。それは住民にとって悪いことであってもいいことであっても、それは役所が決めることですから、やったらいいんですよ。そのかわり責任を持ってきちっとやるべきことをやらなあきませんよ。結果としていいとか悪いとかじゃなくて、決めるんでしょ。決めたんでしょ、11月に方針として。決めたなら、自分自身がええと思うてるとか悪いと思うてるとか別としても、決めてんやったら決めたで責任を持って説明せないかんでしょう。そのことをなぜやり切らないんですか。そんな事例が多過ぎるでしょう、今の市役所。そんなんで住民の間で混乱させないでくださいよ。

例えば1つの区で、今のやり方やったら、区長と老人クラブ、おまえとこ責任とれへんさかいわしとこへ回ってきたんやないかい、そんな話になりますよ。区同士で、あんた区長やさかいにこっちの区はこれだけやってくれるのにうちとこはこれだけかいというような話にもなりますよ。責任は全部区長がかぶるようになるんでしょ。そのためにそういうふうな責任を負わすんやったら負わすで、方針が変わったんなら、それなりの説明なりそれなりの汗をかかないかんのと違いますか。私はそれを言うてるだけですよ。

申しわけなかったと思うんでしたら、時間的に無理やと思うんやったら、なぜとめないんですか。今からでも間に合うん違いますか。部長、その辺はどう思うてんですか。悪いと思ってるんでしょ。7月12日、時間的な余裕がなかったと思うてんでしたら、今からでも遅くないです。まだ9月15日来てないんですから、直ちにやめたらどうですか。従来どおりに戻したらどうですか。議長（角谷英男君） 梶本市民課長。

市民生活環境部市民課長（梶本 功君） 郵便の件でございますが、居住されていないとか、郵便物が現況そこにお住みになっておられない方の場合につきまして、すべて市役所の方へ返還されます

んで、その後、すべて保管さしていただいて、再確認はしませんので、その点御了解いただきたいと思います。（真砂 満君「それがおかしいと言うてんねん」と呼ぶ）

一応、保管さしていただいて、再確認は今のところ考えておりませんので。なぜかと申しますと、その家庭、家庭によりましていろんな事情がございますので、職権で消除したりする場合も往々にはございますけど、それに関しましては、例えばマンションでしたら居住されておられた方が住民票を置いたままよそへ出られたり、現在どこであるかわからないとか、そういう場合には家主さんの方から次の方を入居させるために申し入れ等がございました場合のみ、我々は現地確認さしていただいて、職権で住民票をどけさしていただいておりますんで、その点、御了解お願いしたいと思います。

以上です。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 敬老会の件でございますが、昨年の11月に補助金ということで予算要求をしておるところでございます、実際上7月にしか説明ができなかったということにつきまして、大変区長さん方、反発が確かにございました。その中でもやってあげようというような地区も確かにあったことは事実でございます。そういう中で我々といたしまして、再度7月25日に説明をさしていただいたわけでございますが、そのときの結論としては、区長会での判断じゃなく、各区の判断に任すという結論となったわけございまして、それを受け、既に動いていただいているところもございます。

したがいまして、我々といたしまして、今年度につきましてはこのような形で進めさしていただきたいと。そして、まだ老人クラブさんにも正式な了解はとっておらないわけでございますが、内々に話しさしていただいているところでございますが、受けていただけるということになれば、区さんの方にもそれなりの了解もしていただいた上でやらしていただくということで、区さんと老人クラブさんとの間で変なことのならないように、我々も最大限の努力はするということで今年度実

施をさせていただきたいということでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。議長（角谷英男君） 質疑の途中であります、4時15分まで休憩いたします。

午後3時45分 休憩

午後4時18分 再開

副議長（東 重弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第3号について質疑を続行します。質疑ありませんか。 井原君。

1番（井原正太郎君） 少し質問してもらいます。

私の方からは、1つは先ほど来、さきの議員の質疑の中にも相当時間をかけて財産区の問題がありました。私は聞いておまして、理事者側はきちっとした答弁をなさっていないなど、このように思いました。この点について、例えば樽井第二の老人集会場建設事業費として今回1,778万円の補正が上がっておりますが、この件に関しましては、特に第二老人集会場建設事業費ということで、1つは地域格差の問題をどうクリアしていくのかというふうな質疑もありましたが、私も樽井住民の1人として、樽井財産区がほんとに法に逸脱することなく、きちっとした財産区管理会を中心とした運営がなされておるのかどうか。具体的にホンテスという具体的な企業名も挙がりました。これはかねてより問題提起されたことでありますけれども、この件に関しても違法性、問題、まだ続いておるんですか、これは。そういった意味では、はじめのある答弁があるときなされてなかったなというふうに私は思うんですが、この点についても改めて御答弁をお願いしたいと思います。

もう1点は、住基ネットでそのセキュリティーが今回の予算においても、また今後のあり方に関しても質疑がなされておりましたけれども、私は54ページにありますいわゆる情報管理という面から、今回の補正では2,001万3,000円が上げられております。そして、補正後の予算というのが2億3,739万9,000円というふうな非常に大きな費用をかけて私どもの情報管理を委託、あるいはまたその事業を展開されております。

そういった意味では、今回の住基に関しては4

項目にわたる個人情報ということからスタートしますけれども、同僚議員とも話したんですが、この情報管理というのは、既に私どもの財産のこと、あるいは課税のこと、あるいは納税に関すること、非常にプライバシーにかかわることがたくさん管理されておると思うんですけども、そこら辺の管理、セキュリティーというのが今どうなっておるのかということも示していただきたいと思います。

もう1点は、65ページにあります防潮堤の件であります。防潮堤の道路整備事業費として1億5,142万、このようなことで工事請負費が1億4,632万計上されております。従前の質疑の中で、また答弁の中で、岡田地区を中心にした防潮堤の撤去と整備というふうなことが説明されておりましたけれども、この防潮堤を全体から見たときに、泉南の街づくり、こういう観点からしても、私は地域エゴじゃないんですけども、樽井の方もやはりきちっと視野に入れてスケジュールにしていかなきゃならん、このようにも考えるわけがあります。特にりんくうを前にして駅前開発、あるいはまた樽井周辺整備というふうなことを泉南市を今後の街づくりというふうなことからしても、岡田はもちろん大事でありますけれども、同じように樽井の防潮堤、このことに関してもやっぱり興味を持っていかないかん。このように私は考えております。

それから、最後に、76ページ、今回の市長、2期を終えて3期目に至る今、地方債現在高の調書として補正後の額として229億7,829万8,000円という大変大きな額に上っておりますけれども、この地方債の返済について、これは一体だれが責任を持ち得るのかと。非常に難しい問題だと思いますけれども、どのような理解をされておるのかと、こういう点も御答弁をお願いしたいと思います。

以上であります。

副議長（東 重弘君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

馬野総務部次長。

総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） 財産区の土地ですね。樽井の財産区の土地ですけども、ホンテス工業に貸しているわけですけども、これは

1企業にそういうふうな土地を貸すということは、非常に無理があるんじゃないかということで、我々の方もホント工業に対してそういうふうな意見もあり、早い時期に明け渡していただきたいということで常々申し入れを行ってきました。

ホント工業の方につきましては、一応今倉庫を建設しているということで、もうその倉庫の方もほぼ完成しておりますので、すぐに出ていただきたいということで、今も話をしております。まだ今現在、一部資材とか通勤者用の車を置いているのが現状ですけども、これらを早急に撤去していただきたいということで強く申し入れを今後とも行っていききたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

副議長（東 重弘君） 伊藤情報管理課長。

総務部情報管理課長（伊藤修二君） 私の方から、情報管理費に伴いますセキュリティーの関係につきまして御答弁させていただきます。

セキュリティー関係につきましては、ハード面とソフト面、両面がございます。ハード面につきましては、一定以内についての保守点検の実施、もしくは何らかの障害が発生した場合の速やかな回復という部分の中で機器保守は実施しておりますところでございます。

その点と各業務個々の分でございますが、当然私も市民課の住民記録を中心としましたいいわゆる住民情報システムについて、機器自体はお預かりしております。その中で個々の業務につきましては、いわゆるパスワード管理、パスワードによって異動処理が可能となっているという分でございます。その分と、当然職員等につきましては、異動が発生してまいりますので、その都度パスワードを変更していくということと、定期的に現在は1年による見直し、全面見直しをしていくというぐあいに、ソフトに基づきますいわゆるセキュリティーの確保に努めているというのが現状でございます。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 防潮堤撤去後の防潮堤道路整備事業でございますけども、今年度は岡田地区に面したりんくうタウン側ですけども、

昨年に引き続いて480メートル、幅7メートルでございますけど、予定しております。御指摘の今後の見通しでございますけども、防潮堤の撤去工事を企業局で進めていただいておりますということで、この秋にとりあえず交通処理の問題箇所でございます浜保育所の裏側、樽井男里線の南側というんですか浜保育所側、これ100メートル、それと樽井男里線の大阪側200メートル、この防潮堤の撤去工事について、秋ごろから予定されておるということで、市としましては撤去後速やかに道路整備を行っている状況でございます。できるだけ御指摘の樽井駅の裏側防潮堤の撤去につきましても、引き続き企業局に撤去していただくよう、できるだけ早くやっていただくよう申し上げてまいりたいと、このように思っております。

副議長（東 重弘君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 井原議員御質問の地方債のこれからの償還ですか、その点について御答弁申し上げます。

今回の補正後の当該年度末の現在高が御指摘のように229億7,800万という数字で上がっております。そして、これからこの公債費の分についてどういうふうにして償還していくのかということ。これは13年度末では毎年25億ぐらいのペースで公債費、これは元金、利子を足してですけれども、それぐらいの数字が上がってきます。ですから、我々としては当然地方債のこれから毎年の発行額、それとこれからの償還の予定ですね、償還表、償還の予定額、この辺を頭に入れるということがまず1つでございます。

それと、あとこれと財政の指標であります経常収支比率なんかで公債費、これが上がってこないようにとか、あるいは公債費率ですね。これは地方債の発行の制限とかいうことにはね返ってきますので、この辺の数値を念頭に入れながら、それとあと毎年の、これは一般財源ですべて償還しなければならないということがありますので、その辺の伸びとか、その辺を計算に入れながら、これは当初予算で計上していくという形になるんですけども、その辺を考慮しながら、我々としては公債費について考えていきたいと、このように考えております。

以上です。

副議長（東 重弘君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 財産区の件でありますけれども、先ほどホントを具体例に挙げて答弁いただきましたけれども、そうすればやっぱり本議会でも疑義を挟まれるような抵触する部分があるというふうに理解して本来の姿に戻すように努力をしておると。これでよろしいんでしょうかね。

それと、さきの議員の質疑の中で、樽井財産区を中心として第二老人集会場が新池につくられることの整合性がありませんよと、あるいはまたあそこは火葬場のはたでもあり、墓場のはたでもありますよというようなことで、極めて樽井財産区管理会が、あるいは樽井区が大変勝手な判断で市民の皆さんに迷惑をかけてるかのような私は質疑であったと思うんですね。

そういった面では先ほどの答弁は、その疑義にきちっと答えてないと私は先ほど申し上げたんですけれども、そういった意味では私は正確な答弁をお願いしたいと思います。といいますのも、自治法の294条には、財産区の意義並びにその運営もありますし、さらには財産区の管理会の機能、これが296条の3にもはっきり明確にされています。そういった意味では、きちとした物差しもありますし、ああいう形で疑義を挟んだまま樽井財産区管理会が泉南市の中で泉南市の皆さんに大変な迷惑をかけておると、このような疑義があるとしたら、理事者の皆さん、あるいはまた市長はきちとした答弁でもってほらしてもらわなかんし、また間違っておれば直してもらわなかん、このように私は思うんですね。そういった意味では、一歩突っ込んだ答弁を改めてお願いしたいと思います。

それから、情報管理のセキュリティーに関しては聞きにくかったんですが、伊藤課長の答弁、ちょっと私、よう聞かなかった点があったんですけども、私は一番心配してるのが、今、住基で大変注目されておりますし、そのセキュリティーあるいはまた囲い等もして、ソフト・ハード両面から事故のないように、また対応しておる、このように言っておられるわけありますけれども、私は先ほどの現代における情報管理というのは、先ほ

ども言いましたようにその人の財産であったり、課税状況であったり、あるいはまた滞納状況まできちりわかるというふうな非常にプライバシーに直接かかわることが管理されておるという意味では、先ほどの話ではパスワード等、あるいはまた職員の配置等でも工夫をされて事故の起こらないようにやっておるというふうな答弁であったと思うんですけども、じゃ今までに事故に匹敵するようなことがなかったのかどうか、あるいはトラブルがなかったのかどうか。

新しい住基ネットのスタートに際しまして、今IT関係でいろんな実績を積んできておりますけれども、その点から過去の反省からして、特にいい形で生かしてもらいたいなという意味では、泉南市においてはそういう事例がなかったのかどうか、改めて示してもらいたいと思います。

それから、防潮堤のことでありますが、この秋に一定の企業局の方から方向性がなされると、あるいはまたその輪郭が見えてくるような答弁をいただいたわけありますけれども、大阪府にあって、本市もそうでありますけれども、非常に厳しい財政のもとでこれを乗り越えていかないかんという状況下にありますし、いずれの地域、いずれの事業を優先しなきゃならないかというのは、非常に大事な問題であると思います。だから、くどいようでありますけれども、岡田地域が今着々とそういうふうな形で進んでおる。あわせてやはり市全体を見て、どこにその費用なり事業のエネルギーをつぎ込んでいくのかというふうなことも、今後とも精度のいい事業を展開してもらいたいなと。

そういった意味では、私は具体的に樽井を挙げたんですけども、やっぱり信樽線あるいは砂川榎井線、そういうふうなことも今の街づくりの中では大変注目されておりますし、そういった中で先日来の質疑の中で、岡田地域、信達地域がややおくれをとっておるといふようなことの問題もありますから、そこら辺のバランスをしっかりとっていただいて、私は街づくりを懸命に進めてもらいたいと思います。

最後に、先ほど谷部長の方から御答弁いただきましたけれども、地方債が具体的には229億今時点に上っておるといふふうなことで、ここではこ

の数字でありますけども、一步深く考えたときに、やはり下水道の方もありますし、また開発公社関係もありますし、私どものこの行政運営の中で大変大きなこのような地方債を抱えて進んでおりません。

私の質問は、これに対応する方法として、やはり1つの目安として、公債比率であったり、経常収支比率であったり、そのようなことをきちっとコントロールしながらということですけども、一体全体これはだれが最終返すのかと。市長は今3期目を務めておられますけども、市長が在任中に大変立派な仕事をされて、しかし結果的に100億、200億に上るこういうふうな地方債がふえたとしたときに、市長はその責任を私にとられへん、とれないだろうと思うんですね。

あわせて、じゃ泉南市民がとるんかというたときに、一体だれがとるんだというふうな意味では、どういう理解をされておるんかという意味では、この大きな地方債に対する対応はいろんな形で今触れられておりますけれども、実際問題、この責任はどう考えたらよろしいのかということをもう一步具体的な説明をお願いしたいと思います。

副議長（東 重弘君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 基本的な部分は私の方からお答え申し上げます。

樽井の第二老人集会場につきましては、さきの質問者にもお答えしましたように、地域懇談会というのを以前やりまして、そのときに樽井地区、公民館でやったわけがありますが、要望が出まして、昔の旧町村でいいますと、樽井は従来から昔の樽井町がそのまま1つの区になっていると。1カ所今あるわけでございますけども、老人人口からしてとてもとても対応できないと。もう1カ所ぜひとも必要であり、また欲しいというお話がございまして、そのときにお答えしたのは、確かにその必要性はわかりますと。ただし、用地を新たに取得してまでは他の地域も含めてやっておりますので、そういう考え方で適地があれば集会場については建設する必要があるというふうにお答えをいたしております。

その後、議員も樽井でいらっしゃますんでよく御存じやと思うんですが、一時期葬祭場をつくる

とか、しかもその管理を区がやりたいとか、当時いろんな議論があって、あるいは地区の考え方もあったわけで、市の方にも御相談いただきましたけども、それはやはりできないということで、はっきりとそれはお断りをいたしております。

ただ、高齢者の皆さんが集まって憩いの場とする老人集会場というのは、当然これはもう立地可能ということでございますし、その必要性もあるということで、いろんな過程がありましたけども、現時点ではあくまでも老人集会場をつくるということの整理の中で、一定このような形になってきたわけでございます。

場所については、仮に樽井といっても広いですから、どこにつくるにしてもいろいろな御意見があるのは当然かというふうに思います。ですから、これについては地域でまず一本化してくださいということを何度も申し上げまして、それもフィードバックして何回も協議もしていただきまして、今の予定地が一番いいということでございます。我々の方もそれを受けてやると。ただ、周辺地域の皆さんの御理解も要ということで、これも地域の方で解決をしていただいたというふうに聞いておりますけども、そういう準備期間があって今回やっと基本設計という形に落ちついたところでございますから、あくまでも2つ目の老人集会場という位置づけでございます。

それから、起債の問題でございますけども、細かいことはまた担当の方から答弁させますけれども、起債というのはもちろんいろんな公共施設なんかをつくる場合に充当させていただくと。これは非常に長い期間、今の泉南市民はもちろんでございますが、将来の泉南市民を含めて利用するものということから、こういう長期の起債制度が起こっておるわけですね。いわゆる後年度負担もしていただくということでございます。

本市の場合は、空港関連事業のときに道路、あるいはその他を中心にした公共施設をかなり整備しまして、起債残高も膨らんでおりましたけども、前にも申し上げましたように、平成9年度でピークアウトをしております。返済のピークが今年度ということでございますが、残額として今予算書にあるように220億余りの残高が残っております

す。これについては毎年償還をしていくということでございます。ですから、これは非常にロングスパンの話になりますので、1人の市長の時代とかそういうことではなくて、泉南市がずっとやってきた事業、それからこれからやろうという事業に対しての債務の返済をしていくということでございます。

ただ、気をつけなければならないのは、やはり泉南市の財政規模等を考えて、異常に膨らまないようにしなきゃいけないということで、私もかなり事業の縮小を図っておりまして、起債残高は順次漸減していったということでございますので、今後ともそういう形の財政運営というものを考えていきたいと思っております。

副議長（東 重弘君） 馬野総務部次長。

総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） ホンテス工業に貸してる部分でございますが、今できるだけ早く出ていただきたいということで交渉してますので、当然出ていただければもとに復すということを基本的に考えておりますので、その辺の維持管理も含めて考えて検討していきたいというふうに考えております。

副議長（東 重弘君） 伊藤情報管理課長。

総務部情報管理課長（伊藤修二君） 私の方から、セキュリティーの部分につきまして御答弁させていただきます。

いわゆる情報としてのセキュリティーの関係の中で、情報漏れとしての実例があったのかどうかという部分でございますが、私の方にはそういう実例についてあったという報告は聞いておりません。ということは、ないという部分で認識しておりますので、よろしく申し上げます。

副議長（東 重弘君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 防潮堤の撤去とあわせて道路整備につきましては、現在のところ約3,000メートル延長あるんですけども、約1,000メートルぐらい今撤去されております。道路整備は岡田地区側のりんくうタウンのところからスタートしまして、現在のところは260メートル、今年度480メートル道路整備を予定してるという状況でございますので、大阪府としましては財政難の折でございますので、我々聞いておりま

すのは、五、六年かかるであろうと。撤去ですね。市としては、撤去した翌年度に道路整備を追いかけるといいう状況でございます。

だから、先ほど言いました浜保育所の裏、そして自動車学校の前の道あたりまで大阪側に延びるであろうということで、その分については来年度道路整備を現在予定しておりまして、できるだけその地元要望を聞いていただきながら箇所を設定しているという状況でございますので、できるだけ早く撤去して道路整備ができるよう企業局とも協議していきたいと、このように考えております。副議長（東 重弘君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 井原議員の御質問に先ほど市長の方から地方債の制度というんですか、その辺説明をされましたので、詳しいことは申しません。ただ、我々としましては、今後も特に念頭に置いて、地方債を発行するにはどういう方法があるかということを考えております。その中で、要するに基本的には今現在の現在高を減らしていくというんですか、そういうことを第一義に考えていきたいと思っております。

ですから、それを減らすにはどうしたらいいかといいますと、やはり毎年の元金の償還額がありますけども、それ以上に地方債の発行を抑えると。要するに、元利償還金を返す範囲内で地方債を発行するということになりましたら、当然必然的に現在高は下がってくると。一定そういうことになってまいりますので、その辺を第一義に考えてまいりたいと、こういうふうに考えております。

副議長（東 重弘君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 老人集会場の問題であります。市長の答弁によりますと、先ほど今日に至るまでに過去に葬祭場を前提とした計画に対しては厳しい態度で、そしてけじめをつけたという意味の答弁をいただいたわけありますけども、それにちなんで、じゃ第二老人集会場の使い方、このことに関しては、先ほどの答弁の中で、大田部長はいわゆる老人集会場でありますから、泉南市内にある老人集会場に準じた形で活用していくという意味の答弁をいただきました。たしかそうだったと思うんですね。市長にあっては、新しくできるこの第二老人集会場というのはあくまでも



老人集会場であって、その使い、あるいはその使い方に関しては厳格にやっていきたいという、こういう温度差があったわけなんですけれども、この辺は統一見解を出していただきたいと思いません。

副議長（東 重弘君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 市内の老人集会場、基本的な考え方は、当然老人集会場ですから、高齢者の方々に使っていただくというのが原則でございますが、少ないコミュニティ施設でもあるわけですから、その範囲内で有効に使っていただいてもあるということも事実でございます。したがって、樽井も同様に老人集会場ということでありますから、そういう理念、基本を外れないようにやっていただくと。その範囲内でコミュニティ施設でもあるわけですから、一部いろんな使い方もあるかとはいうふうに思いますが、やっぱり主客転倒になってはいけないわけでございますから、きっちりとこれはもう何回も地元にも念を押しておりますから、老人集会場ですよということでございますから、そういうことを主体に当然考えていただくようにしたいと思います。

副議長（東 重弘君） ほかに 上山君。

10番（上山 忠君） 数点ちょっとお聞きしたいんですけども、今回の補正予算で18億3,292万円を追加し、200億5,825万2,000円になるということですけども、この数字から見たときに、平成14年度の収支見通しはどうかと。平成13年度における収支見通しは、速報値ではありますが、単年度の赤字が1億数千万、累積で3億幾らというふうな形の速報値が出ておるんですけども、この金額で収支やった場合にどういふふうな見通しになるのか。既にこの予算の中から平成13年度分の赤字は先食いされてるわけなんですから、その分だけが減ってくると。そういうことを踏まえて、この予算がどういふふうな収支見通しになるのかというのをひとつお示しください。

それと、ちょっとこの防潮堤の件ですけれども、先ほどから井原さんの質問でもあったんですけども、答弁されたんですけども、大里川水門から保育所裏のあたり約100メートル、それからりん

くう南浜信号のそこから自動車学校の方に200メートルというふうな答弁があったわけなんですけども、特にこのりんくう南浜信号を利用して尾崎方面へ行く車の通過量が極めて多ございます。特に、朝夕なんかは人が通れないほどの府道の状態になっております。そういうことを考えて、この防潮堤を撤去された後の男里本村の中の道路緩和、男里浜の府道の緩和はどういふふうにご考えておられるのか、お示しください。

それと、住基ネットの関係で先ほど真砂議員の答弁に市長は、管理運営マニュアルをつくって運営していくから大丈夫だというふうな形の答弁があったんですけど、これについては所管の委員会でも一切説明がございませんし、当議会に一切の説明もないんですけど、これらについてはどういふふうにご考えておられるのか。それと、特にこれは私、所管の委員会ですけれども、ああいう専用のコンピューターむき出しの形でいいのかという形でお聞きしたところ、議会が補正予算を通してくれなかったから実際間仕切りができなかったと、そういう答弁であったんですけど、そういうことであれば、委員会の中で私が言ったんですけども、専決処分をしてでもやっぱり間仕切り等々について、セキュリティーから見たときにやるべきじゃないかというふうな形をしたんですけども、何か答弁がよそを向いたような答弁があったんですけど、この辺の危機管理についてどういふふうにご考えておられるのか。実際の機器はもう1カ月以上前から入ってあそこがちゃがちゃ動いたわけなんです。それらに関してどういふふうな行政として危機管理、その運営を初め危機管理の中でどういふふうにご考えておられるのか。

それと、泉南市におられる某市民のホームページの中で、あそこの間仕切りがインターネットの中に紹介されてますよ。そういうことを考えたときには、やはりはっきりした防護の策を講じるべきであると思うんですけど、余りにも何か能天気すぎるん違うかなという感じがします。

それと、もう一つ、樽井駅前周辺再開発調査費ということで委託料が200万円計上されてるんですけど、これはどういふふうなことをしようと

されてるんか。多分平成12年度でも250万ぐらいの調査費が上がってたわけなんですけど、駅前ということでやって、どういう調査をして、どういう結果が得られたんか。前回の調査の結果を踏まえて、今回どのような調査をされようとしてるんか。

以上について御答弁願います。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 上山議員御質問の、今回のこの第4号線ですね。18億3,200万の補正予算をお願いしております。そして、この結果、平成14年度の収支見込みがどのようになるかという御質問であったわけでございますけれども、普通、予算につきましては、歳入歳出要するにイコールしまして、それで予算を組むわけでございます。そして、今回のこの補正予算につきましては、特に基金の繰入金等で予算措置をさせていただいたということもあります。

そして、平成13年度につきましては、3億400万ですか、その繰上充用をしたというところでございますので、我々としましては現在まだこの予算の一番大きいのは収入では市税、あるいは地方交付税とか、そのようなやつが一番歳入で大きいところもありまして、今まだ現在8月ということもありまして、その見通しについて、まだちょっと我々として理解、把握しづらいということもございます。

ですから、基本的にはこの繰上充用ですか、13年度の赤字の3億、この分をできるだけ実質的に少なくしていきたいという形で考えております。ただ、この動向については収入の分についてまだ把握しづらいということもありまして、今の段階では14年度の財政収支がどういうふうになるかということについては、もう少し時間をいただきたいと思えます。

ただ、先ほども申しましたように、この累積赤字を要するに少なくしていくということで今後の財政運営を行っていききたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 土岐施設整備課長。

都市整備部施設整備課長（土岐久雄君） 上山議員御質問の防潮堤の撤去でございますけども、先

ほど部長がお答えしました。14年度といたしまして、この秋以降、男里浜保育所のところ、今現在クランクになってございますので、あれを真っすぐもう少し清掃工場の方へ寄せる計画でございます。それを撤去するのが約100メートルという形でございます。

それと、あと大里川までどれぐらい防潮堤が残るのかということでございますけども、約百四、五十メートルは残るのではないかと考えております。

そして、あとの防潮堤の撤去につきましては、今現在、大里川は仮排水路という形になってございまして、あの仮排水路の対策を考えなければ防潮堤が撤去できないという中で、企業局の方において今現在検討中であると聞いているところでございます。

なお、関連いたしまして、以前も上山議員から御質問ございまして、男里樽井5号踏切の整備拡幅につきましては、以前踏切の拡幅につきましては、踏切の統廃合が前提であるという中で方針が打ち出されてございます。そのため道路管理者である大阪府に対してもそのことを機会あるごとに要望してまいりましたんですけども、その中で一昨年ぐらいですかね、尾崎の方から関係地区、男里、男里浜、樽井区の区長さんに寄っていただきまして、関係する踏切3カ所でございます。その中で統廃止ができる踏切があるかということで確認もさせていただいたんですけども、それがございませんという中で再度大阪府に対して要望を行っているところでございます。

その中で鉄道事業者といたしましては、踏切の拡幅につきましては、前後の踏切において歩道の整備が条件である……（上山 忠君「議長、僕はそういう質問をしてないですよ、5号踏切のことを。要はりんくう南浜の交差点から男里浜の府道を通って尾崎に抜ける交通量が極めて多いと。それらの緩和策はどうするんやと。防潮堤の撤去を踏まえた中で道路整備をするというふうな答弁ありましたから、しからは今さっき言うた交通量の緩和、男里本村の府道の交通量緩和についてはどういうふうを考えてるんかと。踏切の問題一切質問してないですよ」と呼ぶ）

〔巴里英一君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 今、上山議員の質疑ですから、それに対してどうのこうのじゃないです。議長の指名なしで、議長がその発言を許した形で論議をするということは、やっぱり余り芳しいことでもないし、そういった意味ではきちっと整理をいただきたい。

議長（角谷英男君） 注意したいと思います。ぜひ許可あった上でやっていただきたいと思います。ただ、答弁者に申し上げますが、質問に的確に答えていただきたいというふうに思います。

都市整備部施設整備課長（土岐久雄君） 失礼しました。防潮堤撤去後におきましては、なるべく早く男里村中を通過せずに尾崎方面に出られるような対策を大阪府の方に要望してまいりたいと考えてまいります。

議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部長。

市民生活環境部長（油谷宗春君） 管理運営要領の件でございますが、過日の2日の協議会で課長の方から口頭で現在策定中であるというふうな御説明をさしていただいたと思うんですが、その時点ではまだ事実決裁というんですか、それがおりてなかったのを御報告がおくれましたことをまことに申しわけなく思っております。

それと、間仕切りの件でございますが、なぜ専決でもしなかったんかということでございますが、これも過日の協議会におきまして指摘をされたところでございますが、私どもは工期的にも短く、また臨時議会も開かれると聞き及んでいたところでございますので、十分対応できるということを判断いたしましたところでございまして、現在応急処理を行っていると。この予算が御承認をいただき次第、すぐに工事にかかりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） 和田都市計画課長。

都市整備部都市計画課長（和田隆彰君） 議員御質問の樽井駅周辺地区再開発等調査費の委託内容でございますが、平成13年度におきましては樽井駅周辺からりんくうタウンへ通じる交通アクセスを整備するため、歩行者通路、自由通路及び南

海電鉄の改札口等の整備に向けた検討を行ってまいりました。引き続きまして今年度につきましては、南海との具体的な話、例えば駅構内のいろいろな機器がございます。それらの位置関係等につきまして調査を行ってまいりたいと考えております。以上です。

議長（角谷英男君） 上山君。

10番（上山 忠君） それでは、この財政収支見直しについては時間を要するというふうな答弁でございますけど、やはり行財政改革を進めている中で、かなり厳しい数字が予想されるわけなんです。だから、その点を踏まえるならば、やはりこの補正予算を含めた中でどれだけ支出を抑え、収入を上げていくかということを常々、これはローリングしながらやっていくというふうな御答弁もあるんですけど、既にもう3億400万近い赤字が出ておる中で、やはり本当に市民に直結したサービスができるような予算の執行をやっていただきたいと思うんですけど、この中を見ても、先ほどからの議論を見ても、いろんな問題点を含めてるんですけど、そういう中を勘案しながら、やっぱりこれはしっかりときちりとやっていただきたいというふうな感じがいたします。

それと、防潮堤を含めた中の道路整備ですけども、やはりこれは大里川の仮水門を解決しなければ向こうの方には通れないというふうな答弁なんですけど、実際にあそこの朝方と夕方の交通量をはっきり把握されてるんですかね、行政としては、それを考えるのであれば、何とか一日も早く男里の浜の府道の迂回路というやつは真剣に考えていただかなければ、今までも1カ月に一遍ぐらい小さな交通事故、しょっちゅう接触事故が起きてるわけなんですけど。私もこの間、車で通って目の前で接触事故を目撃しましたよ、実際。中学生ぐらいの子が自転車に乗って端の方を行ってるのを後ろから車が接触したとか、その辺のことを踏まえれば、もっと真剣に府の方にお願いますすんじゃないし、市としてあの地域の中の道路行政がどうあるべきかということをもっと真剣に考えていただかなければいけないと思うんです。

それと、住基ネットの管理マニュアルですけど、そういう協議会の中で説明されたと言われました

んで、その辺のとはよう聞いてなかったと、こっちのあれと思うんですけども、でき上がって決裁済んだんであれば、早急にやっぱり議会に示すべきですよ。市長の答弁の中でこういうやつをつくりましたという形の答弁、それがあの当時は協議会の時点ではまだ最終的にできてなかったというのであれば、できた時点で議会にお示しすべきが僕は本来のあれじゃないかと思うんですが、その辺について再度。

それと、樽井駅の再開発につきまして、先ほど答弁を伺ったんですけども、前回の調査費は、南海駅を踏まえてりんくうタウン、それから自動車学校と東クワの間の土地、要は4メートルほどの歩道整備をするというふうな形でお聞きしとったんですけども、今回の200万円については、具体的に南海電鉄と交渉して橋上駅にするに当たってどういうふうなことが予想されるんかと。

前回、退職されました山内元部長のお話をお聞きしますと、南海電鉄と交渉した中では、南海が提示した金額は、10億以上の金額を提示されているというふうな答弁があったわけです、前回の議会の中で。そういうことを踏まえて、やはりりんくうタウンが活性化するためには、樽井駅とりんくうタウンのアクセスをいかに持っていくかということなんで、その辺についてはやはり実際に応じた形の調査というのをやって、それをいかに具体化するかということについてもっと真剣に考えていただきたいと思います。

それと、先ほど最初に質問、おくれたんですけども、新泉南病院と今の防潮堤のところ新しい道ができてますわね。防潮堤を約十数メートルカットして新泉南病院から直線で防潮堤の方に抜ける道が既に完成してるんですけども、あれの供用開始についてはいつごろになるんですか。あわせてお示してください。

議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部長。  
市民生活環境部長（油谷宗春君） まことに申しわけございませんでした。後ほど資料を、管理要領をお配りしたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。  
財務部長（谷 純一君） 今回の補正予算の御質

問でございます。今回の補正予算は当初予算が骨格予算ということもありまして、今回肉づけ予算ということもありますので、我々基本的に財源をいかに配分するかということ念頭に予算をついているというところでございます。ですから、基本的には今回のこの補正予算もそうですけども、やはり継続的に行われてる事業については、これは最優先で我々は予算を配分していかならなないと、このように思っています。

ですから、事業等につきましても、前年度あるいは前々年度から継続してるものを中心に今回計上させていただいたところがございます。ですから、これからも予算を編成していく上では、予算をいかに配分していくかということに重点を置きながら運営してまいりたいと、こういうように考えております。

議長（角谷英男君） 和田都市計画課長。

都市整備部都市計画課長（和田隆彰君） 樽井駅周辺の関係なんですけれども、この事業を進めようとするば、南海との話し合いの中でハード面とソフト面とあるかと思ひます。樽井駅につきましては、滞留線といひますか、本線じゃない線路がありまして、南海電鉄自身もこれの取り扱いについてまだ決めかねてると、こういうハード面のことがございます。

それと、ソフト面につきましては、海側のりんくうタウン側の改札口を設けた場合の費用の市の負担割合、南海のどういう部分まで市が負担しなければならないかという、そういうふうな負担割合等の話がこれから詰めていかなければならな部分かと考えております。

ハード面につきましては、先生先ほど4メートルとおっしゃいましたけれども、最小範囲でいけば2.6メートルという形まで考えておひまして、最小幅、それから理想幅等いろいろございますが、それにつきましてもバリアフリーも含めまして考えていきたいと考えております。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 私の方から、府道鳥取吉見泉佐野線、これの交通混雑の解消という対応策につきましてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、男里浜の保育所、この秋

以降100メートルやっても大里川までの間150メートル程度残るわけです。先ほど課長が言いましたように、最終的に市道の男里浜御幸線、大里川沿いです。それと菟砥橋海岸線という男里川沿い、ここへ車を流していかないかということでございますけども、今の状況から考えますと、いわゆる仮排水路の埋め立て完了後でないとは本格的に道路を連結できないという状況でございますけども、この埋め立てにつきましては、若干時間がかかるのではないかとこのように考えておりますし、とりあえず100メートルの続き、男里川までの150メートルと、場合によったら仮設橋なりという考え方もあるんですけども、もし仮排水路の埋め立てがおくれれば、そういう考え方も成り立つとは思いますが、確かに御指摘のとおり車が府道に流れ込むという状況の中で、何らかの対応について、防潮堤の道路整備とあわせて検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。

交通量の問題ですけれども、これは1時間の午前7時から8時まで、それと夕方5時半から6時半までというところで調査された数値でございますが、ポイントは蟹田橋あたり、これは樽井方向に向かう車が547台、1時間当たりです。それと阪南市に向かう車が233台、これは午前7時から8時までの交通量で、夕方といいますと、樽井方向が358台、そして阪南市方向が540台、こういう台数になっております。1時間当たりでございますので、60分でこの台数でございますので、交通量はかなり多いと、この時間帯についてはということで考えております。

議長（角谷英男君） 上山君。3回目です。

10番（上山 忠君） 議長、答弁抜けてるんですけど。新泉南病院から防潮堤をカットしたとこの供用開始はいつですか。

議長（角谷英男君） 質問はしっかり聞いてください。木岡施設管理課長。

都市整備部施設管理課長（木岡敏雄君） 大変失礼しました。まだ認定は今のところされておられません。供用開始もまだされておられません。また、それにつきましては、認定され次第、供用開始したいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 上山君、3回目です。

10番（上山 忠君） はい、わかっております。

男里浜の交通量、ちゃんとこれだけの台数把握しておられるわけでしょう。それで大半が泉南市以外の人があ道路を使用して、府道63号線に乗るわけでしょう。一番迷惑をこうむってるのは男里浜の住民なんですわね。それはよく御存じだと思えます。それをいかにどういうふうにしていくかというのは、地元から再三の要望が出てきてると思えます。あそこのヒューマンサイエンス財団のネズミ小屋ができるときでも、これは要望として上がってるはずなんです。今回、防潮堤を撤去するに当たり、先ほど答弁の中で排水路がちゃんとできなければあそこはできないんですけどね。

そしたら、これはちょっとお聞きしたいんですけども、あそこにはカルバートボックスの水路とむき出しの水路が2つありますね、水門から右に行くのに。そしたら、あれはどういう形であいう状態で置いてるのかということなんですわね。そしたら何とか仮にでも何メートルかでもあの辺を整備して、なるべく交通量を迂回させてやるという考え方は、そういうことはできないのかということ。これは市長の方に御答弁いただきたいんですけども。

それと、新泉南病院のところ、まだ認定も供用開始もしてないとの御答弁でしたけども、立派な道を莫大なお金を使ってつくってるわけですよ。既にもう完成してるわけなんです。それを認定が決まるまで供用開始できないというのは、結局その間市民が不便をこうむるということになってくるわけですよ。やはり完成したら直ちに認定を行って供用開始をすべきだと思うんですけど、その辺の考え方はおかしいんですか。おかしかったらどこがおかしいかということをお教えてください。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 男里浜地区からも強い要望をいただいております。我々の方も内水排除とそれから防潮対策、それと今の道路ということで、企業局とは何回となく打ち合わせをしております。ただ、ちょっと問題が出てきておりますのは、

今ボックスカルバートが入ってると思うんですが、それが海まで抜けてるわけですね。ただ、そのボックスに毎年かなり堆砂、砂がたまるんですね。市の方は、それをそのまま引き取るわけにいかんと。もっときっちりと堆砂計画をやらないと、毎年毎年それに大変な管理費が要りますから、それをまずきっちりとやってくれと。例えば波が南から来るとすれば、それを防護するような措置をやってくれということをお願いしてるのが1つ。

それから、あそこの清掃事務組合のところからの道路に接続するという計画は、当然持っております。ただし、そうなれば防潮堤を破らなきゃいけません。今、防潮ラインは大里川水門が防潮ラインになってるわけですね。ですから、あれを破ってしまうと高潮対策には極めて危険になります。ですから、万全の対策をした上でないと、あの部分の防潮堤は切れないということでございますので、多少時間がかかっております。

内部の下水道もかなり雨水対策をやりましたけども、一部男里のバンドーさんの周辺の本来カットしなければいけない部分も若干残っております。ですから、内水面の解決が1つまだ若干問題があるというのと、今度は高潮対策ですね。あと、管理の問題、この3つがありますので、ちょっと時間がかかってるんですが、この前も浜区さんからも要望をいただきましたんで、早急にその対策、暫定も含めて考えていくようにしたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 木岡施設管理課長。

都市整備部施設管理課長（木岡敏雄君） 先ほどの答弁、大変間違った答弁しましたので、ここで御訂正いたしまして、おわびを申し上げます。

泉南病院から防潮堤のどこまでについては引き取っております。それにつきまして、横の道ですか、それにつきましては、防潮堤の撤去をまだされておられませんので、その一部分についてはまだ引き取ってないということでございます。

それと、横の大阪側へ行く道ですけど、これにつきましては、まだ企業局の方から引き取りの要望が来ておられませんので、引き取ってないということでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） まだ漏れてるんですか。漏れてたら漏れてると言うてください、わからんから。

10番（上山 忠君） 漏れてるといふより答弁がおかしいのと違うかと。3回目ですから、もう……。

議長（角谷英男君） 答弁おかしいだけのことですな。これはかみ合いませんからね。

ほかに。 前田君。

5番（前田千代子君） 敬老会のことで3点ほど質問します。

ことしから市の主催から補助金制度に変えた理由をお聞かせください。

それと、2点目は、敬老会事業とふれ愛訪問事業もしない場合、補助金を渡さないというふうに聞きましたが、それでは地域間の格差が広がってまいりますので、何か他の方法を考えてください。

そして、最後は、敬老祝い金もなくなったなくなったというより節目支給になったんですが、これに引き続いて、今回の補助金制度は老人いじめそのものの政策だと思うんですが、いかがでしょうか。

以上です。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 前田議員の質問について御説明申し上げます。

まず、敬老会につきまして、市の主催事業から補助金に変えた理由ということでございますが、これにつきましては、各地区で個々の近くの老人集会場でしたいというようなことで、13年度につきましては、雄信地域につきましては馬場、幡代が別個にやられたというのが1つございます。

それに、市の担当者がすべて張りついておったという中で、市としても大変対応がしにくくなってきているというのが1つの理由でございます。

それと、行革の中で見直し項目に上がっておるということがございました。

それと、もう1点、各地区に分かれたというのは、もう1つもっと近くの身近なところでやっていただいたらありがたいというような御意見等もあったわけでございまして、今回補助金制度に改めさせていただいたということでございます。

それと、敬老会もしない、またふれ愛事業というんですか、訪問事業もしないということであれば、補助金が当たらない。当然これにつきましては、補助金制度ということできましておられますので、どちらもしないということになれば、補助金は出せないということになるわけですが、先ほどの質問の中にも御答弁さしていただきましたとおり、もらえるお年寄り、もらわれないお年寄りと出てきますと、我々といいたしましても、市といいたしましても、やっぱり公平に扱いたいという中で、これも確定はいたしてはございませんが、主催者というような形になっていただいて、ふれ愛事業を展開していきたいという考えを持っておりまして、それでやれない地域についてはカバーをしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それと、敬老祝い金等につきましては、節目、節目に開催していただいておりますが、老人に対するいろいろの施策、敬老祝い金の節目、節目に対しまして、今ここに資料を持ち合わせてはおりませんが、ほかの事業展開というような形で今後とも老人等に対する市の施策ですね、いろいろな形で展開をしてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 前田君。

5番（前田千代子君） 各地区でやりたいというのは、それは地区からの要望のようにおっしゃったようにお聞きしたんですけど、これが補助金制度に実際変わった途端に、今までどおり敬老会事業をするというところの方がすごく少なく、やらないところの方が多いというのは、やはりこういう制度が失敗だったということになるのではないのでしょうか。

それと、これも財政難ということで行革、行革というふうに言われてるんですけど、こういう老人をいじめるということで行革が遂行されてもいいものなんでしょうか。

以上です。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） まず、敬老会が失敗ではないのかということござ

いますが、確かに今までやっておりました市主催での敬老会につきましても、やる会場の近くの方が参加できるわけですが、遠い方は実際上ほとんど参加しておらなかったということで、品物だけをその会場にどなたかが取りに来ておったというような状況がございました。

そして、昨年度、先ほども申し上げましたとおり、雄信地域は12年度までは男里の雄信小学校で1本でやっておったわけですが、昨年度は馬場、幡代の地区の方から身近な老人集會場でやらしていただきたい、やっていただきたいというようなこともありまして、雄信地域につきましては、馬場、幡代、男里、そしてまた桜ヶ丘等、そして浜地区等でやってございます。

それをすべて我々市の担当者が出向いて、式典には司会とかそういうような形で務めさせていただいておったわけですが、そのようないろいろな面もございまして、今回補助事業ということに改めさせていただいたわけでございます。

これにつきましても、いろいろと地区間の区長さん方の考え方、またいろいろのあれがありまして、我々といいたしましても統一的な形でやっていただければ一番ありがたかったわけですが、いろいろな形になってしまったということの中で、我々も一定の反省はしなきゃならないということで、今年度はこのような形で進まさせていただきますが、来年度につきましてはまたもう一度検討を加えた上で考えてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

そしてまた、敬老祝い金とかいろいろ切って老人いじめをするのかという質問ではございますが、決して我々は老人いじめをしているわけではありません。個人的な給付事業というんですか、その制度の見直しという形で、また別のもので施策として展開しておるところでございますので、決してそのような考えを持ってやっておるものではございません。我々は、今後とも老人施策というのは重要な問題だととらえておりますので、そのように進んでまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ほかに。 大森君。

4番（大森和夫君） まず、54ページの総務の

ところの工事請負費で、僕も住基ネットの件をお聞きしたいんですけども、間仕切りの件ですけども、これは前回の6月議会の中で予算が通ってれば、いつごろできる予定だったのか、どれくらいおくれるのか、その点をお答えください。

それから、これは市長にちょっとお答えを願いたいんですけども、他の行政区でも幾つかこの住基ネットにも参加してない地域がありますけども、そういう対応を見られて、市長の方はどのようにお考えなのか。例えば、国民の不安というのは、今泉南市の場合はどうかという質問がありましたけども、例えば防衛庁の中でコンピューターからいろんな問題、資料が抜けて、今恐喝に遭うたりとかいう話もありますし、警察の犯罪データが実際流れたりということもあります。これはもう自民党の警察官僚がそういう経験から、このネットワークは心配だという表明をされてると。

泉南市におきましても、以前滞納問題があったときに、だれが漏らしたんやどうやということでもう大騒ぎして、結局そのままになってますけども、そういうことがあります。

今回の公印のことで、悪意がなくても人間のすることですから、ほんの間違いがということが起こることがあります。そういう点を考えて、やっぱり市民の不安に 順調だと市長は一言でお答えになりましたけども、もうちょっと不安に対するセキュリティーの感覚とか、市民の不安にこたえられるような答弁をちょっとお願いしたいと思います。

それから、66ページの公園管理費ですけども、ことしも異常に暑い夏で、公園の草刈りの要望なども多く来てると思いますが、今度緊急対策事業で予算も組んでもらってるんですけども、これによって市民が希望するだけのそういう草刈りの態勢ができるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

1つ具体的にお聞かせ願いたいんですけども、例えば市内にある公園ですけども、自治会が管理して草刈りをしてるところと、市が直接管理してるとこの割合、どうなってるのか。それから、昨年とことして草刈りに対する対応が変わってないのか。例えば、去年までは市がやってきたけども、

ことしは自治会でやってくださいと、委託をしますでしょうというような対応をしてないのか。大体、そういう草刈りにかかわる単価というか、どれくらいの費用がかかるのかについてもお答え願いたいと思います。

それから、71ページの学校図書館についてお聞かせ願いたいんですけども、図書司書をずっと各議会でも設置というか、配置をお願いしてましたけども、今回緊急対策雇用ですか、そういう基金を利用して学校図書館整理要員委託料ということになってますけども、この図書司書と学校図書館整理要員というのとどこが違うのか、私たちの要望どおりの図書司書の活動が行われるのか、その点もちょっとお答え願いたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 住基ネットの問題について、私の方からお答え申し上げます。

8月5日からこの制度がスタートしたわけですが、全国的にはいろんなお考えの市あるいは区、町があるというのは承知をしております。ごくわずかでございますけれども、それはやはりセキュリティーの問題の御心配ということだというふうに思います。

私どもももちろんそのあたりについては、細心の注意を払ってやってるわけでございます。1つは、国の個人情報保護法がおくれておるというのもあるというふうに思います。これについては、我々全国市長会も緊急要望ということで、緊急に法整備をやっていただきたいということを政府に対してお願いもいたしてるところでございます。

本市におきましては、個人情報保護条例、既に施行いたしておりますし、先ほど申し上げましたようなシステムの管理運営要領によって管理者を決めて、そしてきちっと管理をしているということでございます。

ただ、不測の事態ということも、絶対ないということとは言えないというふうに思いますので、その際はその管理者から、我々危機管理対策会議というのを持っておりますので、そこに上げていただいて、そのトラブルなり、あるいはセキュリティーの方で問題があるとすれば、その内容によって適切な対応をするというふうにいたしております。



す。

全国的に一時留保されているところもありますけども、三重県の2町については間もなく接続されるというふうにも聞いております。ですから、今回のこのシステムそのもの、全国的に見てシステムそのものに今のところ大きな欠点があるというふうには思っておりません。ただ、先ほどのコードの誤配とか誤発送というのがありましたけれども、このハードウェアに対してのそういうトラブルは、今のところ起こっていないのではないかとこのように考えております。

しかしながら、細心の注意とそれから監視を行っていかねばいけないというのは当然でございますので、十分な管理体制のもとで運営をしていきたいと、このように思っております。

議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部長。

市民生活環境部長（油谷宗春君） 総務課の方で工事を行っていただくので、私どもは10日前後というふうに聞いております、工事の期間につきましては。（大森和夫君「どれぐらい、6月議会通ったときより」と呼ぶ）

6月議会は7月3日に終わっておりますので、それから約1カ月以上おくれてるということでございます。

議長（角谷英男君） 木岡施設管理課長。

都市整備部施設管理課長（木岡敏雄君） 公園管理の中で市民が希望する体制を整えてるんかということがまず第1点、これについて御答弁申し上げます。

確かに、要望がたくさんございます。その中で1つ1つ施設管理課として草刈りを実施してるわけでございますが、何分広範囲な面もございまして、一度に解決できるという状況ではございませんけども、施設管理課といたしまして、当然市民が要望する部分につきましてできるだけそれに沿うような形で対応しているところでございます。

また、2点目の市内の自治会と市との割合につきましては、自治会に委託、草刈りの依頼をしている割合につきましては、76%でございます。

それと、3点目の草刈りの対応は変わっていないかという御質問でございますが、これにつきましては、従来どおり年2回実施しているところで

ございます。これについても変わっていないということでございます。

それと、もう1点、単価当たり幾らかという御質問だったと思いますが、これにつきましては、今現在、シルバー人材センターに草刈りを委託しているところでございまして、時間当たりの単価が1,000円ということでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 飯田学務課長。

教育指導部学務課長（飯田 実君） 学校図書館整備要員事業について御説明申し上げます。

今回、この事業名によりまして学校の図書館にあります蔵書分類表に従って分類をして、子供たちが借りやすい図書館にする。また、目録作成等きちんとやっていただきまして、学校にある図書の本の内訳をはっきりさせる。そういったことをまず最初やっていただくように考えております。

そして、この整理要員につきましては、図書館の司書の資格を持っている方を雇用する計画でございます。よって、学校図書館司書の仕事ということになりますと、確かに多様な面が考えられると思うんですが、直接的な子供の指導ということは、この整理要員につきましてはできませんが、来年度正式に発令されます学校の司書教諭という名称なんですが、そういった先生方と連携し、学校の図書館の友好的な活用、子供たちがさらに読書意欲のわくような学校図書館の利用、そういったことをしていただくようお願いしたいというふうに考えております。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） そしたら、情報ネットワークのことをお聞きしますけども、間仕切りというのは、そしたら6月議会の予算が通ればすぐつくるつもりであったということになりますと、完成は7月15日ぐらいですね。7月10日ぐらいの工期、早くてそういうことになると思うんやけども、そしたらこの間仕切りというのは、8月5日のそういう住基ネットが実際動く以前から必要だったものが、実際はいつにできたんですかね。大分遅く、8月5日 4日でしたかね。8月5日当日かその前ぐらいだと思えますわ。2日に委員会があって上山議員が指摘して、あのときは助役

がお答えになったのは、昼間は職員がいますと、晩は警備員がいますと、それで管理は十分ですと、そういうお答えがあったんです。それが間仕切りが次の日にできたんですね。そんなガードマンと市の職員の その日、2日……（上山 忠君 「あれ、間仕切り違うで。パーテーション」と呼ぶ）パーテーションですね。仮ですからね。そういうことで、ほんとに危機管理意識があるのかどうか、その辺ちょっとお答え願いたいと思いますわ。

それと、市長は泉南市の場合に個人保護条例があるとおっしゃいましたけども、全体で国の問題として問題になってるのは、当時の小渕首相がこの住基ネットワークに関していえば、個人保護条例が必要だと、国レベルの保護条例が必要だということで、結局個人情報保護法案が必要だということで、結局ことしこれが国会では通らなかったということでも多くの国民が危機感を持ってるわけですね。

そやから、それは市長がおっしゃるような泉南市が持ってるからということとはまた別問題であると思うんですね。そういう意味で、ほんとに二重、三重に市民の不安を解決しない限り、ほんとに延期なり中止なりすべきものだと思うんです。そういう意味でもう一度お答え願いたいと思います。

それから、公園の草刈りですけども、自治会の委託が例えば5万か6万としますでしょう。6万として、実際に草刈りにかかるのが10万だとするということになりますと、例えば自治会がしてる場所は、10万でしたら4万円オーバーの分を自治会が持つわけですね。そやけども、市がしてる場所は丸々市の所有で市が負担してることはもうお金が要らないと。そういう差額がどうなるのか。

それから、今お聞きしてるのは、今いるんなところから、自治会から聞いているのは、木岡さんは市民の要望に沿った形で草刈りすると言うてますけども、草刈りしてくれないという要望がたくさん来てるんですね。今までは泉南市がしてくれたのが、自治会でしてくださいというふうに言われてると。そういう契約もしてますでしょうと、委託

されてますでしょうと。委託の費用は今言いましたような5万、6万と。実際シルバーさんに頼んだら10万、20万かかったということで、この差額はどないなるんやと。ことしからそういうふうに変ったと聞いて、そういうことで要望どおりの草刈りが進まないという苦情を聞いているんですよ。その点、もうちょっとお答え願えますか。

それから、図書館のやつは、これは3年間の継続事業ですよ。3年間ずうっと本の整理、蔵書の整理するわけではないでしょうね。それほど泉南市の場合、図書館に本もありませんし、3年間もかかって整理するというようなこともないと思うんです。今おっしゃってたような直接的な子供の指導、こういう点はちょっと今簡単な説明がありましたけども、ここを重点に今も国の方針でも子供を本好きにというふうな運動が起こってますけども、その点もう少し、そういう教職員や保護者の願いに沿うような形で運営できるのか。運営を考えておられるのか。その点もう一度答弁をお願いいたします。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 住基ネットのセキュリティーについてでございますけども、個人情報保護法、確かにまだ成立がしていないと。国会への提出はありましたけれども、まだ成立そのものはしていないということで、そのことについては、私ども全国市長会も早急にそれは制定をしていただきたいということをお願いをいたしております。

一方で、やはりこれからの電子政府あるいは電子自治体を目指していくと。今回第一歩だというふうに思います。その重要性も踏まえまして、私どもは接続をします。当初から、これは法律でも決められているわけでございますけども、接続をします。そのための準備もやってきましたし、トライもやってきたわけでございます。ハード面について言いますと、御承知のように市から都道府県に情報が送信されるわけでございますが、その過程においてファイアウォールという侵入防止装置も入れておりますし、それから都道府県間もそういうセキュリティーを入れております。それから、全国で集中する指定情報処理機関に至るところでも入れておりますし、またそこから国の方へ

行くところに入れておるといふことで、随所にそういうセキュリティーネットを張っておるといふことでございます。それはハード面の話でございます。

ソフト面では、本市も確かに間仕切りが若干おくれましたけれども、機器そのものはもちろん施錠できるということになっておりますし、それから使う人については限定をしております。それと、当然ＩＣカードを保有しておるといふのと、ＩＣカードだけでは操作できませんで、パスワードによって本人確認をするということになっております。したがって、そういう面でのセキュリティーについても、今考えられる範囲内のことについては十分行っているつもりでございます。

しかし、万が一ということについては、先ほども言いましたように、運営要領を初め、泉南市危機管理対策会議等で一定の判断をして、適切な処置をするということにいたしておりますので、今のところ泉南市の場合は接続からのトラブルは起きておりませんので、ホッとしているわけですが、今後とも十分監視を強めていきたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 木岡施設管理課長。

都市整備部施設管理課長（木岡敏雄君） 自治会の委託料の関係でございますけれども、これにつきましては、私どもと自治会と公園委託についての委託契約を結んでるわけございまして、それについて今その算定基準というのをこしらえております。それにつきましては、公園面積に応じて金額を設定しているわけでございますけれども、そこからあたりで自治会の了解を得た中での委託契約ということになっておるわけでございます。そして、当面この方針でいきたいというふうに考えております。

それと、草刈りがなかなかできてないという御質問もあつたわけでございますけれども、当然我々といったしましても自治会に対しまして委託契約している関係上、やはりそれに伴って当然それを履行していただくということで委託契約を結んでるわけでございますので、その点十分また自治会の方にも要望してまいりたい。また、市の管理する分についても住民の方の要望に沿うようにやって

いきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 飯田学務課長。

教育指導部学務課長（飯田 実君） 再度学校図書館整理要員につきまして御説明申し上げます。

3年間ということですが、内訳をもう少し詳しく述べさせていただきます。1年間で半年、6カ月雇用です。そして、人数が1年間で4人、そういったことでありますので、3年間ずっと継続して同じ学校でというわけにはいきません。現在、考えていますのは、規模の大きな学校につきましては、この3年間のうち6カ月間、それから規模の小さい学校につきましては3カ月間というふうには、一応今のところ基本的に考えております。ですから、一定こういった期間の制約もございまして、まずは先ほど私の方から説明させていただいたような業務内容をしていただきたいというふうに考えております。

そしてまた、この制度の有効活用を行いまして、単に蔵書の整理ということだけではなしに、環境整備、子供たちが読みやすいコーナーというんですか、そういったづくりとか、それから先ほど私が申しましたように、そういった司書の免許を持つての方ですので、こういったノウハウを司書教諭を中心としまして先生方と連携をとりまして、子供たちの読書意欲向上につなげていただくように計画していきたいなというふうに考えております。

議長（角谷英男君） 大森君。3回目です。

4番（大森和夫君） 住基ネットの件では、市長も答弁の中で、万が一とか不測な事態もあるかもしれないということをおっしゃってますし、国での個人情報保護条例の制定ができてないということもかんがみて、やっぱり中止、延期、それを考えていただきたいと思います。

それと、公園管理ですけれども、市民の要望に沿うように草刈りが進めばいいんですけども、そういう状況でないと思われるので質問させていただいたんですけども、最後に委託契約の金額ですよね。それは十分年2回の草刈りができるだけの契約金額、委託金額になっているのか。なってませんという声も今飛んで来ましたが、その辺どうな

のか、お答えください。

それと、図書司書という点では、保護者や子供たちとか教職員の多分願いどおりではないと思うんです。半年ごとの契約という雇用形態から見ましても、来られる方もこういう短期的な契約というのは、なかなか希望どおりの仕事ができないんじゃないかと思います。そういう意味でいったら、飯田さんがおっしゃったように、教師との連携をとりながらぜひすばらしいものにしていただきたいんですけども、この契約、3年間の雇用の後、どうされるのか。図書司書に、学校司書に対して、もうこれで終わりだということ、もっとひどい内容だと思うので、3年以後どのように考えておられるのか。それはもうしてもらおうという答弁じゃなかったら困るんですけども、3回目なのでこれ以上もう聞けませんので、いい答弁をお願いいたします。

議長（角谷英男君） 飯田学務課長。

教育指導部学務課長（飯田 実君） 再度御答弁申し上げます。

この事業につきましては、3年間ということで、この事業が切れた後、図書館司書についてどうするのかということですが、教育委員会としましては、この制度を活用の後、こういった実績を積み上げて、必要性を積み上げて、継続して市の方で雇用できるように最大限努力したいと考えております。

議長（角谷英男君） 木岡施設管理課長。

都市整備部施設管理課長（木岡敏雄君） 公園の面積での委託の算定基準の金額について御答弁申し上げます。

1番目として、公園面積が500平方メートル未満の場合につきましては金額的には1万円、それと2番目の500平米以上2,000平米未満、この場合は2万円、それと2,000平米以上3,000平米未満の公園につきましては3万円、3,000平米以上の公園につきましては4万円ということでございます。

これだけの委託料を支払うてるわけですが、これ以上費用がかかるという場合も多々あると思います。それにつきましても、やはりこれからその分については市の方で努力してまいりた

いというふうに考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 質疑の途中でございますが、7時まで休憩いたします。

午後5時59分 休憩

午後7時 3分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第3号に対する質疑を続行いたします。質疑ありませんか。 松本君。

11番（松本雪美君） 52ページ、泉南市緑化基金繰入金の説明をお願いしたいと思います。歳出の方にはたしか事業が出ていたと思うんですが、これの委託料、設計委託料になってる部分かなと思うんですが、その事業の中身を聞かしてください。

それから、地域子育て支援センター事業についてですが、これは大阪府が13年度末までに整備すべき事業ということで、保育所事業の中の一環としてやられている部分だと思うんですけども、この事業はどういうものになっているのか、お聞かせください。

それから、60ページの衛生費の中の母子衛生保健費というのがありますが、保健師さんの賃金が出てるんですけど、新しい事業などにいろいろ取り組まれたり、それから成人病対策のいろんな事業などにも取り組まれてると思うんですけど、新たに新しい事業などを起こしたりするのに保健師さんなんかを採用せねばいけないようなことになったのか、その辺のところをお聞かせください。

それから、58ページ、母子福祉費、児童扶養手当システム修正委託料というのが出てますが、多分これは今年度8月以降で児童扶養手当が今までの制度から改正されて、新しくまたいろんな内容が示されていると思うんですけど、子供を抱えながら頑張っている母子家庭の皆さんへの施策の中身ですね。そのことをどのような状態になったのかをお聞かせください。

それから、乳幼児の通院医療費の無料化の問題は、扶助費で出てますね。ことしは2歳児実施ということで、9月からですか、実施する時期と、

それから今後のまた施策として新たにどういうふうに取り組んでいかれるのか、お答えください。

それだけです。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 私の方から、52ページの泉南市緑化基金繰入金2,550万でございますが、充当先につきましては、歳出でりんくう南浜2号緑地テニスコート改修工事1,800万円、これの工事の設計委託50万円、それと緑の基本計画策定委託700万円、合計2,550万でございます。なお、りんくう南浜2号緑地テニスコート改修工事につきましては、66ページに公園管理費の委託料のうち、設計委託料50万、工事請負費1,880万でございます。それと、緑の基本計画につきましては、同ページの都市計画調査費の委託料700万円、これに充当しております。

以上です。

議長（角谷英男君） 島原児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（島原功明君） 松本議員の御質問、2点ほどありましたので、お答えいたします。

まず、1点目の地域子育て支援センター事業について御説明申し上げます。

この事業につきましては、保育所事業の特別事業の一環として行うものでございます。この事業の内容につきましては、昨今の子育て事情、大変複雑な状況になっております。少子化・核家族等において子育てに悩む家庭がたくさんございます。その支援施策として、子どもが保育の充実を行うための就学前保育の実施を行うために行う事業でございます。

まず、事業の内容につきましては、一応この事業につきましては、議員御指摘のように13年度末までに行うという形で2年前から取り組んでる事業でございます。ようやくこの9月1日に事業を展開する形となっております。

まず、事業の内容について御説明いたします。この事業は、2つの事業がございまして、まず従来型という形と小規模型という事業がございまして、事業の目的としましては、5つの事業がございまして、従来型につきましては、5つのうちの事業の

うち、3つの事業を行うものでございます。事業の内容につきましては、まず子育て不安の家庭に対する子育て相談・指導等、それと子育てサークルの育成、また特別事業として延長保育等の関係もございまして、それらについての事業でございます。

2点目について御説明します。この事業については、地方分権一括法案の絡みで、この8月1日に府から事務委譲する事業でございます。この事業につきましては、ことし行う形であります。まず制度的に今回は全支給者に対するものが漸減方式という形に変わっております。今までは2段方式という形で、全額支給に対する形と一定の所得を超えた場合については一部支給という形で支給していたものが、今回の改正におきましては所得階層に応じた形で漸減方式をとる形になっております。

具体例といたしまして、まず子供1人の家庭につきましては、従来164万ほどの所得制限所得ベースでございます。130万程度でございます。この金額の方につきましては、従来どおり4万2,370円というのが支給されますが、それ以降の所得につきましては、それぞれの所得に応じて、まず4万2,370円から1万円までの所得に応じた形で漸減された形で支給する形になっております。

この13年度実績におきましては、この事業の支給対象者は473名程度でございました。また、これによって影響を受けるのが改正された所得と改正前の所得の谷間に置かれる方が漸減という形の中で減額される形に移行します。影響額等については、今回におきましては配偶者控除、配偶者特別控除等、また養育費等の関係が算入される形となっておりますので、現時点での影響額については若干見込めない状況がございまして、支給対象者につきましては、このうちの340名程度が全額支給になっております。これらの方の一部でありますが、推定でございまして、約1割程度の方が影響を受けるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 味若保健推進課長。

健康福祉部保健推進課長（味若秀治君） 60ペ

ージの保健師の賃金について御説明を申し上げます。

議員御質問の何か新規事業をやるための賃金かということでございますが、保健師さんが産休で休んでおられますので、その代替の賃金でございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 58ページの乳幼児医療費助成費の件でございますが、これにつきましては、さきの6月議会で条例の御承認をいただきました関係に伴う予算ということでございまして、本年の10月1日より、現在通院につきましては0、1歳でやっておるわけでございますが、10月1日から0、1、2歳まで行うための費用ということで計上させていただいたものでございます。よろしく願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 島原児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（島原功明君） 答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

まず、場所につきましては、鳴滝第二保育所を指定施設として指定しております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 松本君。

11番（松本雪美君） それでは、質問いたします。

私は、どのくらい前になるかな、五、六年前になると思うんですけども、泉南市もずっと公園なんか本当に雑草が生えてどうしようもない実情がいっぱいあるから、だから公園管理なんかをしていくようなシステムをつくらなあかんと。シルバーさんをお願いをして刈ってもらっても追いつかないような状況になっているということを指摘して、緑化協会、泉佐野にありますよね。ああいう緑化協会みたいなものをつくって、公園や、それからまた道路の植樹帯、緑地帯など、そういうところの樹木を守っていくという立場に立って、そういうものをつくったらどうやと提案したときに、あのときにたしか市長さんの答えだったと思うんですけども、泉南市の緑化基金なんかをずっと積み立ててきていると。ここにも緑化基金とい

うことで繰り入れされた。今、基金どれくらいあるのかな。ちょっとその辺も聞かしてほしいんですが、そういうものがきっちり3億円、何億円かぐらいができれば、そういうものをつくれるんじゃないかというようなお答えをいただいたように思うんですけど、そんなにたくさんはないんだと思います。

そして、幾つか、これまでも何年間かの間に緑化基金をどんどんためて基金がふえてきているわけですが、ふえるに従って事業があればこういう形で事業に投入していくということになれば、あの当時、ちょっと私質問したのを繰ってはないんですけど、公園や緑地帯を守っていくようなシステムということにはもうほど遠い中身になってきていますから、全くそれは考えられていないんじゃないかなと。実践する気はないんかなと、そういうふうに思ったんで質問させていただいたんですが、しかしこの緑化基金でどうしてテニスコートを整備するのかということら辺に、りんくう南浜公園緑地帯ですか、そこにテニスコートを整備するのにこれを使うというようなことではやっぱり、テニスコートというのは社会教育か何かの一環として泉南市のスポーツにかかわる行政として位置づけていかねばならないことじゃないかなと思うんですが、このお金を利用してテニスコートを整備されるということは、ちょっと腑に落ちないですよ。

先ほどからも大森議員からも、ほんとに公園の状況がひどいものであるということや、地域の自治会なんか委託されて、実際には十分に管理ができるだけのお金も出ていないという状況も知らされましたので、その辺やっぱり今後、これだけたくさん、きょうは資料いただいたところによると、チビッコ広場も含めれば100カ所ぐらいになってますよね、その公園の管理をせねばならないというところが。もともと地元で協力してござって、草刈りもしてござってるところもあります。しかし、本当にこの作業は大変なんですよ。だから、事業としてきっちり位置づけた上で本格的に公園や緑地帯を守っていくということに取り組んでほしいと思うんですね。そのことについてお答えください。

それから、地域子育て支援事業についてですけども、2年前から取り組まれてきたとおっしゃるんですけど、しかし泉南市の保育所というのは何力所あるんですか。樽井も信達もありますし、男里浜もありますけれども、これは全体で取り組んでいかなあかん問題だと思うんですけど、その辺についてはなぜこの鳴滝が一番になったのか、鳴二の保育所が一番になったのか、その辺のところをお聞かせください。

それから、児童扶養手当の問題ですけども、今御説明していただいたように、130万ですか、おっしゃいましたけど、それに制度としたり私の持っている資料では1万円を超えるごとに2,000円ずつ支給額を減らしていくと。そういうふうに書かれておりましたので、お答えしていただいたものは、そういう漸減方式とおっしゃってたから、この数字に間違いはないと思うんですけども、そうすると、結局所得制限なんかは引き上げられるということで、微調整はされておられるんですけども、98年にもその所得制限が強化されて削減をされたというような状況もあるし、それに加えて二度目なんですよ。

泉南市の方では、影響の出る人たちは三百何十人かのうち1割とおっしゃってましたね。そういうふうには本当に母子家庭の人たちが子育てのために、それでなくても大変な中で大体月11万ですわ。11万もないぐらいですわ。それで、例えば家賃を払って生活をして、11万も上げた人は児童扶養手当の4万2,000円か3,000円かぐらいのお金を支給してもらってやっとこさ生活してるわけですよ。1万円ふえるごとに2,000円ずつ減らしていくというようなことですから、大体ことしの所得制限でいえば365万円になると、給付はわずか1万2,000円ぐらいに計算としたらなるんじゃないかなと思うんです。そして、どんどんと働くお母さん、母子家庭で子供を育てながら働いてお母さんたちの親子の生活が切り詰められていくような実態というのには、やっぱりどうしても私たちはもろ手を挙げて喜ぶような中身じゃないということで、こんなひどい制度がどんどんと実施されていくということではやっぱり困るわけですよ。

だから、泉南市としてこうした働く女性に対して何らかの新しい施策、今子育て支援事業で保育所の子育ての相談の分は述べられましたけれども、もっと生活が潤うような形での施策ですね。例えば働く場所がなくて失業者がどんどんふえて大変だという、そういうお母さんたちの働くための対策ですね。そういうようなものに取り組んでいけるような気があるのかないのか。何か施策として今後取り組まれていけるようなこともやっぱり考えていってほしいなと思うんですよ。

国がそうしてやってきたんやから、泉南市もそら受けとめて当然削減せなしゃあないと、こういうふうにおっしゃるんですけども、泉南市は、いや、やっぱり母子を守るために今までの施策そのまま市独自で実施していくんやとか、そういうようなことは全く考えられているような状況、意思はあるのかないのか。そのことについて聞かしてください。支援策と今までの制度を存続させていく気はないのかということですね。聞かしてください。

それから、保育所の問題で、今ちょっと質問の中には入れるのを忘れてたんですが、保育所費で979万6,000円、工事請負費が出てるんですが、これは信達保育所なんかのドア ドアというのか窓というのか、そういうところの多分整備やというふうには聞いているんですけど、信達保育所なんかはもう本当にシロアリで大変なんですよ。歩くと床が波打ってもうぼこぼこになって、いつ床が抜けるかわかれへんというぐらいひどい状況になって、この前も自分たちで修理されたと言うてましたわ。

そういう状態になってるのにもかかわらず、それをきちとした整備をしていくような方針は打ち出してくれない。ドアは修理してくれるけれども、保育所の全体にかかわっての大規模改修に取り組まれていく気はあるのかないのか、聞かせていただきたいと思います。

それだけについてお答えください。

議長（角谷英男君） 島原児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（島原功明君） 松本議員の御質問にお答えします。3点ほどありましたので、順次お答えいたします。

まず、場所の設定について御説明いたします。議員言われましたように、公立の保育所5カ所でございます。選定に当たりましては、当然保育の特別事業に当たるということで、5カ所の施設をいろいろな形で吟味いたしました。その結果、キャパシティの問題やいろんな施設の面を考慮した中で、施設的に一番受け入れができるという状況が第二保育所の方でできるという形で場所を選定したものでございます。

それと、児童扶養手当の関係の御質問の漸減方式による金額の件でございますが、まず具体例として、先ほど議員が言いましたように365万に対する部分につきましては、これは概算でありませんが、一応1万程度となっております。

それと、これが5段階として、まず200万程度の所得であれば3万1,360円、250万であれば2万5,000円、それと300万では1万8,300円、これはあくまでも概算的な数字でございますので、控除等によっていろいろ変わってきますので、その点は御理解いただきたいと思いません。

3点目の保育所の施設、老朽化の件でございます。私も担当させていただきまして、いろいろ各保育所回らしていただいております。議員御指摘のように、信達保育所の職員室の関係につきましても承知しております。当然、限られた予算の中で私どもも次代を担う子供たちを保育していく大切な場所でございますので、順次予算を確保する中で緊急性がある場合については早急に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

〔松本雪美君「母子の対策、答えてもらわなあかんよ」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 島原児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（島原功明君） 申しわけございません。母子施策につきましては、まず制度の改正等も今回府の方で聞いております。いろんな支援制度ができるということで、私どももヒアリング等で聞いておりますが、その国の制度なりに乗った形でできる限り対応していきたいと考えておりますので、よろしく御理解願います。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 私の方から、緑化基金の関係につきまして御答弁させていただきます。

まず、1点目の緑化協会、ねらいとして公園、緑樹帯を守るという意味でつくってはどうかということでございますけども、以前からこういう公園等を管理する上での組織体制として議論されたことがございます。ただ、任意団体とか法人とかいろいろあるんですけども、組織化をするということは、それなりに収益、あるいはいろんな体制、課題があるかと思えます。現在、自治会の力をかりまして自治会に委託し、ちょっとした公園につきましても、市で直接シルバーなり管理しているという状況でございますので、当面は今の体制を続けていきたいと。ただ、先ほど言いましたように、緑化協会となりますといろんな課題もありますので、今後の検討課題であると、こういうように認識しております。

次に、基金総額でございますけども、今回2,550万円取り崩しております。だから、この取り崩した後、何ぼあるかというのが1億1,556万8,000円となっております。取り崩し後の額でございます。それと、なぜひんくう南浜2号緑地のテニスコートに充当するのかということでございますが、このテニスコートにつきましては、御承知のとおりりんくう南浜2号緑地の中にございます。したがって、公園管理の方でこのテニスコートにつきましては管理している現状でございます。だから、公園内の施設ということで御理解いただきたいと思いません。

議長（角谷英男君） 松本君。3回目です。

11番（松本雪美君） 先ほどちょっと質問し忘れた部分で、保健センターで実施している乳がん検診で課長にいろいろ聞かしていただいたんですけど、今年度の乳がん検診では、セット検診やら単独検診やら入れて募集をしたら780名ほど申し込まれたと、そういう状態のお話をされました。どれぐらいの待機者が出るのか、受けられなかった人が出るのかと聞かしていただいたら、往復はがきで申し込んだので、ことしはオーバーした方の人数がはっきり出たということで、



300人程度、受けたいけれども受けられなかった人が出たと。

そういうようなお話を先ほどちょっと聞かしていただいてたんですけど、本当に女性にとっては、こういう乳がん検診というのは命にかかわるもので、ここで発見されて本当に命を守ることができたという、そういう喜んでる声も聞かしていただきましたが、町の中へ出てみますと、検診をさせてもらうことができない、申し込んだけれども受けられなかったという苦情がいっぱいありまして、予算はことしも280万程度組まれてるわけですけど、これでは十分皆さんの声にこたえられることができないということで、その辺について予算の増額についても私はお願いをしたいところなんです。全員希望者は保健センター事業の中で、女性の命にかかわる問題としてのこういう検診は100%受けれるようにしてほしいと思うんですが、お聞かせください。たくさん予算を組んでください。

それから、もう1つちょっと質問の中に入れ込むのをうかつとしてたんですけど、よく新聞に入ってるこういう募集ですね。この中に阪南市立小・中学校図書館で働いていただける方の募集と書いて、図書館内スタッフ20名と書いてます。それから、時間給が850円、パソコンできる人とかいろいろ書いてるんですが、阪南市内各小・中学校図書室が就業場所だと、こういうふうに書いて募集されてるんですよ。募集されてるところはどこかといいますと、株式会社図書館流通センター蔵書データ事業部ということで、東京の方ですよ。

こういうところと連携を組まれて図書館の仕事ができる人ということで募集されてるんですけど、泉南市の小学校、中学校に今回図書整理員みたいな形で司書を配置されるという、そういう状況をずっとこれまで聞かしていただきましたけれども、その取り組み方ですけども、やっぱり私は3年間に半年しか学校を回れないというようなやり方というのは、やっぱりこれはぐあい悪いと思うんです。司書教諭の方が配置されるということですけど、兼任でしよう、教師の方と。専任ではないですよ。その辺では十分な作業もできな

いと思うんで、その辺のところもやっぱりきちっとした形で専任の人をつけると。欠けた部分は国から出たその臨時雇用対策の分のお金だけじゃなくて、市が特別に子供たちの今の大変な教育の荒れている、心のすさんだそういう実態があちこちでいろんな事件が起こってる、こういう時期だからこそ、子供たちには充実した子供時代を送ってほしいと。楽しい本の世界の中に入ってもらえるような指導を教育委員会としては取り組んでいただきたいと思うんです。だから、その辺についてもやっぱり独自にそういう事業を展開していけるようなことを、ことしはこれでいっても来年はこれプラスアルファになるような、そういうことを強く要望したいと思いますので、それに対してお答えしてください。

それから、先ほど保育所の施設の問題は、古くて本当に実態は十分わかれているということですが、緊急度を要するところから実施するというところで取り組まれてきているのも財源難の中で仕方がないと思っらっしゃるとは思うんですが、悪い部分を放置しておけば、どんどん、どんどん悪くなって、もう手のつけられないような状況になっていくのではないかと。そのときはもう遅いんですよ。保育所というのは、毎日毎日子供たちの生活する場所ですから、その保育所の場所が使えないようになるということは、保育所がだめになるということなんですよ。子供たちが通園できない状態は、もう保育行政がだめになるということなんです。だから、十分にそのところを考えた上で子供たちが保育所へ通園できないような状態を起こさないためにも、事前に計画的に対策を講じるべきなんですよ。それを忘れないでいただきたいと思います。

それと、緑化協会の問題ですけど、これもやっぱり同じやと思うんですよ。物をつくって管理をしない。まともに管理をしない。そういう部分が泉南市の典型的な今までの事業の方向ですわ。物をつくったら管理をせなあきませんねん。そこにお金をかける、どれだけそのお金をかけることが市民にも、また大きなプラスに返っていくかということです。ヨーロッパなんか行って、あれだけきれいな庭を保存して守っていくということに

は、どれだけたくさんの方の労力をそこへつぎ込んで  
るか。それは市民の人への地場産業ですわ、まあ  
いわば。そういうことなんです。それでお金が  
循環するわけですよ。

だから、公共事業にはしっかりと市民の人がそ  
こに手を入れていってもらって、その人にも利益  
を得てもらえるような、そういう公共事業のあり  
方にすべきだと思うんですよ。そこを忘れないで  
いただきたい。物だけつくってほったらかしでは、  
もう壊れてしまって後始末ができない実態になる。  
小学校もぼろぼろだし、それから保育所もぼろぼ  
ろだし、幼稚園もぼろぼろだしで、もう直さな  
あかんとこだらけですわ。そこにお金をかける  
行政こそ今必要なんです。いかがですか。

それと、ちょっと悪いですが、保健センターの  
ことも乳がんのことも答えてください。それで  
いいですよ。

議長（角谷英男君） 味若保健推進課長。

健康福祉部保健推進課長（味若秀治君） 乳がん  
の件についてお答えいたします。

まず、乳がんの関係ですが、保健センターの方  
ではセット検診と単独検診、また日曜検診に分け  
て乳がんについて実施してございます。それから、  
年間の定員がございまして、昨年度より約30名  
程度増加して年間780名ぐらいの予定の定員と  
なっております。本年度より往復はがきによる  
申し込みということで実施させていただいたんで  
すが、何分申し込み者が多くて抽せんを行って  
るというふうな状態もあります。財政当局とも御  
相談しながら、また検診車の件もございまして、  
各種検診が重なって検診車の取り合いというよ  
うな状況もございまして、中には、それらもク  
リアしながら、できるだけ市民の方々が多く受  
診してもらえるよう努めてまいりたいと思っ  
ております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 学校図書館の  
整備に係る質問について御答弁申し上げます。

学校図書館を整備していくには、さまざまな  
事業手法があるかと思っております。今回の  
場合は、いわゆる緊急地域雇用創出の特別  
交付金という新たな

制度を効果的に使いながら、図書館の整備  
を進めていこうということで、先ほど来、  
答弁させていただいてるところでござい  
ます。

なお、3年後の点につきましては、また  
新たな事業手法等も考慮に入れながら  
学校図書館の整備を進めてまいりたい  
と考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 公園なり  
あるいは道路の植栽帯、きちっと緑を  
守るという面で今現在、自治会の協  
力を得ながら市の直営も当然あり  
ますが、きちっと維持管理できるよ  
う今後とも努力していきたいと思っ  
ております。

以上です。

議長（角谷英男君） 島原児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（島原功明君）  
保育所の整備の件につきまして、  
議員の貴重な御意見を拝聴して  
おりますので、私どもも十分に  
予算の確保に努めて対応して  
いきたいと考えておりますので、  
よろしく申し上げます。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 何点が質問  
させていただきます。

まず最初に、老人集会場の件なんです  
けれども、樽井区財産区は独立の  
人格であって、市町村合併の  
ときに設置された特別地方公  
共団体ですから、それが今後  
どうなるかということは、この  
枠組みでは判断できないと思  
うんですけども、今後のあり  
方としてわかることがあれば、  
市長あるいはどなたかお答え、  
今後どういうふうにといい  
て話せることがあれば説明し  
ていただきたいと思いま  
す。

老人集会場は、前に稲留元市長  
が老人集会場は補助金を取る  
のにやったということで、老  
人集会場の性格とともに、一  
般的な集会所というふうな  
性格もあるというふうにお  
っしゃられていました。それ  
は実際慣習的にそうなって  
るわけなんですけれども、ち  
よっとこの場合に、市長、さ  
っきの説明を伺うと、葬祭場  
としては使ってはいけないと、  
葬祭場としてはだめですよ  
というふうな話、樽井区も  
そういうふうと言われて老  
人集会場ということにな  
ったというふうな説明を  
聞いたことあるんで

すけれども、その点が、葬祭場としての建設がためな理由というのはいどこにあるのか。法なり何らかの根拠あるいは事情があるのか、お示し願いたい。

それと、集会所の性格から言いますと、ここにこういう表をいただいて、割合、樽井区は比率的に少ないというふうな判断がありましたけども、これはデータ運用のやり方であって、例えば公民館があるとか、そういう形でその地域の市民がどういうふうに参加するかというのは多様な形態があるわけで、これだけで判断はその辺はできないと思うんです。その辺の資料の運用の仕方、どういうふうなことでこういう形で基準的に説明されるのかというのを説明していただきたいと思います。

実際、その格差の問題ですけれども、今回予算で出てきた柴田団地及び樽井の老人集会場の総額は4億円であって、各地域の修繕費が約4万円だと。(和気 豊君「砂川ですよ」と呼ぶ)砂川です。申しわけありません。1万倍違うわけですね。建設費用と保守費は違いますけれども、余りにも落差が大きいと。この辺の判断を今後どうするかというふうなことを説明していただきたい。

次に、農業公園ですけれども、今回の費用は公社からの買い取り費用が主だとは思いますが、これに基づいて元金、利子の今後の公債費の支出状況がどう変化するのか。

それと、農村総合整備事業補助金ということになってますけれども、どのような名目でこの位置づけ、補助金が得られているのか、その点の説明をしていただきたい。中間評価というんですか、見直しもあったということで、その変更された目的及び手段について、PFI等言われてますけれども、現段階での説明をしていただきたい。この項目を見る限り、農村総合整備補助事業ということだと思えますけれども、これがいやしとかいろいろんな形で語られてますけれども、その辺を整理して答えていただきたい。

次に、防潮堤のさっきの上山議員の質問に対して、説明を聞いていたわけですが、当初防潮堤はどこからカットしてもいいということが企業局の判断としてあったと思えますけれども、今

は岡田地区がやられてると。来年度以降、浜区の保育所の裏がするというふうな形を今お聞きしましたが、これに伴う道路整備のことなんですけれども、ともかく防潮堤の撤去に関しては市長から説明がございましたけど、それと同時に野鳥園と一体化して防潮堤の撤去をやるというのは当初の約束でありまして、この辺が全く欠落した説明しかないというのは、どういうことなのかということの説明していただきたい。

それと、男里川を通過する線のことをおっしゃられたんですけれども、迂回道路として。私もその地域住民なわけですから、運転手心理として、わざわざ迂回して海岸に出て男里川沿いに路線選択するのかというのは、これは甚だ疑問でありまして、道路をつけてもやっぱり下においてくる。一方通行とかそういう形をどうするのか。道路事情に絡めてまたそういう判断も別枠出てくると思いますが、当面ちょっと考えにくいと。その辺が整理されずに、いや、こうですよというふうにあいまいに説明されると、いただけないなと思います。

それと、幼稚園費で植木剪定委託料とまた出てきておりますけれども、これ国庫補助金等についてやってるんだと思えますけれども、私、泉中の会長をさせていただいたときに、大阪府の緑化センターをお願いして、百何十本の木を植えたんですね。それ見事に頭から刈り倒してるんですよ。ほとんど樹木の形をなさない。これはもう予算来たから、はい、小・中学校、幼稚園に配分して、管理者は校長なり園長なりだと思えますけれども、非常にあいまいに管理、それこそ植物、生物の多様性とか環境保全とかいろいろ言われて、私もそういう枠組みで緑化センターに頼んで、大阪府の緑化センターは最後の事業で百何十本植樹してもらったわけですが、簡単に伐採されてると。これ、ちょっともう言葉が見つからないので、答弁お願いいたします。

地方債に関して、総務部長が何点が答えられたんですけれども、お答え聞いている限り、公債費に下回って市債を発行するという、抽象的な努力形態だけ発言されて、実際数値がほとんど言われなかったと。最近の流れを見ますと、歳入ももちろ

ん絶対的に減少してくると思いますし、公債費比率に関しては、これ、かなり上がってくるというふうに考えております。公債費の推移の皆さん御存じのように危険水域というのは15だと言われてますけれども、恐らく来年度以降はるかに超えてくるというふうに推察されます。（「15は黄色や。20や」と呼ぶ者あり）25で倒産で。

そういうことなんですけれども、その辺の総務部長の発言と、それに対する根拠となるものを改めて明示して説明をしていただきたいと思います。

それから、ちょっとよくわからないんで、例えば市長は火葬場はやるというふうにおっしゃられております。48億円という額も出ております。これは公債比率等には計上されない、特例債等の何らかの形だというふうに市長の説明ございましたけど、よくわからないんで、改めてその特性です。どういうものかというのを説明していただきたい。だから、それは公債費率云々、経常収支比率云々に数値上、統計上出てこないで済むものなのか、その辺の御説明もお願いしたいと思いません。

子育て支援に関して若干だけ、9月に改正されてということですけども 担当者おりません。じゃ、副議長、後で質問させていただいてよろしいですか。もうちょっと待ちましょうか。

じゃ、後ろで聞いていただいているということで……。簡単なことなんですけども、当面子育て支援センターの対象年齢というのは、基本的に私なんか18歳までというふうに考えてるんですけども、当面1歳児未満ということをやられてると。物理的、いろんな環境条件から仕方がないと思うんですけども、今後のあり方を今後どうやっていくのか。

それと、場所も一定規模になっていけばまたかわらなきゃならないだろうし、その辺の二、三年のスパンで御説明していただきたいと思いません。

以上、よろしく願いいたします。

副議長（東 重弘君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 特別地方公共団体、樽井財産区の問題でございますけども、現在特別地方公共団体という形で執行しております。今後どうなるのかということでございますけども、現在まだ

保有財産があるわけございまして、これの管理あるいは処分等、必要な事柄についてやっていくということでございます。ただ、次の合併問題が起こってきたときにどうなるのかということについては、照会をいたしておりましたが、継続することはできると、こういう回答をいただいております。

それから、第2老人集会場でございますが、葬祭場と言うたらなんです、お葬式絶対だめという言い方はしておりません。あくまでも前に地区からあったのは、葬祭場をつくりたい、そしてそれは地元区が運営したいというものでありまして、それに財産区財産を使うというのは、新たな、財産の管理ではなくて建設というか、それになってきますので、それはできませんよということのお話をしております。

今回は、そういうことも踏まえて地元の区長さんもかわられまして、今回はあくまでも老人集会場という形で建設をするということでございます。ですから、当然設置条例等にも載せるという形になると、完成すればですね。そういう形になるかというふうに思います。ですから、先ほどの井原議員さんにもお答えしましたように、あくまでも老人集会場という位置づけのもとに高齢者を中心に活用をしていただくというのが主眼でございます。

副議長（東 重弘君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方から、老人集会場について御答弁申し上げます。

先ほど御質問ありました老人集会場の人数的な関係、これにつきましては、ほかにも公民館等もあるのではないかと。それらを一体的に考えるのが妥当じゃないかというような趣旨の御質問だったと思いますが、我々はあくまでも建設するのは老人集会場ということございまして、それに対する人数的な、1つの集会場に老人数が多い、少ないとかの判断につきましては、あくまでも老人集会場を対象にするということになります。ほかにも公民館等があるところもございまして、目的も違いますので、それを計算に入れるわけにはいかないというところでございます。

それと、各老人集会場の修繕費、建設費等と比べたら極端に低いというようなことでございます。確かに25カ所の老人集会場に対しましてわずかな修繕費しかないという中で、今後の修繕につきまして大変我々といたしましても苦慮をしているところでございますが、これにつきまして財政当局とも今後とも予算の折には十分話し合いさしていただきまして、できる限り我々といたしましても予算獲得に努力したいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、子育て支援センター事業につきましては、担当課長から御答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） 島原児童福祉課長。  
健康福祉部児童福祉課長（島原功明君） 子育て支援事業についてお答えいたします。

まず、議員御質問のことにつきましては、この事業の将来的な展望ということで認識しているところでございますが、まずこの事業そのものは厚労省所管の保育所の特別事業ということですので、就学前の子供さん、5歳未満の方々が対象となっております。

この事業の展望につきましては、議員御指摘のように子育てというのは幅広い年齢層、18歳までが対象となるということも十分認識しているところでございますが、この事業そのものは私ども児童福祉の事業でございます。関係機関、教育委員会、その他いろんなネットワークづくりが必要となっております。その連携体制を今後確立した中で十分、年齢層も幅広い形の中で私どもも協力、連携する形で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 杉田都市整備部参事。  
都市整備部参事（杉田和繁君） それでは、農業公園について御答弁させていただきます。

まず、土地開発公社の買い戻しの分の元金、利子等についてでございますけれども、平成15年度以降、15年、16年で残っておるものの元金が3億900万円、利子が見込みで2,000万円となっております。そのうちの起債については、75%相当として考えております。

続きまして、農村総合整備事業に係る質問です

けれども、この農業公園に関しましては、農村総合整備事業の中の田園空間整備事業というものの事業採択を受けております。田園空間整備事業とは、農村に有する豊かな自然、伝統、文化等の多面的機能を再評価し、緑豊かな田園空間にふさわしい地域の活性化に資する各種公共公益施設用地の整備と農村に存する伝統的農業、景観等の保全・復元等に配慮した生産基盤等の整備を実施し、魅力ある田園空間づくりによる都市との共生を推進に資することを目的とした国庫補助事業となっております。

当農業公園との関係でございますけれども、本公園との関係につきましては、農業公園が営まれている空間の特性を生かしながら、都市との交流を促進するための基盤を整備する事業ということで、進入道路やのり面保護、排水路の整備といった公園用地の整備部分、また交流の場となる花畑や芝生広場の整備が補助対象となっております。

それと、あと今事業の検討の考え方と経過についてでございますけれども、農業公園に関しましては、管理・運営も含めました整備事業において長期的に低廉かつ良質な公共サービスを提供して、より多くの市民の安定的な利用を実現し、もって長期的な市の財政負担低減の実現を図るということを目的としまして、今現在、民営業者の経営能力、普及的能力等のノウハウを活用する手法の1つとして、PFIの手法の導入の可能性について検討、調査しておる次第でございます。

今の検討についての状況でございますけれども、この平成14年の2月に事業説明会を行いまして、その後のアンケート等によりまして自然との触れ合いが求められている中で、農業公園に関心の高い企業さんが数社おられましたので、そこに個別にヒアリングを行いまして、PFI導入についての一定の参加 参加といいますが、PFI導入についての可能性があるのではないかなという方向が考えられましたので、またそのヒアリングをもとにしまして、今現在、事業条件の案の作成を行い、また再度ヒアリングを実施しておる状態でございます。

このヒアリングにおきまして、できる限り民間業者の参入可能性が高まるように、事業の自由度

等を上げられるような形での事業条件の整理というものを現在行っております。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 島原児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（島原功明君） 済みません、場所の問題についてお答えします。

当面この事業は、まず初年度でございますので、軌道に乗せることが第一の条件と考えております。将来的な形で多様なニーズ、また今3事業でございますが、5事業等の事業を拡充できるような状況がございましたら、場所の問題等も今後十分に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 私の方から、野鳥公園、また清掃事務組合の方に回ると、確かに御指摘のとおり相当迂回せないかんという問題がございます。

まず、野鳥公園でございますが、これまで企業局と検討委員会を設けまして検討してきた経緯がございます。ただ、現在のところ企業局も財政計画の見直し等があるということで、現状検討委員会が動いておらないということで、今後企業局とも検討をやっていかなければいけないというふうに認識しております。

御指摘のとおり先ほど御説明しました仮排水路の問題、防潮堤の問題、これとかかわってきますので、その点ひとつ今後あわせて野鳥公園につきましても検討していかなければいけないというふうに考えております。

それと、確かに男里浜区の海側に防潮堤がカットされて道がついても、非常に阪南市へ行くのは遠回り、かなり回らないかんという面がございます。地元地区からバイパス的な道をつかってほしいという要望を聞いたことがございます。これも清掃組合との関係もございますので、今後この交通処理につきましては、そういうルートも含めて検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。

副議長（東 重弘君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 学校・園の植木の剪定の御質問が出ました。お答えいたします。

新緊急地域雇用の特別基金、これの補助金のメニューを活用して小・中・幼の学校・園の樹木を剪定したいと、そう考えております。その理由としては、日照の確保、あるいは通風を確保する、あるいは高くなることによる倒木の危険性を排除する、さらに落ち葉による排水溝の詰まり等をなくするというような意味でやるわけなんです。

ただ、御質問にもありましたように、各学校・園ごとに樹木の量あるいは種類も違いますので、その辺、事業実施に当たっては一律的な対応、これはできるだけ避けまして、各学校・園の現場の状況を把握した上で実施したいと、そう考えております。

副議長（東 重弘君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 北出議員より公債費の関係の御質問がございました。まず、先ほど私、今後の公債費の要するにあり方というんですか、どういうふうにしていくかという答弁の中で、これからの公債費というんですか、起債の発行についてどういうふうに基本的に考えてるかということで、年度末の現在高がございます。ですから、現在高をできる限りふやさない形で起債の発行額、総額を考えていきたいと、こう思います。ですから、元金ですね、要するに前年度末現在高から本年度の元金を引きます。そして、次に本年度末の予定ということになるんですけど、そのときにこの公債費の起債の発行額がその中に上積みされるというんですか、プラスされるということもありまして、その毎年の公債費の発行額を毎年の元金の償還額の範囲内で抑えていきたいと。そうなりますと、当然末現在高というのは徐々に下がっていくということもありますので、そういった方針で我々この起債の発行というのを考えていきたいと、こういうことでございます。

それと、あと起債制限比率、これは今後事業を展開していく上で起債を発行する額とかそういうのを検討する比率になるわけでございますが、平成13年度の場合は13.6という起債制限比率になっております。ですから、あと来年の平成14年度の分なんですけども、これが若干上がって14.0か、それかもう少し上がってくるというふう

には予想しています。といいますのは、まだ標準財政規模でありますか、その辺がまだ確定しておりませんので、これはあくまでも当初の見込みということになっておりまして、この14を少し上がってくるのではないかなと、そういうふうに理解しております。ですから、あと我々としてはこの3カ年の平均であります起債制限比率ですね、この辺をこれからも注視していくということで御理解のほどお願いしたいと思います。

副議長（東 重弘君） 油谷市民生活環境部長。市民生活環境部長（油谷宗春君） 墓地公園について、過日の6月議会で泉南聖園の計画の事業費の見直しということでございまして、用地費を除いた中で総事業費が47億6,500万円ということでございまして、この財源構成についてはまだわかっておりませんので、ぜひよろしくお願いを申し上げます。

〔北出寧啓君「いや、そんな質問聞いてない、僕は。財源構成、そういう市債発行した場合にどうなるかという」と呼ぶ〕

副議長（東 重弘君） もう一度説明してあげてください。北出君。

12番（北出寧啓君） だから、どういう形で、何らかの形として発行するんでしょう。この場合は単費なわけですから、一般会計予算から例えば何十億も出るわけないわけですから、そうした場合に一定、18年度なり、市長が着工なり云々言われてるわけですから、当然その中でどういうふうな財源振り当てをするか、あるいは具体的にまだ決まっていなくても、例えば市債なりの形、何らかで発行せざるを得ないわけですから、そのときの公債費率等が今後どうなるのかというのは、財務部長を含めて答弁いただきたいということで申し上げます。

副議長（東 重弘君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 墓地公園に関する財源ということなんですが、数字としては現在47億6,000万ですが、という数字が出されておりますが、これについて我々のこれからの財政計画というんですか、その中には実はこの分についてはまだ数値としては入れ込んでないです。

ただ、この47億6,000万のこの分について、

もし全額市の一般財源でいくということになりましたら、これもあれなんですけども、起債でしか多分対応できないと。その分になりますと、これは充当率、ちょっと僕も確かではないんですけども、この墓地公園につきまして、一般単独というんですか、75%の起債が発行されるということになります。ただ、そのときには当然この対象外経費とか出てきますけども、こういった数字が地方債を発行しなきゃならないと。

ただ、これはもちろん単独で、単年度で事業が行われるかとか、あるいは当然二、三年かかった数字になると思いますので、まだその年度から公債費比率がどのようになっていくとかということにつきましては、我々としてもまだ算定はしてないということで御理解のほどお願いしたいと思います。

副議長（東 重弘君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 算定してないというような、あ、そうですかというわけにいかないわけですね、はっきりやると明言されてるわけですから。これから基本設計なり実施設計なり、いろんな形をとっていくわけでしょう。事務事業は一たん始まるととまらないわけですから、基本的にはね。ただ、その中で、だからそういう形で明言される以上、財源的な手当ても当然考えるのは当たり前前の話であって、子供の議論してるわけじゃありませんから、一定のきちとした根拠を持って施策はやられるわけですから、その点の説明をいただきたいということであります。

財務部長ね、起債制限比率、来年は14ぐらい、14.何ぼでとまるというのは、確かな根拠で言っただけでいいのかな。その後、二、三年先ですね。どう見てもその低位の状態でも15以内でとどまるというふうにはどうも思えないんですけども、標準財政規模も上がってくるみたいですから、少しは楽になるのかなとは思っておりますけれども、もう少し実際の数値に基づいたことをおっしゃっていただけないでしょうか。

二、三年の予測は当然できますし、その上で墓地公園ですか、火葬場ですか、その47億何千万という枠をどういうふうに据えていくのか。そんな何にもわかりませんでやりますという話は、こ

んな整合性のないことは我々聞けませんから、その点をもっと正確におっしゃっていただきたい。

とりわけ平成18年ぐらいに退職金含めて、これは見えない部分でかなりふえてくるのは間違いないので、その辺まで当然予測した上で行政運営していただかなければ、ああ、失敗しました、ごめんなさいでは済まされないわけですから、その点をもっと正確な説明をお願いしたいと思います。

樽井財産区で、特別地方公共団体ですから、この支出は例えば泉南市の樽井区、財産区ですけれども、ほかの手当てとかは運用可能かどうか、ちょっとその辺、樽井区にあくまで限定されるのか。その辺の公的なものをちょっと申しわけない、説明していただきたいです。

先ほど言ったのは、福祉部長、データベースとしては、先ほど申しましたように、おっしゃることはそういう範囲でデータは集約されたわけですが、実際先ほど申しましたように、準市民集会所みたいな性格を持っておりますから、そういう意味ではもうちょっと大きな枠でいろんなデータをそろえて判断されてしかるべきかなというふうなことでございます。

防潮堤の撤去に関してもう一度申し上げますけれども、これはあくまで防潮堤の撤去及び大里川の河口整備を含めて、これは野鳥園と一体化した形でずっと考えられて、企業局ともそういう協議を続けてきたわけですから、全くそれなしで、実際バイパスをつくる云々にしても、細かく言えば野鳥園の枠組みを通してくるわけですよ。だから、設計でも当面何も企画されてないわけですが、道路自体、基本はもう何もできてないわけですよ。最近できたかどうか知りませんが、近年のことはわかりませんから。

そういう形で一体化するという確認でここ6年も7年も来てるわけですから、野鳥園の構想抜きにバイパス案云々かんぬんという話にはなりませんから、その辺もう一回改めてお答え願いたいと思います。

再々言いますが、御幸線を通して、ああいふ迂回路線を通して、普通のドライバーが尾崎に抜けていくというのは、そんなもん常識的に考え

られないですね。私が判断するのは、要するにバイパスを仮につくったとしても、それは清掃車とか特定の市に関連する車両が運行していくということがほとんど大半だと思います。そういうことも考えないと、ただバイパスつくってやったらいいという話にはならないわけですから、その辺も慎重に考えて、まただめだったみたいな話にはしてもらいたくないわけですから、改めて検討と補足的な説明があればお願いしたいと思います。

それと、農業公園の今の農村総合整備計画の補助金の趣旨を今お聞きしたら、これは誤って聞いたかもわからないんですけども、簡単に言いますと、要するに里山、旧来ある農村ですね。里山があり、その枠の総合整備事業かというふうに理解します。山を削って開いて、そうすると、この農村総合整備事業の趣旨にそぐうものかなというのは、実際これは補助金おりたんですから、それは了とされたんだと思いますけれども、非常に理解しにくいことがあります。

それと、PFIですけれども、これはその2社が実際参加してくれる展望はどの程度あるんですか。やっぱりだめだったということで、そしたら具体的な方法も手段もなく突き進んでいくという構図は、これは30億円近くの資本投下するわけですから、非常に心もとない判断だなと思います。その点の説明をお願いいたします。

副議長（東 重弘君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 樽井財産区の範囲といいますが、これは御承知のように旧6カ町村合併のときの樽井町域と、こういうことでございまして、現在でいいますと樽井区になります。

それと、墓地公園でございますが、さっき数十億という話なんですが、あれは火葬場と墓地公園と含んでますので、我々当初やるのは火葬場だけに特化して、できるだけ事業費を圧縮したいという考え方でございます。

財源については、以前大阪府との文書やりとりしておりますので、御承知かというふうに思いますが、それに対して必要な支援といいますが、そういうことを大阪府はやりましょうと。ただ、いろんな制度の枠がありますから、その中でお互いに知恵を出して、その財源については今後大阪府



と泉南市で相談しようと、こういうことになっておりますので、原則はすべて起債と、こういうことになるんですが、その中でより有利な財源の確保なり、あるいはうまく何かの事業に乗せられないかとか、そういうことはその具体化した時点で大阪府と泉南市で協議をしましょうと、こういう約束になっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） それでは、起債制限比率の数値の問題ですけども、来年度も、先ほど言いましたように14%のちょっと上ぐらいでこれからも推移していくのではないかなと、このように理解しております。

副議長（東 重弘君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 老人集会場の件ですが、もっと広い枠組みでというお話でございますが、他の施設も含んでという意味だと思います。反論するようでございますが、我々といたしましては、あくまでも老人集会場という位置づけの建物を建設するという目的で行っておるところでございますので、議員言われていることもわかるわけでございますが、あくまでも対象となる施設ということになれば、その地区の老人集会場の面積とか、そういうようなものが算定基礎になるのではないかと我々は考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 私の方から、野鳥公園につきましてお答えいたします。

御指摘のとおり、位置からしますと、当然防潮堤の撤去あるいは大里川の河口整備、この辺と切り離せないということで、今後一体的に整備していく必要があると思いますので、企業局ともこの辺あわせて検討していきたいと、このように考えております。

それと、交通処理の問題ですけども、りんくう南浜交差点から仮に防潮堤が撤去されても、男里御幸線を通る車、あるいは仮にバイパスをつくっても、男里川沿いの菟砥橋海岸線と、こういうふうに分かれていくんですけども、もう1つは交通量の非常に多い府道鳥取吉見泉佐野線、この山

側へ下って府道へ出ると。いろいろネットワークが考えられるわけですけども、今後当然集落の中へ囲んでおりますので、警察とも十分交通処理については、住宅街でございますので、当然清掃組合の車も搬入するというところでございますので、十分その点を踏まえて今後検討していきたいと、このように考えております。

副議長（東 重弘君） 杉田都市整備部参事。

都市整備部参事（杉田和繁君） 農業公園に関する田園空間整備事業に関する御質問について御答弁させていただきます。

本地区の田園空間整備事業につきましては、今議員御指摘のとおり、地域の農村文化なり景観の保全ということで事業の目的がされております。ただ、この本地区の整備の目標としましては、そのような中での地域の伝統、文化、景観等の保存・復元とその活用による活性化、また都市との触れ合い交流施設及びアクセス道の整備となっております。本市を初め、堺市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市の6市を一括としまして泉南地区として事業採択を受けておるものでございます。

その中で泉南市におきましては、花の里整備ということで花を中心に地域の農業の文化を都市住民が体験できるように農業公園として整備して、地域の農業の文化の保全とともに田園空間の重要性に対し、広く理解を促進することを目的とされておるような拠点的な施設整備たるというふうに考えております。

それと、あとPFIについての企業の参加の展望ということでございますけれども、先ほど説明させていただきましたとおり、現時点におきましては、事業の参加意欲が向上するように事業の自由度を高めるようなことで事業状況の整備を行っていききたいというふうに考えております。

ただ、PFI事業につきましては、最終的には法の手続に基づいた公募という形になりますので、そういうような手続での公募を行って企業が提案いただくという形になるかと思っております。

以上でございます。（北出寧啓君「だから、現実的にどういう可能性が、実際やってくれるのかと聞いているんです、2社が」と呼ぶ）

今の2社というお話ですけど、2社というふ

うに限定はしておらず、興味のありますというか、農業公園に関するとか農業に関しての企業さんについて、農業公園に対してどのような事業条件を提案すれば参加を考えられるかというような形で、その企業との話というよりは、業界全体というんですか、に対しての事業条件の整理というような形でヒアリングを進めさしてもらってるということでございます。

実際の参加展望につきましても、当然その企業も含めまして参加いただけるような形での事業条件の提案ができるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 北出君。3回目です。

12番（北出寧啓君） わかっております。中村部長、さっきちょっと座席でぼそぼそ申し上げたんですけれども、今後のことを聞いているんじゃないかと、やったことを聞いているんですよね。部長、そのときは部長じゃございませんから、今申し上げますのは少し心面映ゆいことなんでございますけれども、ああいうのをバサッと切って、そしたら管理権は校長とか園長にあるわけですよね、その当該校園のね。教育委員会としては、そういう補助のあれが出たから、派遣するからちょっとやってねという感じで恐らく終わったんだと思うんですね。校長の方も、さあ、それじゃ適当に切ってくれよみたいなんで終わったと思うんですよ。教育委員会の枠組み、だから校長の経営方針なり、やっぱり生物多様性とか環境保全とか学校教育で言われて、環境教育とか言われながらばさばさ切っていくというのは、それはもうちょっと甚だしく、これは謝罪でもしてもらわなきゃならないぐらいの問題だと思っております。

今、即答はできないと思うんですけれども、追って何らかの対処をしていただけるように、それだけ申し上げておきます。当然、今後はきちっとした枠をもってやっていただけるんだなど。その点だけ教えてください。

それと、財務部長ね、今市長は今後府と協議するということでしたけれども、例えば48億のうちの半分でも起債で発行した場合に、起債制限比率等は例えばここ3年、4年、5年の枠で行った

場合にどんなふうな変化を起こすかぐらいは当然算定されると思うんですよね。推論でも結構ですよ。現実に大体数値は頭に入ってるんじゃないかと思うので、その辺の御回答をお示し願いたいと思います。

それから、農業公園の、僕当初の質問に答えていただけてないんですけれども、今回総額で28億円ぐらいになると思うんですけど、前後で。その場合、これから償還していく場合に、いわゆる公債費ですね。それと運営費4,000万円ぐらいだというふうに伺っておりますけれども、毎年、今後一般会計予算に負担として入ってくる総額はどれぐらいのものか、算定しておっしゃるのか。公債費及び運営費、維持ですね。その辺の御説明をお願いしたいと思います。

それと、野鳥園のことに関しては、私はもう何年か触れてきておりませんが、道路が、防潮堤が動き出したら、これは一体化して考えていただかないと困りますので、このぐらいじゃおさまりませんから、よろしく願いいたします。

副議長（東 重弘君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 再度御質問がございましたので、お答え申し上げます。

まことに申しわけございません。前任者からの引き継ぎもございませんでしたし、担当からの報告も受けてなかったということでございます。

ただ、御指摘を受けましたので、まず今年の樹木剪定の経過、これをまず早急に把握したいと思います。それと、今年度どうするのかということで貴重な御意見いただきました。一律的対応をするのではなくて、各学校・園、やはりいろんな状況があると思います。それに十分現場と協議して今年度は実施したいと、そう考えております。よろしく願いいたします。

副議長（東 重弘君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） まず、墓地公園の事業費の件ですけども、実際に先ほど市長が答弁されましたように、当面は火葬場からいくということで、まだその辺の事業費ですね、我々つかんでおりませんので、今後この公債費をどんな形で推移していくかということについては、まだ今答えを持ってないということで御了解のほどをお願いし

たいと思います。

それと、農業公園の分ですけども、今まで公債費を発行した分もありますし、それから後、これからの運営経費の負担金ということになりますけれども、これからどれぐらいの推移で必要経費が出ていくかというのは、今資料としては持ち合わせておりませんので、また後ほどもしこの公債費なんか、過去からの公債費でどれぐらい伸びていくかという数字につきましては、後日資料でもってまたお出ししたいと思いますので、それで御理解のほどお願いしたいと思います。

副議長（東 重弘君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 野鳥園につきましては、企業局と協議していかなければいけないという問題がございますけども、御指摘のとおり防潮堤の撤去、あるいは道路のアクセス問題、一体的に今後企業局と十分協議して検討してまいりたいと、このように思っています。

議長（角谷英男君） 成田君。

18番（成田政彦君） 時間も経過しましたので、なるべく早く終わりたいと思います、簡潔に。

第1点は、住基ネットの問題なんですけど、電算機の問題と同時に、郵送で配布される問題で、これはいわゆる集合住宅とかマンションとか公営住宅に配布される場合、新聞にも書いてあるんですけど、いわゆる不正防止は、そういうことは起こらないのかどうかということについて、もう一度郵便局の間でどういう対応がされとるのか。発送してもいいんですが、具体的に不正防止がどういふふうに行う、不正防止はきちっとどういふふうにされるのか、それをひとつお伺いしたいと思います。

2つ目は、54ページの同和対策委託料、同和問題の解決に向けて実態調査など調査報告策定委託料なんですけど、具体的にどういふことがされるのか、お伺いしたいと思います。

3つ目は、議論なされた敬老会運営補助金の問題なんですけど、現実的には先ほど福祉部長の報告によりますと、6,412人の対象者が平成14年にいるんですけど、西信達地域、それから男里地域などはやると言うんですけど、鳴滝地域は補助金を受けないという。樽井についてはやる

予定だと言っとるんですけど、現実的に見ますと、6,412人のうち2,556人、高齢者の人口の約10分の6の人たちがこの対象からはみ出るといことになるんですけど、これは平成13年8月に出された新行革報告によりますと、この中でイベントや各種行事の見直しと称して敬老会のあり方、開催方法について見直しを行うと。健康福祉部がそういうことをすると、これは13年の8月にこういふことを決めたんですけど、実際区長に報告されたのは14年の7月12日、2回目が7月25日と。これでは区長会、そういうところにこういふ敬老会の事務作業を分担させるということは実質できないと。実質的打ち切り、実質廃止ではないかと。610万円でそのうち6割ですから400万円ぐらいはこれで削減されるということになるんですけど、できないことを結局押しつけたと、こういふことではないかと私は思うんですけど、これでは余りにもね。

私、思うんですけど、私も一丘団地自治会も敬老会をやってます。実務作業も実質的いろいろやってます。200名対象者がいるんですが、大変であります。実務作業だけで郵送して、そして確認して、そして物を渡すということ自体で大体5日間かかります。

今の例えば一丘区の状況を見まして、これはボランティアですからね。私は不可能 やるといふかわかりませんが、事務作業から、そして配送から物を渡す。これは役所が責任を持ってやるということについては、職員さんはプロですから、これはできますわ。しかし、各地域でこういふことをやるということは、まず実務的に不可能ですわ。そして、専任の人がおたらいいですよ。それで最後まで物は届けなきゃならないと。そしたら、6,400人の人に区が全部届けなきゃならないんですからね。今まで受け取らない人は役所へ来て受け取ったんで、そういうことは今度はありません。そうすると、区の役員の皆さんに負担になるんですわ、これ。精神的な負担、届けなきゃならない。どういふ物を贈ることについても、これは今まで市が責任持ったけど、今度区が責任持つと、夏の暑いときですわ。そんな腐った物を配れませんか。そしてまた、ちょっと見栄えのええ

やつ贈らなあかんか、こんなことまで区長が責任持つというたら、これは実質的には福祉の肩がわりどころか、住民に負担を背負わせると、精神的に。こういう面もあるんですよ。

牧野区とかすべての 信達地域がそういうことについては無理だというのは、僕はよくわかると思います。そういう点で、そういうこともよく区の皆さんの役員のこともよう配慮して 今、婦人会も大変ですわ、地域で、あるとこもないとこも。そういうことを十分に配慮して、あなた方は区に委託したんですか、買うことを。そういう点でまずその点をお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。  
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 敬老会について御答弁申し上げます。

区にお話を持っていきましたのは、7月12日、そして2回目7月25日ということでございます。議員御指摘のとおり、区の方から、なぜ今ごろ話を持ってきたんやというような強いおしかりというんですか、不信感を抱かれたわけでございますが、私どもが昨年の予算編成時期に補助金という形で考えたわけございまして、それ以降どのような形の補助金にするかということも、中身をいろいろと精査しておったということで、なかなか区さんの方に話を持っていくことができなかつたということがございました。これも私どもの事務の進め方の至らなさということでおくれたわけございまして、まことに申しわけなく思っておるところでございます。

そういうようなこともありまして、我々いたしましたらそういう発送の個人通知ですね。これにつきましては、我々が名前まで印刷をし、ただ補助金ですので、市の方からの予算では発送はできませんので、それを区さんの方に渡すから発送をお願いしたいと。そしてまた、できるだけ人の援助もさしてもらいたいというようなことで御理解を願ったわけでございますが、なかなか皆さんに御理解をいただくところまで至らなかつたということでございます。

そういうような中で我々いたしましたとしても、今までは確かに品物を市で買い、そしてまた個人へ

の発送も市の方で行っておつた。ただ、本来の敬老会の催し等につきましては、すべて地元さんの方をお願いしておつたというようなこともございまして、我々といたしましても、今考えますと安易なことを考えておつたのではないかと、大いに反省をいたしておるところでございます。そのようなことで区の方への配慮が足らなかつたと言われてもいたし方ないと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 梶本市民課長。

市民生活環境部市民課長（梶本 功君） 郵便の件でお答えさせていただきます。

今回の住民基本台帳は、行政機関個人情報保護法等の特別法であり、本人確認情報の提供を受けた行政機関は、法律で規定する事務の処理以外のために本人確認情報を利用してはならないと規定したところであります。したがって、行政機関相互間での住民票コードの利用や名寄せは一切禁止されております。また、市町村、都道府県指定情報処理機関及び本人確認情報の提供を受けた行政機関のシステム操作者、もちろん委託業者も含まれておりますが、守秘義務を課し、通常より重い罰則を科しているところでございますので、今回普通郵便で配送させていただきます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 赤井人権推進部次長。

人権推進部次長兼同和对策室長兼企画調整課長（赤井民男君） 54ページの同和問題の解決に向けた実態調査の内容についてお答えさせていただきます。

この実態調査につきましては、2000年度におきまして府の方と23関係市町村が協力で実態調査を行っております。その実態調査を府が12年度末にまとめてつくられたところでありますが、本市においても1998年度におきまして生活実態調査を実施しておりまして、その格差がかなりありますので、その部分について今回報告書でまとめたいと思ひまして、予算計上させていただいた部分でございます。

議長（角谷英男君） 成田君。

18番（成田政彦君） 住基ネットでいわゆる法

律が云々と、僕はそういうことを言うとするんじゃないんです。泉南市が郵送した場合、例えば公営住宅とかマンション - 一丘団地もそうですけど、例えば住民票を置いたまま移動したとか、全く無断で退去しとると、住民票を置いたまま。そういう人たちに対する対処は、仮にもうポストに入れたままだったり、いたずらで、あいとったらそれを利用して不正された場合はどうなるのかと、こういうことに対する手当ではどうなるとのかと。

それで、郵便局が正確に配ると言うことをつたんですが、私はこれ公団に確かめたんです。公団はこう言いました。私どもはプライバシーの保護の立場から一切、だれがそこに住んどのかということについては、泉南市が保護条例もしくは法律に基づいてその人が住んどのことを要求してきた場合は明らかにするけど、それ以外は一切郵便局にも泉南市にも明らかにしませんと。

ここがポイントだと思うんです、私。プライバシーを守るために、不正防止をするために、政府はそこが欠けると。杉並の区長はこう言ってますわね。個人情報の目的外利用に対する規制が不備であり、法律で定められた個人情報保護法も未整備であるなど個人情報漏えいの危惧をめぐえないと。そこで危惧をめぐえないとするとるんです。だから、公団ははっきりそういうことを言ってます。

それから、公営住宅にしる、いわゆる無断退去にしる、恐らく3カ月家賃滞納して払うんでも、それ以後1カ月、2カ月は勝手にその住居を、入ってるものを処分できないと、これは法律に基づいてきちっと退去させるんですから、最低2カ月はそこに住んどのような形式がありますので、郵便局は必ず配ると思うんですわ。

そういう点の保護の問題、僕は不正防止のことを言っとるんですよ、単に。こういう点についてはどういうふうにも普通郵便であったら必ず入りますわ、それは。それは絶対入ってきますわ、普通郵便だったら。抜かれて、そういう場合は郵便局の責任になるのか、市の責任になるのか、そういう不正防止はどういうふうにするのか、お伺いしたい。

それから、さっきの老人会の問題なんですが、

一丘区の区長さんは働いております。それで、福祉委員会のメンバーのほとんどはアルバイト、それからパート。だから遊んどる人はいないんですわ、だれも、区の役員も。恐らくほかの区の農家の方とか商売の方とか、婦人会の方も家庭のこと忙しいと思います。

さっき聞いたら、例えば信達の牧野では約503人の対象者がいます。そうすると、直接渡すのはその区に任される。そしたら郵送でといったら郵送費は出ますかといったら、郵送費は出ませんわな。郵送費が加算された、それはないと。そうすると、牧野区に何人の婦人会の方がおるか知らんけど、この503人にきっちり届ける。これは絶対そういうことを地域の人たちにやるということは、非常に不可能に近いと思いますわ。それだけでないでしょう。留守のときどうするのか。物を取りに来ないとき、その留守の人にどうやって届けるのか。全部地区の負担ですわな。

私は、やっぱりどんなに大きい区でも、そら絶対問題になると思いますわ。だれするのやと、それ。だれが渡すんやと。市が責任持ってやることはいいですよ、そら市の職員はプロですから。僕はそういう問題、果たしてこの行革何か知らんけど、そういうこと、ほんとに住民の地区の皆さんの心をちゃんと酌んだ上でこういうことを、何でも行革というもんじゃありませんで。地区住民のきちんとした心情を理解した上でこういうことをやらなあきませんで、これは。

だから、当然でしょう、6割拒否するというのは。当たり前のことですわ、こんなこと。特に、この7月の暑い中から8月にこんな何百人の高齢者に配るなんていうことは、もうとつても、はっきり言うたら手当出さなあかんですわ、地区の。僕に言わしたら、その地区の役員、区の役員とか、それから地区福祉員の方に市から手当を出すと、1通幾らで。このぐらいやらん限り、やっぱりやってくれないと思いますよ、今さら、今の状況。

そういう点でこれをどうするのか。よく地区の住民が理解して、この敬老会は全部あなた方の負担でしなさいと。そうでなきゃ100%はしませんよ。今6割でするので、実質的には恐らくこれ、どうでしょうかね。実質的にはもうほとんどやら

なくなって打ち切りと。だれかこれを歓迎する人がいるかもしれないんですけど、実質打ち切りになるんじゃないか、こういうふうに思うんですけど、その点はどうなんですか。郵送費ちゃんとあるんですか。ちゃんと郵送で配布するようになってるんですか。それとも地区の役員持っていけど、500、6,400人おるんですからね。世帯数だけで3,000世帯数あるよ。今まで郵送でやってるんや、これ。みんな行けと、そういうことですか。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 先ほど私申し上げましたのは、敬老会をやっていたところにつきましては、敬老会をやりますよということの通知を はがきですね。これを市の方が地元にかわりまして印刷をし、補助金ですので、送料は市の方ではございません。区の方に、区さんがやっていただけでしたら1人当たり1,000円の補助金をお渡ししますので、その中で発送してくださいと。ただ、品物につきましては、発送するとは言っておりません。品物につきましては、通知の敬老会をやっていたところについては、いついつ敬老会をやりますのでお越しくささいということで行いますので、そのときに来られたときにはお渡しすると。また、欠席者というのも当然ございましょうが、その点につきましては、区さんの方をお願いをいたしまして、二、三人預かっていただくか、またお持ちいただく場合もございましてよろし、その辺は臨機応変をお願いしたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 梶本市民課長。

市民生活環境部市民課長（梶本 功君） お答えいたします。

今回の住民票コードの通知書の件でございますけど、郵便配達の方でございますけど、住所、名前、性別、生年月日及び住民票コードを今回通知さしていただいておりますのでありまして、将来電子自治体として電子自治体個人認証の手続をする場合には、今回の住民票コード番号については必要なときはございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 成田君。

18番（成田政彦君） 市長にお伺いしますけど、市長はセキュリティーを確立すると。市長は非常に安全性があると、大丈夫やということ言うたんですが、実際言われてますわね。実際それを取り扱ってる人たちからそういうことが出たら大変やと、こういうこともやっぱり住基ネットのことで心配がされとるんですけど、その点はどうか。

もう1つ、敬老会の問題ですけど、やっぱり地域には歴史があるんですわ。敬老会の歴史があって、住民の声を聞いて、区長の皆さん方ができる範囲内で市に今まで協力したんですわ。今まで敬老会で市に対して、市の職員さんも来たり、30%、40%協力したんだけど、これを今度100%協力するという事は、どんな負担になるのか。できないことを、行革もいろいろあるんですけど、少なくとも敬老会のことを住民に押しつけるということは、これはもう無理ではないかと私は思いますよ。

例えば、さっき1,000円と言いましたね。そのはがき代引いたら1,000円でなくなるわね、恐らく。1,000円と言いながら、補助金は、950円になりますわな、これ。50円買っただけ、少なくなるんですけど、そういう点でいろんなむだだが、いろんな負担が来ると思いますよ。実質6割の地区はできないと。こんな敬老会できないということ言うこと自体、これはある程度ネガティブな反応を示すと、賛成ではないと。鳴滝地区においては自分とこでやる、補助金は受け取らないと、実際こんなもんは市がやるべきだと、はっきり突きつけとる地区もありますよ。そういう点で、どうですか。市の敬老会については無理があるかと違うかと。その点はどのように考えられておるのか。その点はどうか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 住基ネットについては、先ほど来の御質問者にもお答えさしていただいておりますように、我々は慎重かつ安全に運用をすべく対応をいたしております。私も住基のところへ行っ、実際にどのようにそれを操作するのかという

ことまで確認をいたしましたけども、極めて厳しい条件のもとにやっておりますので、その点は十分御理解いただきたいというふうに思います。

国の考え方は考え方として、一定示されてるようではございますが、我々はそうじゃなくて、やはりもっと厳しい目でこの住基ネットのシステムを運用していくという立場でございますから、御理解をいただきたいと思っております。

それから、敬老会でございますけども、これもずっと昔の6カ町村単位でやってきたわけで、私も毎年回りますですけども、1カ所ですから、例えば信達ですと牧野の老人集会場にすべての方がということで、まず多くの皆さん来られたら入れないという問題もあります。また、非常に遠いところがございますから行けないという問題もあります。もっと身近なところでやってほしい、やれるようにしてほしいという要望もございました。実験的に雄信地区については、昨年自分たちのとこでやりたいということで、それぞれの地区でやられました、身近なところですね。それは非常に結果としては成功したと私は思っております。

そういうこともあり、できるだけ身近なところでやっていただけないかということも含めて、そういう形を考えておるわけでございます。もちろん行革という一面もございます。ただ、今回は説明するのが非常に遅かったということがいろいろ批判いただいております。もっと早くやっていただければ、もっとスムーズにやれるという問題もございました。その点については担当部長も地域の皆さんにおわびをするとともに、協力をしていただくようお願いしております。

一丘区の話も出ましたけど、一丘はもともと信達に入っております、大変遠いところだったというふうに思いますが、それがもし身近でということであれば、老人集会場もございますし、非常にいいんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、今回そういうふうに移行期ということがございますので、若干混乱している部分もございますが、今も地域の方々といろいろお話し合いをしながら、できるだけ開催をしていただく、あるいはそれにかわる記念品という形で話を進めてお

りますので、できるだけそういう形でやっていただけるようにしたいと。

今後については、この近隣では敬老会をやるところは非常に少ないわけでございます。やっておっても1カ所で市全体として、例えばうちという文化ホールぐらいのところではやっておられるというところが多いわけでございますが、そういうことも参考にしながら次年度以降、また地域の皆さんの御意見を聞く中でどういう形がいいかということを考えていきたいと思っております。

議長（角谷英男君） 質疑の途中ではありますが、9時35分まで休憩いたします。

午後9時 5分 休憩

午後9時51分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。質疑ありませんか。

和気君。

19番（和気 豊君） 77ページに款別現計予算表というのが出ているわけですが、これだけ、18億になんなんとする補正予算を計上されているわけですから、経費区分別の総括表ですね、これも一定やっぱり添付をしていただければよかったですのではないかと。例えば投資的経費ですね。これが大体全体でどれぐらいになってるのかとか、額は大きいですから、200億を超える予算になっているわけですから。百八十数億の予算がですね。だから、今回本当にせつかく12年の12月には財政予測も出ているわけですから、それに照らして今予算がまさに肅々と入るをはかり出るを制すると。これは市の立場ですが、そういう方向で肅々と進めるのかどうか。こういうこともそういう中で一目瞭然といいますが、我々も理解できるわけですから、そういうことでちょっと投資的経費なんかがよくわかりませんので、今回補正予算を組んだその中で投資的経費がどういうふうになっているのか。そして、これが当初の財政収支見通しとどうなのか。その辺はお示しをいただきたい。

ちょっと首ひねっておられるんで、時間もないことですので、私、少し私の存念のほどを言いたいというふうに思うんですが、やっぱり投資的経費、20億を超えてるというふうに思うんですよ

ね。当初で12億7,500万、これは当初予算には出ております。例えば農業公園4億2,200万、それから市場長慶寺砂川線、これで5億ちょっと出てますから、両方で10億近く出ているわけですから、これを加えるだけでも20億を超えるような額に投資的経費はなるのではないかというふうに思うんですが、その辺はどうなのか。

それと、やっぱり予測に比べて地方債ですね、これが7億400万程度であったものが16億9,000万、17億近くになっているわけですね。その辺の理由ですね。これもお示しをいただきたいと、こういうふうに思います。

そういうふうに見てきますと、私どうしても今回のこの予算がやはり投資的経費、いわゆる事業費が伸びて、その伸びた分、余り予算総額は変わっておりませんから、前々年度と。そしたら、どこで違ってきているのか。これは高齢者を中心にしたそういう関係の予算がやっぱり減ってきている。違うならば違うということでお示しをいただけたらいいというふうに思うんですが、もう時間がありませんから事細かに言いませんが、そういうことになっている。そして、先ほどから論議がありますように、敬老会なんかは実質上6割の皆さんがこれがやれないということで打ち切りになっている。

こういうところにどんどん、どんどんしわ寄せが行っている。まさにそれが今回の補正予算の性格をいみじくも裏づけているのではないかと、こういうふうに私は思うんですが、そういう立場に立って、その辺もお聞かせをいただきたいと思えますし、その上に立って違うならば違うということをおっしゃってください。

私は、そういう意見を申し述べて少し聞きたいと思うんですが、農業公園の問題です。これは先ほども北出議員の方からありましたので、できるだけ重複部分 avoiding お聞かせをいただきたいというふうに思うんですが、結局PFIですね。19事業所のうち14事業所がやってこられたと、アンケートをお出しになったと。そのうちわずかな数社しか2社というのは否定されなかったから、2社というふうに私はお聞きしておるんですが、聞かしておいていただいたんですが、2社し

かないと。これで果たして展望があるんだろうかというふうに思うんです。

それと、市が直営でやった場合と果たしてPFIでやったときのメリット比較ですね。これはどこでもやってるんですよ、議会にやる前に。これは17年からオープンだから今やる必要はないんだと、こういうことなのか、もうやる気はないのかどうか、その辺もお聞かせをいただきたい。例えばVFA方式でやられている調布の小学校なんかの事業については、ちゃんと比較を示して議会や住民に納得を得るような手段、これをとっているわけですね。

いろいろ数字にはええとこ取りの問題点いっぱいなんですけど、やっぱりやってるわけですよ、問題があってもね。そして、あ、なるほどなど、これだったら運営費についてもこれだけのいわゆるメリットがあるんだと、PFIに賛同できるんだということになるわけですね。その辺をやっぱりやられるべきではないかというふうに思うんです。

それから、市独自でいろいろやる場合の資料は出てるんですよ、これ。正確に出てるんです。だから、あとはPFIでやるという場合に、これとの比較を示していければいいというふうに思うんですが、ここで人口8万人という推計が出てるんですよ。これは業者に委託をして出してきた数字なんですけど、この8万人という根拠ですね。何ぼ考えてもこれ、もうちょっと、17年オープンですから真摯にやりましょうや、まじめに。

ほんとにこれ、どんなに勘定しても、和歌山の緑化センター、11番でしょう。11.7ヘクタールですよ。こちらの一般の市民の利用面積、3.4ヘクタールです。利用者が限定される貸し農園を加えても4.5ヘクタールです。全然規模も違います。11.4ヘクタールというのは、全部これ皆さんが泉南でいえば花畑とか花摘み園とか観賞のいろいろありますね。サボテンの温室とかね、そういうところなんですよ。泉南市はほんとに市民が憩いの場所、遊べる場所、交流し合う場所、3.4ヘクタールしかない。それで何で8万という数字が出てくる。私はもう本当にこれ1つとらえてみても4億2,200万かけて今回やる。あと7億9,0



00、8億近くかけて15年、16年やっていく。そして、そのあげくは根拠もないPFI、PFIと、こういうふうに言う。根拠示しなさい。

本当にむだな事業、今から引き返しても、ことし含めて引き返したら12億、ちょうど半分近いお金、他にそこはいろいろそれこそ市民の皆さんの意向でもってそこを再利用するということは、みんな考えて、みんなが喜べるような施設にしたらいいんじゃないですか。今まで市民にアンケートとったり、あそこをどう利用していくかというようなことは全然、いわゆる花卉団地から引き続いてパークとやってしまっただけで、本当にあれが市民の期待に沿うような施設なのかどうか、事業なのかどうか、そういうアンケートさえとったことない。意向を反映した事業でも何でもなし、私はそういうふうに思いますよ。今からでも実際アンケートをとって、原点から出発しましょうや。

基幹農道なんかもうそろそろでき上がってきて16年からお金返還していかなあかんわけでしょう、17年ですか。もう一部第1区、第2区、第3区と、フタツ川側からもう既にパイロット事業でやった……

議長（角谷英男君） 質問をそろそろまとめていただきたいと思います。

19番（和気 豊君） ミカン山の方にずうっと入ってきてるわけですよ。そしたら、もうあの事業はやることのメリットの中に佐田の方から逆に市民の里へ行くと、こういうメリットも挙げておられるわけです。競合施設が紀泉ふれあい塾だけじゃなくて、あるいは緑化センターだけじゃなくて、また市民の里も競合施設になってくるんですよ、道さえつけば。皆さん広く利用されるようになってくるわけです。今はほんとにわずかですけどね。

そういうことで、私は本当にこの事業を進めていく保障が、ほんとに市民の立場に立ってそういう担保があるのかどうか。やっぱりどんなに考えても理解でき得ないんですよ。いろいろ言いましたけれども、8万人の根拠、そういうことについてもお示しをいただきたい、こういうふうに思います。

それから、54ページの同和問題の解決に向け

た実態等調査報告書作成委託料ですね。これについては大阪府がやった2000年の調査と1998年にうちがやった調査、その間にそこが出てきた、格差が出てきた、こういうことでそれをやり直すんだというふうに言われました。もうちょっと中身について詳しく、どういう点が不備だったのか、どういう点を縮めるため、整合性を持たすためにやろうとしているのか。その辺の中身についてもお示しをいただきたい。850万の金かけてやった調査ですから、それをさらに今度は113万3,000円かける。大方1,000万近い調査、大変な調査をやるわけですから、あれだけのお金かけといてまだやるんか、こういうことになってまいりますから、その辺のことについてもお示しをいただきたい。

議長（角谷英男君） 赤井人権推進部次長。

人権推進部次長兼同和对策室長兼企画調整課長（赤井民男君） 54ページの委託料の同和問題の解決に向けた実態調査の報告書策定の委託料について再度説明させていただきます。

この調査につきましては、先ほども成田議員さんにお答えいたしましたとおり、2000年に府と関係市町村23市町村が協力しまして行った地域の実態調査の結果を府の方でまとめられました部分と、先ほども御答弁させていただきましたように、本市が行いました1998年度の実態調査の部分との本市のやった部分と府とのやった部分で、府の方がもう少し細かく調査をされておりますので、今後の同和問題解決のための施策の推進に期するために、その部分について再度報告書をまとめたいと考えておる部分でございます。

以上です。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 今回の補正の投資的経費の内容と、それと公債費の御質問でございます。

まず、投資的経費の分ですけれども、当初予算では議員、12億7,500万というふうに言われたと思うんですけども、当初予算は1億2,750万円の計上となっております。それと、あと今の専決、それから今回の補正の投資的経費を合わしまして約18億5,000万という投資的経費となっております。

続きまして、今年度の起債の見込み額でございますが、中期財政計画では平成14年度7億400万という数字を計上しております。ただ、この中期財政計画を作成した時点でいいますと、起債の中で平成11年度に減税されておりますけども、そういった形の減税補てん債とか、あるいは臨時財政対策債、これについてはこの時点ではその分は上積みしてないということもあまして、この14年度につきましては、この臨対債と減税補てん債、それからあと借りかえ債もことし予定してるんですけども、それで約7億7,000万円がこの分で入っております。

ですから、あとこの16億9,700万円からこの7億7,000万円引きますと9億2,700万円というのが実際に投資的経費に充当してる地方債ということになります。ですから、中期の財政計画で差が約2億2,000ほど出てるわけなんですけども、これにつきましては、この時点でやはり事業費がふえてるとか、その辺のまだ比較検討というんですか、この時点の、これはやっておりませんけれども、その辺でこの2億2,000万の差が出てきてるといふことであらして、またこの分につきましては、13年度の決算もありますけども、14年度もローリングというんですか、計画のローリングを行っていきなると、このように思っております。

ただ、大きな原因としましては、先ほど申しました臨時財政対策債でありますとか減税補てん債、これが最近この二、三年で発行されておりますので、この分がその中期財政計画にも上積みになっているという部分が大きな原因であると、このように理解しております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 杉田都市整備部参事。

都市整備部参事（杉田和繁君） それでは、農業公園につきまして御答弁させていただきます。

まず、和気議員御質問の中でありました2社ということについてでございますけれども、2社ということではありませんで、14社に出していただいた中、数社という形で……（和気 豊君「何社やというねん。回答はもう3月8日に出てるがな」と呼ぶ）その時点での興味があられた企業と

しましては、5社を対象にヒアリングしております。その後、その企業も含めまして、またさらに数社も含めて個別のヒアリングを今実施しておるような状況でございます。

ただ、そのヒアリングにつきましても、一定企業さんが直接この農業公園に参加していただくことを前提としての協議ということではありませんで、民間企業としてどのような形の事業条件で整理すれば事業度が広まり、多くの企業さんが興味を持ってくれるかというような意見を聞くということで、ヒアリングを実施しておるということで御理解いただきたいと思っております。

あと、市直営とのメリット比較ということでございますけれども、PFIの事業、手続におきましてバリュー・フォー・マネーといたしまして、事業全体でのコスト比較というものをして、当然バリュー・フォー・マネーがあることについてPFIとして適用されるということになっております。

それにつきましては、PFI手続におきまして特定事業選定時に公表するということになっておりまして、今回、現時点では民間事業参入での事業場状況の整理を行っておるということで、民間業者さんでのコストがまだ確定されないという状況になっております。今回、検討している中で実施方針案の策定とバリュー・フォー・マネーの試算というところで業務発注しておりますので、その中で検討していきたいというふう考えております。

あと、8万人というものについての根拠ということでございますけれども、まず一般の公園の利用者という形で、先ほど議員の御質問の中にもありましたとおり、広場ゾーン、花畑ゾーン、交流ゾーン、緑地ゾーンの3.4ヘクタールを対象としまして都市公園の利用実績というものからはじきました3.4ヘクタールに対する利用人数で約6万3,850人の年間利用者というものを見込んでおります。そのほかに講習会、教室等の参加者が平均で23人、年間59回の開催ということで1,360人、花畑の利用者ということで年間に1,200人、摘み取りの花畑の参加者ということで、年2回摘み取り花畑を行うということで年間8,000人、その他年2回イベント等の参加ということ

で6,200人ということで、合計いたしまして約8万人の利用者ということになっております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） まず、補正予算後の財政の問題なんです、やはり地方債で2億3,000万、それから投資的経費が15億1,100万でしたから18億何がしと。やっぱりここで3億、それで地方債で2億数千万の差が出てきているわけですね。この地方債は、今言われたようにいみじくもソフトな分を除いたハードな部分でしょう。事業をやっていく上で補てんする地方債の部分です。いかに事業費が膨れ上がっているか、こういうことが、7億ベースでいくというのが結局2億数千万はね上がっている。すべて事業費にかかわっての地方債だと、こういうことになってきているわけですね。

それじゃ、予算規模が同じような規模だったのに一体どこで何が削減されたのか。やはり明らかにそういう弱者対策の切り捨てと、この部分、いわゆる行革はまさにそこにねらいを定めた行革であったと。そういう中で敬老祝い金の削減、それから敬老会の見直し、縮小、6割の廃止と、こういうふうになっていっている。ここにやっぱり泉南市の大きな財政の問題点が存しているのではないかと。にもかかわらずやっぱり余る見通しのないような農業公園事業には結局見直しもされずに26億から27億になんなんとする事業ですね。そのうち16億が起債を含む自主財源だと、こういうことで起債の発行、自財源の持ち出しを大きく膨れ上がらしながら進めようとしている。これをなぜ見直せないのか。

そして、今買収した用地ですね。それを市民の声を聞いて広く利用を図っていくと、こういうことになぜできないのか。事業者とは一生懸命ヒアリングして、声を聞いて、事業者がやってくれるならやってくれるように変更をしていくけれども、利用する住民の声をなぜ聞かないのか。それで8万、8万と。そんなものは来てくれた上でのことです。最初は珍しいですから、花摘みに来たり、花見に来たりするでしょうけれども、しかし実際そこでどれだけの時間遊べるか。そら緑化センタ

ーやらふれあい紀泉塾やら、まだ市民の里の方が野球はできるわ、あるいはソフトボールや子供たちのアスレチックな楽しみなんかもできるわということで、ほんとにそういう競合関係についても、さらに競合関係がこれから多くなるのに、むしろ人数については8万だと、こういうことで考えておられると。

ほんとにこれは都市公園の利用状況を見てと。どこの都市公園ですか。泉南市の都市公園の利用状況ですか。ちなみに泉南市の都市公園の利用状況、数字できっちり把握しておられるのであれば、どこの公園で、どういう形で利用があったんか、お示しをいただきたい。6万3,000という数字の根拠、どこなんですか。そんな6万3,000も都市公園で、一遍広さも明らかにして、こういう広さの、こういう具体に対象にした6万3,000の数字を引き出した公園はこれなんだと、これはひとつ明らかにしてください、こういうように思います。

それから、PFIの導入については、これはほんとに少数派なんですよ、全国でも。これは2002年の4月、ほんとに直近の資料なんです、方針の策定、公表された事業数は、国独立行政法人で4カ所、4事業、地方公共団体47事業、これが策定、公表しようとしてるんですが、実際上民間と契約したのは17事業。総理府のアンケートでは、導入事例があるのが全体の4%、今後前向きに検討するというのが22%、しばらく様子を見たい、全然 全然と言うたらおかしいですが、直接参入なんかを考えていないと、これが74%という圧倒的な多数派なんです。

なぜこういう危険な少数の道を選ばれるのか。これは第三セクターが8割以上が破綻をして、その結果で 大阪府でもあるでしょう。破綻した結果、これが新しい手法として出てきたんです。だから、第三セクターでほんとに痛い目に遭ってますから、みんな慎重なんですよ、これについては。その辺はどうなんでしょうか。ほんとにこうやって危険な少数派の道を選ばれるのか、それとも見直しを図って市民に喜ばれる施設に、市民の声を聞いて再度利用を考えていかれるのか、どちらの道を選ばれるのか、その点もお示しをいただ

きたい。

赤井さん、もう結構です。先ほどの成田議員の質問と一緒にあったんですが、もうやめとけという声が多いので、もうこれはやめときます。

ただ、1点、前の1998年の調査では、混住化の問題では、やっぱり不十分なんです。812を対象にしか進めてないんですね。新しい住宅いっぱいできてますでしょう。廃業された工場の跡とか、それから市場大発に行くところの両側とか、それから前畑線を逆に村中へ行く、第二小学校の途中にある両側の、片方で65軒あって、片方で30軒ほどありますか、両方で100軒くらいありますけれど、そういう住宅とか、それは対象になってないんです。混住化というのは、一番同和行政が効果を上げてるかどうかを示す一つの大きなメルクマールでしょう。指標でしょう。それを対象から外してる。今度はそういうのは入りますね。混住化の問題で新しい住宅、それは全体の数に入りますね。有権者でも3,000から3,700になってるんで、ほとんど新しい住宅なんです。2年間の間にそないふえてる、有権者だけでもね。それは調べられますね。

議長（角谷英男君） 赤井人権推進部次長。

人権推進部次長兼同和对策室長兼企画調整課長（赤井民男君） 今の御質問の件につきましては、府の実態調査を実施した段階では地域全体の中から選出してやっておりますので、今回の比較の中では出てくると思っております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 杉田都市整備部参事。

都市整備部参事（杉田和繁君） 利用者数につきまして、都市公園利用実績ということにつきましてですけれども、今ちょっと手持ちの資料がございませんので、平成12年度の管理・運営の検討業務の中での報告書の抜粋でちょっと説明させていただきましたけれども、各近隣の都市 泉南市における都市公園の利用実績というものではなく、たしか全国的な資料によって算定していたと思いますけれども、細かな資料については、また後日提出さしていただきたいというふうに考えております。

それと、あとPFIでの検討につきまして、危

険な道というような御指摘がありましたけれども、当然三セク等で従前に失敗してる事例ということもお話しありましたけれども、PFIにつきましては、契約書においてその点のリスクを明確にしておくというように進めておりまして、その三セクでの失敗を繰り返さないというような形で考えております。

また、市民の声ということにつきましても、先ほど議員もお話しありましたように、開園当時でしたらある程度の珍しさというものもありまして、先ほどのような利用者の方が来園されるということがありますけれども、今の実態で市が直営なりでやっていきまして、安定的な集客性を継続していくということについては難しい問題があると。そういうところで民間のノウハウについて活用していきたいということで、PFI PFIといましても民間活力の導入の一手法として考えておりますので、民間活力の導入ということにつきまして検討しておるといってございませぬ。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 和気君。3回目です。

19番（和気 豊君） いみじくも契約原則というのをお出しになりました。公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により当事者の役割と責任分担を明らかにする。これが8つのうちのメリットの1つになっているわけですが、ほんとにこういうことで具体的に市がこういう契約を交わすときにはほんとに途中で逃げて行かれるようなことがないように、そういう責任も果たしていく。

しかし、5年、10年、15年と、このアンケートの中にもそういう5年でどうでしょうか、10年でどうでしょうかというアンケートとてますやろ。もう最初から契約は5年やと、これでは話にならんわけですよ。本当に泉南市の財政をおもんばかっていただけるのであれば、こういうむだで先行き見通しのないようなそういう事業については、できるだけ まだ今やったら遅くない、こういうように思いますよ。上物はこれからですから、今まで用地買収をした。そして、それを買い取りした、買い戻した、一般会計でね。そういう段階ですから、これから上物やいろいろ

な事業化をやっていくわけです。ことし600万  
だけでしょ、事業化するのはね。花畑だけです。  
そやから、まだ十分と見直しは可能なんですよ。

私は、あなたもう帰ってしまわれるわけですが、  
来年の4月には。ほんとに担当の職員として、も  
う一度真剣にこの事業効果、そして市民の声から  
出発をするという、この大原点、これが抜けてい  
るということをもう一度真摯に考えていただいて、  
見直しを図っていただきたいと、こういうふうに  
思います。この点では市長、どうでしょうか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今、農業公園については御  
指摘のように基盤整備といいますが、進入路ある  
いは供給処理、あるいは造成といいますが、基盤  
の整備をやってるわけでございまして、それと  
同時に、先行取得した用地の買い戻しという形で  
やっております。これが終わってまいりますと、  
あとは施設整備という形になってくるわけですね。  
ですから、その間いろんな農業公園の全国的ない  
ろんなフォーラムなんかもやられておりますし、  
それと民間が経営されてる事例等も集めておりま  
す。

それと時代のニーズというのもやっぱり変わっ  
てくる可能性もございまして、十分そういうこと  
を参考にしながら、今後の上物については慎重  
にいろんな角度から検討して、できるだけ安価で、  
しかも効率のよい、しかも集客できると。大変欲  
張った話でございますけども、そういう方向で検  
討していきたいと思っております。

議長（角谷英男君） ほかに。 堀口君。

15番（堀口武視君） もう時間も遅いんで、1  
点だけちょっとお聞かせを願いたいと思っております。

63ページの長谷東山堀河林道整備事業ですか、  
これでいいんですかね。この林道はどこが起点で  
どこが最終目標であるのか。これは何のためにこ  
のような林道をつけておられるのか。この現場、  
私は1回だけ見たんですけども、市の幹部の方  
々はこの現場へ行かれたことがあるのか。その辺、  
あわせてちょっとお聞かせを願いたいと思っております。

それから、最終延長が供用が大体目標年次をど  
のくらいに決めておられるのか。これもひとつ聞  
かしていただきたいと思うんですけども、たしか

昨年予算委員会だったと思うんですけど、私が  
聞いた時点では、この事業は当分これでおしま  
いということ聞いてたんですけども、今回どう  
してこういう形で突然補正に上がってきたのか。  
この辺の事情もあつたら聞かしていただきたい。

以上です。

議長（角谷英男君） 山本農林水産課長。

都市整備部農林水産課長（山本知良君） 長谷東  
山堀河林道の質問にお答えいたします。

起点といたしましては、泉佐野市の長谷とい  
うところから最終の目標といたしましては堀河ま  
での間、延長といたしまして泉佐野施行分が1,13  
0メートル、泉南市施行分が450メートル、及  
び支線がありますので、支線も450メートルで、  
合計900メートル。それと大阪府施行分が3,2  
40メートルという計画になっております。（堀  
口武視君「目標年次は」と呼ぶ）

今の目標年度といたしましては、佐野の方は完  
了しております。それと、市施行分でございます  
が、本年度、14年、15年度で完了したいと考  
えております。その後、大阪府施行分については  
計画等まだ未定でございます。

目的でございますが、本市の区域につきまして  
は、林野火災の発生の場合の消火活動並びに地主  
の山の整備等のための運搬路、搬路というのが主  
目的であり、今のところ青少年の森の利用者等の  
目的もございません。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 堀口君。

15番（堀口武視君） 答弁の中で、現場を見た  
ことあるのかという質問に答えていただいてない  
んですけども、私は実は現場を見てまいりました。  
泉佐野市側の滝ノ池、ここはきれいに舗装されて  
ます。ところが、泉南市側ですね、以前工事を発  
注された部分については全然舗装もされてない。  
そこへ進入禁止のゲートが置かれてるんですね。  
これをどのような形でやっているか。今おっしゃ  
った中で3,240メートルは大阪府がやると。こ  
れ、果たしていつごろやられるのか。僕は、こ  
れ450メートルぐらい、2本いくんですかね、泉  
南市の部分は、900メートル、これだけの部分  
をやられると。今、土のまま、粗土のままほうっ

ておられると。当然、草が生えて道路かどうかわからなくなってくる。あるいは現在そこまでされて進入禁止にされてる。何の目的でこの道路をつくってるんだろうと。当然、もう1つ海側には緑資源公団が進めておる基幹農道がずうっと工事にかかっております。

特に、今御存じのように自然ふれあい塾が堀河で来年オープンしようとしている。そのアクセスとしては、私は確かに泉佐野岩出線から堀河ダムに入っていくのも1つの方法かなと思いますけれども、将来基幹農道ができ上がれば、基幹農道から高倉林道にアクセスするのが一番自然ふれあい塾に対するアクセスではいいんじゃないかなと、このように思っています。

そしたら、今現在、市民の里の一部分はきれいに舗装はされてますけれども、高倉林道が御存じのようにあの市民の里から奥、堀河ダムまでは一部100メートルか150メートル舗装されたまま、あと残ったまま、これは当初信達郷林野組合で整備をするか、あるいは泉南市で整備をするかといったときに、この高倉林道については泉南市で整備をしますと、こういうことで我々は、信達郷林野組合の方は堀河線の舗装をやったわけですね。ところが、現況高倉林道は車もなかなか通れないような状況で放置されております。

このことを絡み合わせて考えますと、果たしてここの長谷東山林道というのは必要あるかどうか。実際に堀河までと言いますが、堀川のどの辺に最終地点が行かれるのか。今、ふれあいとの兼ね合いの中で、高倉林道との整合性はどうか。その辺はルートもわかってるんだったらお示しをいただきたいと思えますし、私は今せっかくふれあいが来年オープンで、YMCAが事業主体となってやるということになっておりますけれども、この自然公園の運営は、先ほども農業公園の中でもいろいろ論議がございましたけど、大変運営自身が厳しいんじゃないかなと。その中で泉南市にできてるこういう、あそこも16~17億金を入れてるんですかね。そのような立派な公園を何とか事業を成功させたいと思えば、市のバックアップもそれなりに必要じゃないかなと。

大阪府の緑の方からいいますと童子堀河線、こ

れの整備をぜひやっていただきたい。バスが入れるようにやっていただきたい、こういう要望もたしか泉南市の方に来てるはずなんです。ここでは確かに市担は何ぼなんでしょうか。見てみますと、この長谷林道で1,100万ほどの市担を持ってるわけですね。これだけの金を入れれば、僕はせめて高倉林道が舗装は無理としても、車の通行の整備ぐらいは市民の里から堀河まではできるんじゃないかなと、このように考えますけれども、ひとつ市の考え方をお示ししたいと思えます。

議長（角谷英男君） 山本農林水産課長。

都市整備部農林水産課長（山本知良君） 長谷東山堀河林道の接続点でございますが、議員御指摘のとおり、その分については今緑資源公団の基幹農道と並行するおそれもございます。それで、今府の方とその辺の関係ですね、それを利用したらどうかという協議も実際しております。その辺の並行する点が出てきましたので、その辺の協議を今重ねているところでございますが、同所の接続点といたしましては、市民の里付近と、そこから高倉林道で堀河へ抜けるという計画でございます。

（堀口武視君「答弁答えてくれてないやろ。ふれあいとの整合性」と呼ぶ）

申しわけございません。高倉林道の舗装の計画ということでございますが、本年度若干でございますが、舗装まではいきませんが、路面の整備ということで65万の予算をいただいております。以前から議員御指摘のある舗装でございますが、それはふれあい自然塾の開園等に伴い、何とか計画、予算いただいて舗装をやっていくかんと、そのように思っております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 堀口君。3回目です。

15番（堀口武視君） この長谷東山堀河林道というのが突然どうしてこう予算がつくのか。私は、上位からの府なりあるいは国からの押しつけ事業じゃないのかなと。先ほども僕は言いましたけども、去年のたしか予算委員会では上林助役、当分この事業はないと思えますというような答弁をあなたはされてると思うんですよ。それがここへきて補正予算で突然上がってくる。このこと自身が私は不思議なんですけども、こんな金があるんな

ら、どうして高倉林道を先にやってやらないんですか。高倉林道は、以前から一部舗装 今65万で、65万で何できるんですか。65万で何をされるんですかね。しかも、先ほども言いましたようにふれあい塾があそこに整備をされてると。府営事業あるいは国営事業であっても、泉南市の市域の中にあれだけの施設ができ、やはり皆さんが期待されてる。泉南市も当然その事業にはバックアップしていくのが当たり前だと思うんですね。そういう意味では、やはり基幹農道を見据えて高倉林道を先に整備するのが本筋じゃないですか。

それと、童子堀河線、これの整備は事業部の方で計画なされてるんですか。これは大阪府から必ず要望が出てくると思うんです。せめて観光バスが通れるように、あるいは違法駐車ができないように、こういうようなことで要望が来てると思うんですけれども、その辺の計画はどうなんでしょうか。

1つ、こういうような押しつけ事業じゃなくて、もっとほかのこともお聞きをしたいんですけども、例えば基幹農道も聞かせていただきたいんですが、これはまたの機会にいたしまして、今私が質問したことをちゃんと答えていただきたい。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） まず、紀泉ふれあい自然塾、オープンに向けて堀河の方が寄りまして法人化に向けて今検討されておると。私も先般行ってきました、会合に。来週の月曜日ですが、YMCAの結果が出ましたんで、府と一緒に夜参加する予定にしております。当然、御指摘の泉南市としての支援策、特に法人化されますとその組合への支援とアクセス道路の支援、御指摘の童子堀河線、これ全線となると相当長いもので、特に危険箇所、8カ所か9カ所歩いて確認しております。これについては10年計画で府と市が責任持ってやらしていただくと。このことについてはほぼ方針が出ております。ただ、あと組合へのアプローチ、市としてどうするかというのは、一応骨格はできてますけれども、まだ地元と合意にまだこれからの話ですので、一応支援は考えております。

それと、高倉林道の舗装でございますけれども、

私、産業経済課長をしてるときに始めた舗装でございます。途中で終わっておるということで、その原因ですね、ちょっと定かではないんですけども、多分府の方にも問い合わせないけないんですけども、制度がなくなったのか、あるいは制度があつて中断したのか、とりあえずその辺の調査と、制度があるんであれば再開してもらうように要望していきたいのと、このように考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（角谷英男君） ほかに。 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 時間も時間ですので、1点だけ、アツという間に終わります。

74ページの工事請負費、これはどういう工事をされるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（角谷英男君） 北野教育総務部次長。

教育総務部次長兼文化・スポーツ振興課長（北野勝君） 遅くなって申しわけございません。500万の工事費でございますけれども、文化ホールの上屋部の防水工事を改修いたします。一番最上階を予定しております、面積にいたしまして300平米でございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 防水工事ですけども、わずか500万円で何カ所直すんでしょうか。文化ホールの横に展示室がございます。この展示室が何年前に増築したのか。ここは当初から雨漏りするということを伺っておりますけれども、だんだんそれがひどくなってきてる。そこに展示するときには雨漏りがして展示できないという、いつごろからそうなったのかわかりませんが、なぜもっと早い時期にそこを補修しなかったのか。そして、借りに来る人について、ここは雨漏りがしますからと先に断ってるという話、断られたという人も聞きます。大事な絵画とか、あるいは写真とか、そういうものを展示するとき、雨漏りすると言うたらだれも借れへんと思うんです。今までここを増築して以来、何回ぐらいここを貸したのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（角谷英男君） 北野教育総務部次長。

教育総務部次長兼文化・スポーツ振興課長（北野勝君） 御答弁申し上げます。

漏水箇所につきましては、文化ホール、それからリハーサル室、喫茶店と、それから図書館と文化ホールのつなぎ目、ジョイントのところから雨漏りがしております。展示室につきましては、この3月末に漏水を修繕いたしております。

以上でございます。（奥和田好吉君「増築したのはいつごろ。3点ほど抜けてるよ」と呼ぶ）

答弁漏れ御迷惑をおかけしました。展示室につきましては、平成8年に増築いたしております。使用回数につきましては、ちょっと資料の持ち合わせがございませんので、御答弁できません。よろしく申し上げます。

議長（角谷英男君） 奥和田君。3回目です。

8番（奥和田好吉君） ここに載ってる以上は、当然質問があると思って臨んでいただきたい。答弁できませんというのは、もってのほかやと思います。私たちは、補正予算について真剣に考え、真剣に質問してるんです。その中で答弁できないというのは、もってのほかやと思います。質疑できない、これであれば。どうするんですか。

議長（角谷英男君） 北野教育総務部次長。

教育総務部次長兼文化・スポーツ振興課長（北野勝君） 何度も申しわけございません。利用日数でございますけども、展示室の利用日数は全部稼働日が、開館日が294日のうち85日を利用されております。これは13年度の利用日でございます。14年度についてはちょっと資料の持ち合わせがございませんので、申しわけございません。

以上でございます。（奥和田好吉君「13年度だけ聞いているのと違うやろ。平成8年から現在に至るまで聞いているんでしょ」と呼ぶ）

申しわけございません。平成8年からの資料はちょっと持ち合わせがございませんので、申しわけございません。（奥和田好吉君「質疑でけへんやん、これ。その間に何回断られたんですか、借りに来て」と呼ぶ）

議長（角谷英男君） 奥和田さん、手を挙げてください。質疑やり直してください、結構ですから。奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 今に至るまで、平成8年から現在に至るまで、借ろうと思っとったんが借るのをやめたということも伺っておりますけど

も、実際に商売をし出して、ここに欠陥があるから借れないという、断られたというのが何回ありますか。平成8年から現在に至るまで資料もなく、どういう答弁の仕方をしようと思ってるんですか。話にならない、これであれば。次の質問ができない。これ3回となってるから、しゃべろうと思うんだけど、そういうのがなかったらしゃべりようがない、これ。質疑ができないんですよ。満足な答弁ができないから質疑ができないんですよ。どうするんですか、これ。電話でもかけて聞いてください、中身を。

議長（角谷英男君） 北野教育総務部次長。

教育総務部次長兼文化・スポーツ振興課長（北野勝君） 済みません。何回も同じような答弁になりますけども、私も去年の10月から行きまして、横で電話での申し込みなんか聞いておまして、断った件もありますけども、記録はございませんので、御答弁申し上げることができません。申しわけございません。

〔奥和田好吉君「議長、判断してください、何とか。暫時休憩するなりしてください」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） たびたび申しわけございません。今、担当の方、こういう答弁をいたしておりますけれども、後日、平成8年度より実績を調べまして、その分資料としてお届けしたいと、このように思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

〔奥和田好吉君「後日であれば、今回のこれ質疑できないので、我々どう判断したらいいんですか。後日になるんですか」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 奥和田君に申し上げますが、恐らくこれ以上の答弁、今できないと思います、残念ですが。そこでこれで暫時休憩して答弁を求めますと、もう残り1時間しかございません。そういう意味では、先ほど教育長が言われましたが、後日資料を出すということで了解いただくわけにいきませんか。（奥和田好吉君「はい、結構です」と呼ぶ）

〔真砂 満君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 真砂君。



21番(真砂 満君) 議長のそういった判断ですけど、議案上程をして、上程する側として我々に対して失礼な話ですよ。ここにおられる方、皆泉南市の幹部の職員でしょう。事実として異動わかってますよ。そのことをこの議場で幹部職員がそんなことを言ってどないするんですか。現実そうであったとしても、そのことを口にすべきじゃないでしょう。それを乗り越えてここに臨まないかんと違いますか。議長、今の判断でしたら、我々に審議権を放棄せよと言ってるのと一緒ですよ。その判断、間違ってると思いますわ。

議長(角谷英男君) おっしゃることはごもっともだと思います。しかし、残念ながら今私が申し上げました現実がございますので、御了解をいただきたいということを申し上げたんです。もう一度亀田教育長に答弁を願います。亀田教育長。

教育長(亀田章道君) まことに申しわけございません。今、担当の者が答弁いたしましたように、ちょっとこの場で資料を持ち合わせておりませんで、先ほども申し上げましたように後日になりますけれども、8年度以降調査をしまして、資料の提供をさせていただきたいと思いますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長(角谷英男君) 今、亀田教育長が答弁されましたが、教育長、それが最終答弁でありまして、真砂議員がおっしゃってるようなかわりの答弁、新しい答弁は出ないんですね。改めて私の方からお聞きしたいと思います。

教育長(亀田章道君) 大変申しわけございませんけれども、今私の方からはこの答弁しか申し上げることができませんので、よろしく御理解を願いたいと思います。

議長(角谷英男君) 真砂議員に申し上げます。今答弁したとおりでありまして、私も非常に残念だと思いますし、考えは一緒であります。残念ながら時間がございませんので、御了解をいただければありがたいと思います。真砂君。

21番(真砂 満君) 議事運営で私質問してますので、こういうやりとりがいいのか悪いのかわかりませんが、納得できませんよ。納得せえという方が無理ですよ。あなた方が上程してるん

でしょう、これ。責任持たなあかんでしょう。それで議長、時間がないとおっしゃいます。確かに現実そうですよ。そのことで我々が何で縛られなあかんのですか。先ほどの議運の議論でもそうですけども、おかしいですよ、そういうやり方。こんな議論なんてないですよ。

議長(角谷英男君) 真砂議員に申し上げます。何度も申し上げますが、言われてることは十分理解はできます。しかし、残念ながら答弁がこれ以上できないという事実があります。真砂君。

21番(真砂 満君) 説明できないことが明らかになって、我々にどう判断せえというんですか。質問者だけ違いますよ。我々はほかの質問者のことも聞いて、総合的にすべてを判断するんですよ。みずからの質問だけじゃないんですよ。23人の議員おられて、それぞれ立場が変わって質問、質疑をして、そちら側の、理事者側の答弁も聞いて、総合的に我々は判断するんでしょう。そのことが担保されないんですよ。その担保されない中で状況を判断せえというんですか。

それで、議長が何度も言います。時間に我々がなぜ縛られないかんのですか。方法は何ほどもあるん違いますか、あえて言いませんが。その方法を使って十分に審議して、決をとる。そういった方法を我々は当然求めるべきでしょう。

議長(角谷英男君) あえて申し上げますが、時間にこだわるというのは、与えられた時間が迫っておるといふことであります。

それと、もう一度申し上げますが、後日、これは質問者にも御了解は今いただいておりますが、それで結構ですと奥和田議員より了解いただきましたが、資料でもって後日お示ししますという答弁がございました。それで御了解いただけないのであれば、これは前へなかなか進まないということになります。

〔和気 豊君「議事進行」と呼ぶ〕

議長(角谷英男君) 和気君。

19番(和気 豊君) 今、教育委員会ちょっと見渡したところ、お1人幹部職員がおられないということで、いわゆる実務の責任者ですよ。学事関係の部長さんですね。それから、中村さんおられますか あ、来られましたね。一遍その辺

で、ちょっとこの場ででも相談をして、具体的に本当にできないのかどうか。あなたは政治的判断ですけれど、実務的なことかかわってくるわけです、これね。実務的に本当に判断できないのかどうか、回答できないのかどうか。そういうことについては、ちょっと今幹部で鳩首会談でもやってくださいよ、この場で、ちょっと時間もらって。その上でなおのこと最後の決断というふうにしてくださいよ。相談もせんと、実務的なことについて十分周知しておられないあなたが答えられるのはちょっと納得できません。議長、その辺の配慮は一定してもらわないと。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 今、和気議員さんの御意見に私の方、それを受けましてちょっとしばらく時間をちょうだいして相談をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（角谷英男君） 暫時休憩いたします。

午後 11 時 2 分 休憩

午後 11 時 9 分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの真砂議員の議事進行についての問題について、改めて理事者より答弁を求めます。亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 大変貴重な時間をちょうだいいたしまして、恐縮に思っております。深くおわびを申し上げたいと思います。

今、担当者の方から再度お答えをさせていただきたいと、このように思っております。よろしく願いいたします。

議長（角谷英男君） 北野教育総務部次長。

教育総務部次長兼文化・スポーツ振興課長（北野勝君） 大変時間を消化いたしましたことを深くおわび申し上げます。

まず、工事請負費 500 万につきましては、ホールの上階の漏水の改修工事に当たりたいと思っております。

あと、展示室につきましては、平成 8 年から稼働しているところがございますけども、私も去年の 10 月から着任いたしまして、電話でお断りなんかした例もございますので、今後ともまとめ

ていきたいと思っております。また、資料につきましては後日提出したいと思っておりますので、よろしく願います。

展示室の雨漏りについては、この 3 月に修理をしておりますので、よろしく願います。

議長（角谷英男君） ほかに質疑ございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。（成田政彦君「議長」と呼ぶ）成田君。

18 番（成田政彦君） この際、動議を提出いたします。ただいま議題となっております議案第 3 号については修正するとともに、これを議題とされんことを求めます。（「賛成」と呼ぶ者あり）議長（角谷英男君） ただいま成田政彦君から、議案第 3 号については一部修正するとともに、これを議題とされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

議員提出議案第 18 号「平成 14 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 4 号）に対する修正動議」を議題といたします。

〔議員提出議案第 18 号配付〕

議長（角谷英男君） 本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田政彦君。

18 番（成田政彦君） 提案者を代表し、私成田政彦が議員の皆さんにお手元に配付しました議員提出議案第 18 号について、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

泉南市の決算状況は、長年にわたる空港関連、同和事業優先から来た市の借金 229 億円以上を抱え、さらに一般会計の決算の状況は 4 年連続赤字であり、2001 年度に至っては、経常収支は見込みで 104% など最悪です。このような中で、赤字解消と称して市民に負担を押しつける行革なるものが実行されています。

今回の議案第 3 号、補正予算については、一定市民の要望も反映されているものもありますが、その反面、敬老会まで行革の対象になり、各区に押しつけようとしてますが、対象者 6,412 人の高齢者の 60% 近くが打ち切られるおそれがあります。また、教育委員会は行革の名のもとに幼稚園統廃合を幼児まで負担を押しつけるような計画をするなど、向井市政のもとで教育はずたずたで

あります。

今、市民は長期の不況とリストラ、医療費の値上げなど大変厳しいものがあります。今、必要なのは、むだな公共事業をやめ、暮らしを改善し、住民本位の市政転換ではないでしょうか。私は、この立場に立って修正案の説明をします。

修正の第1点目は、修正案、表を1ページにして3ページ、総務費、同和対策費の委託料112万3,000円を減額です。同和事業については、国において本年3月末をもって終結してます。差別の解消が大きく前進してる中で、今なお同和問題の解決に向けた実態調査など報告委託料は必要ありません。

修正の第2点目は、修正案の同じ3ページの農林水産費、農業費、4億2,214万5,000円の減額です。総額27億円に及ぶ農業公園については、バブル時代に計画されたもので、今日では採算性のめども全く立っていません。むだな公共事業の典型です。財政事情の厳しい中で市債1億8,380万円、一般財源6,606万1,000円をつぎ込むのは到底認められません。削減された4億2,326万8,000円については、教育費の施設の改善や各種削減された福祉施策の回復に充てることを提案し、修正案の説明にしたいと思います。

議員諸氏におかれましては、御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これより修正案及び原案について順次討論を行います。

まず、修正案に対する討論を行います。討論ありませんか。 討論なしと認めます。

次に、原案に対する討論を行います。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

これより修正案及び原案について順次採決を行います。

まず初めに、議案第3号に対する成田政彦君ほか4名から提出されました修正案について、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。本修正案に賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立少数であります。よって議案第3号に対する修正案については、否決されました。

修正案否決でございますので、これより原案について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議案第3号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第5、議案第4号 平成14年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第4号、平成14年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算について説明を申し上げます。

議案書の79ページをお開き願います。内容といたしましては、泉州東部区域農用地総合整備事業、俗称基幹農道の事業用地として泉南市新家5033の1の一部で面積3,418.17平米、約1,034坪を緑資源公団に売却するものでございます。

歳入といたしましては、売却代金4,424万8,000円のうち新家の持ち分7分の1相当額の632万2,000円を財産売り払い収入として計上させていただきました。

歳出といたしましては、財産売り払い収入632万2,000円の30%相当額189万7,000円を一般会計に繰出金として、また70%相当額の442万5,000円を地元公共事業補助金としてそれぞれ計上させていただきました。

以上、簡単でございますが、本議案の説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。 東君。

6番（東 重弘君） 時間も押し迫ってますが、  
長らくお待たせさせていただきました議案でござ  
いますので、若干の時間をいただいて質疑をさし  
ていただきたいと思います。

会議規則が今議会より厳守されておりますので、  
私もそれは守りたいと思います。かなり多くの質  
問をまとめてしますので、ゆっくりと読み上げま  
すから、質問には的確にお答えいただきたい、こ  
のように思います。

では、質疑を始めます。

上程された本議案の契約は、浅草共有林組合長  
と緑資源公団と聞いております。泉南市はこの契  
約書にどのようにかかわっているのか、この契約  
書の中にどのように明記されてるのか、お答えを  
いただきたい。

2つ目は、本議案は平成13年9月議会に、ま  
た平成14年6月議会に上程されようとした経緯  
があります。いずれの議会も取り下げられたので  
ございますが、9月議会の取り下げに際し、その  
議会運営委員会にかけられた折に私は市長に、も  
う工事が始まり、つち音が聞こえてますよ、12  
月議会に上程されるんでしょな、こういう質問  
をさしていただきました。

そのときに市長は、12月には出しますと、こ  
のような答弁をいただいております。これがその  
次に上程されるのがなぜ6月までかかったのか。  
12月と答弁されたのがなぜ6月までずれ込んだ  
のか。この件について御答弁をいただきたいと思  
います。

次に、今議会に上程された以外に、今後緑資源  
公団の用地収用の予定はあるのか。今後、共有地  
の処分は、この緑資源公団の売買形態をとるのか。  
もしくは緑資源公団の事業のみこの扱いをするの  
か。

次に、数年前から浅草共有林組合は信達郷共有  
林組合ともにみなし法人としてその所得に所得税  
や法人市民税が課税されている団体であり、市と  
全く関係のない団体である。この法人の土地売買  
代金がどのような理由づけで全額市の金庫に入金  
されるのか、明らかにされたい。

次に、市が売り払い代金の30%を一般会計に  
入れ、公債費管理基金に繰り出している。この名  
目、根拠は何か、お答えを願いたい。

次に、このような売買形態であれば、譲渡税の  
納税義務者は契約者になると思うが、課税される  
のか、されないのか。課税されるとすれば、市の  
先取り分の国税も納税義務者が支払うことになる  
が、この点はどのように扱うのか。譲渡税には国  
税のほかに府市民税がありますが、この徴収はい  
かがされるのか。また、地元への繰出金は公共事  
業整備補助金との名目になっているが、税の支払  
いは公共事業整備に当たるのかどうか。

次に、公共事業の土地収用に対し、売買契約者  
に特典が与えられています。その1つに、代替地  
取得の特典がありますが、この場合、30%は出  
すのかどうか。それは代替地総額の30%なのか、  
または収用された売り払い代金の30%なのか。  
出すとすれば、この支出金の款項目は何になるの  
か。

次に、地元の代表者は、土地売買契約書に署名、  
捺印する以上、地区総有の土地の売買代金との認  
識であります。公共整備補助金というのは、こ  
の契約書の意味からしてはおかしいのではないか。  
当然、土地売り払い代金であるべきではないかと  
思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

次に、補助金について理事者の見解をお聞きし  
たいと思います。

私は、補助金支出は首長の裁量権に属するもの  
であり、その増額、減額、取りやめは時の首長の  
考えによると思いますが、これは間違っているで  
しょうか。

以上であります。

議長（角谷英男君） 馬野総務部次長。

総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） 御答弁申  
上げます。ちょっと質問が多岐にわたっており  
まして、私の範囲でできる部分については答弁さ  
していただきます。

まず、1番目の契約の相手方ですね。その市  
のかかわりということでございますが、今回の場  
合は、契約の相手方が浅草共有林野組合の代表者  
の組合長と緑資源公団との契約になってございま  
す。それにつきましては、基幹農道のこの事業に

つきましては、買収につきましてはいろいろと条件がございまして、市有地及び財産区の分につきましては、その売却費が市に入るお金につきましては、できないという制約もございまして、これはなぜかといいますと、この基幹農道についての完成後は、この財産及び施設につきましては市が移管するものということで、市にはそういう買収にかかわるお金が入らないということで、今回は林野組合との契約ということになってございます。

平成13年9月に一度上程をしました。それから、この6月議会にも上程いたしました。13年の、去年の9月に上程したときには、浅草共有林野の方とは協議をしてたわけですけども、まだ信達郷の方もこの事業で買収予定でございますので、その辺の調整がまだできていなかったということで、一応取り下げをさしていただきました。この6月の上程につきましては、これはもう私の、非常に皆さん方に迷惑かけまして、至らぬ事務の執行につきまして大変御迷惑をおかけいたしました。そういう理由で取り下げをいたしました。

今後の用地収用の予定ということでございます。今後の用地収用の予定につきましては、浅草共有林がまだもう1回ございます。それと信達郷林野組合の方もございます。

それから、30%の市の一般会計の方への繰り出しということでございますが、これにつきましては、今までの林野組合の關係の公共事業に対しての買収のときには、今までの慣例で市に30%繰り出して、70%は地元林野組合に補助金交付をしてたという経過から、今回もその考えで行いました。

以上、今私の方で整理のできてる答弁の内容でございます。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 補助金である以上、首長の裁量権によって変わるのではないかという御指摘でございますが、類似団体であります信達郷共有林野組合と市の和解条項等の経過も踏まえまして、7割、3割という形で処理をするということでやっております。したがって、この浅草につきましても同様な形ということでございまして、これはそのことを十分踏んまえた上でのことでござ

いますので、これが首長の判断で変えるということにはならないと。当然、議会の議決も要るわけでございますので、そのことを十分踏んまえた形で今後ともやっていきたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の方から1点御答弁申し上げたいと思います。

まず、昨年9月にこの議案を上程いたしました。やはりそのときには取り下げをいたしました。その原因といたしましては、類似団体である信達郷林野組合の協議ができていなかったということで取り下げを行いました。議員おっしゃるとおり、じゃ次はいつ上程やということもございました。当然、おっしゃるとおり市長は次の12月にということも御答弁いたしておったところでございますが、やはり信達郷林野組合との協議が長引いたということで6月の上程になったということでございますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） 馬野総務部次長。

総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） 今回の場合の税の關係でございますが、一応5,000万控除ということで、5,000万控除が受けられますので、その分については税金がかかってこない、課税がされないというふうに聞いております。

それと、代替地の場合、今回の場合は浅草共有林の方とは代替地という話がございませんでしたので、あくまで金銭ということで話をしておりましたので、その辺については、今回の場合は代替ということは考えておりませんので、今のところ検討をしてございません。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 1つ、今回のこの繰入金で公債費管理金に積み立ててるという御質問がございました。

これにつきましては、従来からこの基金の積立金につきましては、臨時的な財源につきましては、公共施設かあるいは公債費管理基金の方に積み立てて、要するに臨時的な財源ということもありますので、将来的に使うということを目的で今回公債費管理基金の方に積み立てをさしていただいた

ということでございます。

議長（角谷英男君） 東君。

6番（東 重弘君） 時間もありませんので、指摘します。抜けてるところを言います。

3つ目というのはわかりませんが、今後この共有地の売却形態、この緑資源公団の方式が今回限りなのか、これからも継続するのか、それが第1点。

それから、いただいてないのは、公共施設整備基金というのは、この契約書からすればおかしいのではないかと。当然、契約書からすれば土地売り払い代金であるべきでないか。

今、気づくのがこの2点ですから、もう2回ありますから、また抜けてるのに気づいたらそのときにやるとして、とにかく1回目はこれだけです。

議長（角谷英男君） 馬野総務部次長。

総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） 御答弁申し上げます。

売買形態でございますが、この売買形態につきましては、先ほどもちょっと説明したんですけども、完成すればその財産、施設が市に移管されるものということで、今回この事業に限りこういう売買形態でいきたいというふうに考えております。

議長（角谷英男君） 馬野総務部次長。

総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） まことに申しわけございません。公共事業整備補助金ということでございますが、予算上は一応そういうことになっておりますが、実際は土地の売り払い代金という解釈をしております。

議長（角谷英男君） 馬野総務部次長。

総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） 申しわけございません。ちょっと訂正させていただきます。

先ほど私、売買形態がこの事業だけということに答弁いたしました。この事業だけじゃないということに訂正いたします。

議長（角谷英男君） 東君。

6番（東 重弘君） それじゃ、御答弁いただきましたので、順次2回目をさせていただきます。

答弁の中で訂正がありましたので、これは了としていきたい。

まず、今気づいたんですが、1つ、みなし法人として国税がかけられてる。この土地売買代金が

全く市と関係のない法人なんですね、国税がかけられてるというのは。この団体の長が売って、なぜ全額市の中へ入るのかというのが抜けてるんですよ。これをお答え願いたいのと、その質問の後で、私はこの形態であれば30%の根拠は何か。従来の慣習と、こんな答弁ないでしょう。従来はこんな契約じゃないんでしょう。その質問の後で申し上げたんですよ。これ、答弁おかしいじゃないですか。

それから、次の税金の問題、わざわざあとどんなものがあるんかお聞きしたのは、新家があるんでしょう。5,000万控除というのは理由で、かからんことないですよ。5,000万円控除は、1事業に1回しか使われないんですよ。来年はかかってくるじゃないですか。担当者、何を答弁してる、これ。5,000万ことし使ったら次使えないんですよ、これ。違いますか。私、間違ってるんやったら間違ってると思うてください。5,000万円控除でかからない。これは1回しか使えないんやから、ことしこの案件で使ったら使えないんですよ。たとえ来年100万円でもかかってくるんですよ。全く答弁になってないじゃないですか。

次に、買い取りの件ですね。なるほど申し出がないでしょう。これはさきに先取りするのが問題になってるんですよ。なぜなら、特別措置法には前1年、後ろ2年に関してはこの特例を適用する、これを適用してください。何もあなた方にする必要はないんですよ、この契約形態からすれば。税務署に3月15日にこの特例を受けたい。今申し出がないというようなことは、全く関係ないじゃないですか。あと2年あるんですよ。この契約、以前1年も有効なんですよ。契約後2年間、ことしのいわゆる税制末、3月15日ですね、15年の。このときまでに税務署に申し出れば、あなた方に申し出る必要はなくてこの特例を受けれるんです。だから、これも答弁になってない。

それから、売り払い代金としての解釈だとおっしゃいましたね。それはわからんですね。地区総有の公共事業整備補助金はおかしいんじゃないかということに、土地売買代金で上げておかしいんじゃないかという質問に、売買代金としての解釈をしてる。そしたら、議案に何でそんな補助金

出てくるんですか。

次に、補助金としては問題あるんじゃないかという話もしてるんですよ。この答弁もでたらめじゃないですか。こんな到底納得できませんよ。それじゃ、どちらが正しいんですか。解釈は土地売り払い代金なんですか。議会の説明は補助金なんですか。この辺について明確にしてくださいよ。

それから、市長、補助金の問題ね。私はあなたがやっておられるうちは、確実にこうだと思いません。そういうことをお聞きしてません。共有地というのは、今後その性質上、100年、200年続くんですよ。これはもうだれが考えても異論のないとこだと思います。将来にわたって補助金は永久に保障されるのか、こういう意味で言ったんですよ。この件はそういうことをあなたは絶対にそうされますよ。そうしないと政治的におかしいです。首長として、次に合併もありますけども、これが続く以上、将来にわたってこの保障は、自治法上ありますか、こういうことを聞いているんです。

2回目終わります。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、契約形態の話でございますが、この話があったときに地元の皆さんとお話したのは、私どもは従来からやっておりますような、みなし財産区といいますか、そういう形で契約をしたいということをお話しました。地元の方は、いやいや地元でやりたいと、地元にお金を直接いただきたいと、こういう話でございました。そういう中で、我々は当初どおり財産区という形での契約をしたいと、こういうふうに言ったんです。

ところが、その中で3割を市がいただくということになりますので、そうなると用地を買った土地の3割相当分が費用、お金でございますけども、市の方に入るということになれば、その用地そのものが将来市に移管をするわけですね、工事が完成すれば。そうなると、その3割分は公団としては買うことはできないという話がありました。そうなりますと、泉南市全体にとって非常に不利なことになるということで、何とか100%で買える形を模索したわけでございます。

その中で出てきたのが今の案ということでございまして、これならば緑資源公団もオーケーだと。ただし、契約そのものは組合とできるということもありました。林野組合の方も、費用についてはやむを得んということで、市のこういう形の処理で結構ですと。代表者、一部異論があった方もいらっしゃいますが、最終的にはそういう返事をいただいたということで、私とすれば市全体を考えた場合、最も有利といえますか、最善の方策は、多少イレギュラーというのはもう御指摘のとおりだというふうに思いますが、これが一番今選択し得る方法としてベストであるというふうに判断をいたしまして、地元の方にも大変しんどい思いをしていただいたんですが、御理解をいただいて今回上げさせていただいたということでございます。

それから、7割、3割の保障ということでございますが、私は御指摘ありましたように、信達郷の経過等も十分知っている上でなっているということで、それは当然守らなきゃいけないということでございます。

ただ、将来的に御懸念いただいている点も、例えば全く知らない方がなって、そうなった場合に果たして担保されるのかという御心配はあるというふうに思います。これはこれで今後きちっと何か確認といえますか、そういう形で交わすとかいうことできちりと担保をお互いしておくということは可能だというふうに考えておりますので、その件はまた後ほど、これはこの組合に限りませんけども、もちろん信達郷さんもありますので、十分御相談をした上で何かそういう担保的な取り交わしということは可能ではないかと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 馬野総務部次長。

総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） この租税特別措置法に伴います税務署協議でございますが、これは我々市の方が行うものではなく、当然事業者である緑資源公団の方がこれについての税務署協議を行っておるというふうに聞いております。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御指摘いただいた代替地取得は、おっしゃるように3年以内ということの猶予期間がでございます。今のところは、共有林野さ

んからはそういう話は我々お聞きはいたしておりません。あと猶予期間が若干ありますので、その間にそういう話があるのかなのかというのは、今時点ではわかりません。当面は 当面というのは、現在は金銭処理ということでお互いに確認をいたしております。(東 重弘君「それより市長、30%を出すんか出せへんのかという問題は どうなんですか、そうなる」と呼ぶ)

これは内容にもよると思うんですね、あるいは目的があるのか。きちりとした、市もプラスになる目的があるのかということもありますから、これはやっぱり中身の問題かというふうに思います。

議長(角谷英男君) 東君。

6番(東 重弘君) 税の問題、まずこれからいかしてもらいます。

みなし法人という独立団体で市の金庫へなせ入るのかというのはまだお答えしてもうてないですね。これ、再度お聞きしたいと思います。

それから馬野課長、あなたが5,000万控除あるというから、2回目の議論をやったんですよ。2回目は、それは緑資源公団が協議することやと。そんなおかしい答弁ないでしょう。初めから言うてくださいよ。僕はそう思うんですがね。これは答弁もらうという次やれませんか。おかしいですよ。何やったら議事録上げてくれてもええ。

この譲渡税ですね。おっしゃるようあなたがお答え出して答えへんから、私言いますね。これ、私調査しましたよ。税務署へ行ってきました。かからないと言うんですよ。もう調べてはるやろうけども、これ国税基本通達15の2の10によってかからない、こういう答弁でした。

議長、その15の2の10、これうちの議員用のパソコンで簡単にとれるんですが、少々長いんですが、読み上げましょうか。それともコピーを差し上げましょうか、皆さん。これをもとにやりますから。

〔堀口武視君「議長、議事運営」と呼ぶ〕

議長(角谷英男君) 堀口君。

15番(堀口武視君) 今、議題になっておりますこの議案は、いろいろ問題を含んでおりますし、ほかの議員さんもかなり質問したい部分があるう

かと、私自身も確認をしなければなかなか賛否を表現できない問題だと思います。物理的に時間が大変無理だと思いますので、議長の判断を仰ぎます。

議長(角谷英男君) 今、堀口議員より時間の問題を指摘をされました。堀口議員の方から、御自分も含めて他にこのことに対する質問、質疑をやりたいという方がたくさんいらっしゃるであろうかという指摘もございました。その判断を任すということでございます。

判断といいましても、もう時間がございません。現実に東議員の質疑そのものがすべてこれで終わることはないであろうと思いますが、ただ東議員が今言われました読み上げるのか、コピーをして全議員に渡すのか、そのことについては渡される方が皆さん御理解をされるのではないかというふうには思います。

東君。

6番(東 重弘君) 今やっても、またやり直さないかんのですよね。だから、もう1回、これは私の質問、まだ終わりということやないという御指摘もございましたんで、今じゃなくて、コピーをとってるうちに時間が過ぎるというパターンもありましようから、私がこんな議事進行するわけにいきませんが、その辺で次にしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長(角谷英男君) これは議長として判断をさせていただきます。

恐らく質疑途中で午前0時が来るであろうと思います。非常に中途半端になります。問題は、このまま流さなければ、終わらなければ仕方がないというふうに思います。そういうことで、自然に午前0時を迎えざるを得ないというふうに思います。ですから、東議員の質問に対しては、現状続行中であるということで、しかし終結はしていないということで了解をしたいというふうに思います。残された時間、どうぞ使っていただいて結構ですから。

6番(東 重弘君) 今、言ってきましたように、これを読み上げるということは、十二、十三行ありますから、読み上げるにしてもコピーをとっていただくにしても、ちょっと12時までには無理



だと思うんですが、コピーがいいというのであれば、渡すだけは事務局に渡したいと思います。ちょっと読みましょうか。

それじゃ、読み上げます。収益事業に属する固定資産の処分……

議長（角谷英男君） ただいま午前0時となり、流会に至りました。連日にわたり御苦労さまでございました。終わります。

午前0時 流会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 角 谷 英 男

大阪府泉南市議会議員 和 気 豊

大阪府泉南市議会議員 西 浦 修